決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

令和　２年　９月　８日　開会

令和　２年　９月１８日　閉会

大 樹 町 議 会

令和元年度決算審査特別委員会会議録（第１号）

令和２年９月１４日（月曜日）午前１０時開議

○議事日程

委員会記録署名委員の指名

第　１　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について

第　２　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について

第　３　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第　４　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について

第　５　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について

第　６　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について

第　７　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について

第　８　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席委員（１０名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	６番　船　戸　健　二	７番　松　本　敏　光
８番　西　田　輝　樹	９番　管　　敏　範	１０番　志　民　和　義
１１番　齊　藤　　徹		

○欠席委員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹

保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町営牧場参事	梅　津　雄　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力

＜教育委員会＞

教　　育　　長	板　谷　裕　康

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美
監　査　委　員	村　瀬　博　志

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松　本　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○斉藤決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　委員会記録署名委員指名

○斉藤決算審査特別委員長

日程第１　委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

６番　船　戸　健　二　委員

７番　松　本　敏　光　委員

を指名いたします。

◎日程第２　認定第１号から日程第９　認定第８号

○斉藤決算審査特別委員長

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第９　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまでの８件について、これより審査に入ります。

お諮りいたします。

本委員会での審査の方法ですが、一括議題となりました認定第１号から認定８号までの８件については、去る９月８日の本会議において、提案理由の説明が終了していますので、本委員会では１件ごとに議案並びに附属書類、事項別明細書等の説明を求めた後、決算書等に関する質疑、総括質疑、討論、採決の順で審査を進めることといたします。

一般会計の審査につきましては、議案の説明後、事項別明細書に従って歳出、歳入の順に審査を進めることとし、事項別明細書の歳出の款ごとの説明、並びに歳入の一括説明は審査に合わせて求めることといたしたいと思います。

特別会計につきましては議案、並びに事項別明細書、財務諸表等の一括説明後に審査を行うこととしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

ただいま決定のとおり、審査を進めます。

お諮りします。

認定第１号から認定第８号までの８件については、同一議件に対する質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審査を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定８号までの８件の審査については、質疑を３回までとする会議規則第５４条の規定を適用しないで審査を進めることに決しました。

これより審査に入りますが、その前にご連絡いたします。

本委員会での審査に際し、理事者より主幹、係長等を説明員として出席させたい旨の申し出があり、これを認めることとします。

なお、主幹、係長等からの説明は、特に理事者から申し出があった場合に限り、委員長において指名しますのでご了承願います。

質疑にあたり、事項別明細書に記載されていない事項は、総括質疑でお受けいたします。

また、関連質疑については、先の質疑者が終了してから新たに質疑されるよう、お願いをいたします。

◎日程第２　認定第１号

○斉藤決算審査特別委員長

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件を議題といたします。

最初に、議案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定について説明させていただきます。

議案の１ページをお開き願います。

令和元年度一般会計決算総括表でございます。歳入でございますけれども、款順に４列目の決算額から６列目の収入未済額について説明させていただきます。

最初に町税、決算額８億７，８０５万４，６７１円、不納欠損額２８万７，１９４円、収入未済額２，３５５万７，３０１円、収入割合は、前年度から０．２ポイントマイナスの９７．４％でございます。

地方譲与税１億６，６０６万６，０１６円、利子割交付金５５万９，０００円、配当割交付金１８２万４，０００円、株式等譲渡所得割交付金１１８万９，０００円、地方消費税交付金１億１，１６５万１，０００円、自動車取得税交付金１，７９１万２，３０９円、環境性能割交付金５１７万２，０００円、国有提供施設等所在市町村助成交付金３８万７，０００円、地方特例交付金１，１９６万９，０００円、地方交付税３１億９，０８１万３，０００円、交通安全

対策特別交付金９３万２，０００円、分担金及び負担金、決算額８，０２０万７，０３２円、収入未済額１２９万９，４３８円、収入割合は、前年度より０．２ポイントプラスの９８．４％でございます。

使用料及び手数料、決算額２億２，３７１万７４９円、収入未済額４４７万４，９５８円、収入割合は、前年度と同率の９８％でございます。

国庫支出金２億９，８０５万４，９１４円、道支出金４億８，６５５万７，８１４円、財産収入３，８６８万８，１８３円、寄附金７，６２９万１，９３１円、繰入金１億７，８２７万９，２８１円、繰越金２億９，６６５万５，１３０円、諸収入決算額２億２，０２１万５８８円、不納欠損額１７万８，０００円、収入未済額１０８万１，０００円、収入割合は前年度より０．３ポイントプラスの９９．４％でございます。

町債５億４，７４３万２，０００円、歳入合計では、予算現額７０億６，４００万７，０００円に対し、調定額６８億６，３４９万４，５０９円、決算額６８億３，２６１万６，６１８円、不納欠損額４６万５，１９４円、収入未済額３，０４１万２，６９７円、収入割合は前年度と同じ９９．６％でございます。

なお、前年度歳入決算額は６８億９，４２４万２，２４０円で、前年度に比べ０．９ポイント、６，１６２万５，６２２円の減となってございます。

次のページをお開き願います。

歳出でございますが、科目ごとに５列目の決算額と６列目の翌年度繰越額の順で説明させていただきます。

議会費５，５２４万５，６３０円、総務費決算額１２億７，５９３万３，１０７円、翌年度繰越額１億２９６万８，０００円。

民生費７億８，３３２万８，１８８円。衛生費２億１，７６９万１０７円。

労働費６００万８，１６４円。農林水産業費６億６，１４５万６，３５２円、翌年度繰越額１億１，９１９万９，０００円。

商工費２億７０８万２，５００円、土木費５億７，１２９万２，１３２円、消防費３億２，６９３万９，４４６円、教育費５億４，０６５万７，２５１円。災害復旧費の執行はございません。公債費７億８，６１５万５，０２４円。諸支出金１２億６，５３０万３，３７０円、予備費の執行はございません。

以上、歳出合計では、予算現額７０億６，４００万７，０００円に対し、決算額６６億９，７０９万１，２７１円、翌年度繰越額２億２，２１６万７，０００円、不用額１億４，４７４万８，７２９円で、予算現額に対する歳出執行率は、前年度から２．２ポイントマイナスの９４．８％でございます。

なお、前年度歳出決算額は６５億９，７５８万７，１１０円で、執行額は前年度に比べ１．５ポイント、９，９５０万４，１６１円の増となってございます。この結果、歳入総額６８億３，２６１万６，６１８円から、歳出総額６６億９，７０９万１，２７１円を差し引いた形式収支は１億３，５５２万５，３４７円となり、これらから繰越明許費の繰越財源繰越額３８２万

４，０００円を差し引いた１億３，１７０万１，３４７円を令和２年度に繰り越すもので、実質収支は前年度に比べ５１．３ポイント、１億３，８９５万９，７８３円の減となるものでございます。

次のページをお開き願います。３ページになります。款ごとの歳出決算額を性質別に分類した表を説明させていただきます。

前年度決算額から、変動額が大きな主なものについて簡単に説明させていただきます。

人件費は１０億１，２９４万１，４３６円で、前年対比２．２ポイント、２，１６９万２，８０２円の増。物件費は１１億１，６８３万２，９００円、前年対比２０．４ポイント、１億８，９１８万２，８７１円の増。これは、スマート街区構築事業概略設計、それから畜産担い手総合整備型事業、役場庁舎建設設計業務、小学校に配置したタブレット導入等の増によるものでございます。

維持管理補修費は３億１，３９６万２，２０１円で、前年対比３０ポイント、７，２４７万４，４３８円の増。これは主に、除排雪経費の増によるものでございます。

扶助費は４億５，４５４万７，３７５円で、前年対比１．０％、４５９万８，０００円の減。これらは、自立支援医療費と児童手当の減によるものでございます。

補助費は１４億１，７７７万５，１１９円で、前年対比３．５ポイント、４，８５１万６，４３１円の増。これは、畑作構造転換事業、産地パワーアップ事業の各補助金と、南十勝複合事務組合及びとかち広域消防事務組合の各負担の増によるものでございます。

普通建設事業費は６億７，８２５万９，６０９円で、前年対比２２．７ポイント、１億９，９９６２万６，３０７円の減。これらは、情報通信基盤整備事業、学習センターコスモスホール舞台照明更新などの減によるものでございます。

その他につきましては、災害復旧費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金でございますけれども、災害復旧費に執行はなく、公債費は７億８，６１５万５，０２４円で、前年対比３．６ポイント、２，７５７万１，０８２円の増。積立金は２億６，２６０万６，１１３円で、前年対比２５．４ポイント、８，９２０万３，２７２円の減。投資及び出資金は、２００万円で、北海道航空宇宙企画株式会社への出資で、新規となるものでございます。

貸付金は１０億６０８万円で、前年対比１．８ポイント、１９９万円の減。繰出金は５億４，５９３万１，４９４円で、前年対比６．５ポイント、３，３４８万４，１１６円の増。

その他合計では１７億２７７万２，６３１円、前年対比１．６ポイント、２，８１３万８，０７４円の減となってございます。

続きまして、決算附属資料で説明させていただきますので、附属資料をお開き願います。

附属資料の最初に、１ページの財産に関する調書でございますが、（１）土地のうち、行政財産の公共用財産、その他の施設で、発達支援センター用地の一部と旧都市下水路を所管替えしたものでございます。

この結果、１，２３３平方メートルの減となったものであります。

普通財産では、その他について緑苑分譲地などの売払い５件で、２，３９２平方メートル

の減となる一方、行政財産からの所管替えにより１，２３３平方メートルの増で、差引き２万２，６８７平方メートルの減となったものでございます。

（２）の建物でございますが、行政財産では公共用財産の公営住宅において１棟新築で、２３５平方メートルの増。１棟解体で１６５平方メートルの減。差引き７０平方メートルの増。

普通財産では、その他で中島小学校教員住宅２棟解体により、１２６平方メートルの減となってございます。

次に、２ページをお開き願います。

（３）の山林でございますが、面積が６，２８７平方メートル減少し、３，９５５万１，５５７平方メートル。推定蓄積量は５，８０１立方メートル増加し、６０万６，２２８立方メートル。

次に、（４）有価証券ですけれども、有価証券は、帯広空港の運営が、帯広空港ターミナルビル株式会社から北海道エアポート株式会社に移管されたことに伴い、４６万円分を譲渡したものでございます。

また、射場運営事業企画会社設立資金として、北海道航空宇宙企画株式会社に、新規に２００万円の出資を行い、元年度末現在高は１５４万円増の３１５万円となってございます。

次に、３ページをご覧願います。

２の物品、車両関係でございますが、前年から３台減となった内訳として、小型乗用車の減は、介護活動車１台と連絡自動車１台の減。それから、普通乗用車の増は、介護活動車１台の増。それから普通貨物乗用車の減は、給食運搬車２台の減でございます。

次に、基金でございますが、歳計剰余金やふるさと納税などの寄附金、利子など、２億１，１０６万５，９６０円を新たに積み立てた一方、公共施設整備基金や魅力あるまちづくり推進基金から１億２，０９９万８，８４７円を繰り入れた結果、一般会計基金残高は、前年比９，００６万７，１１３円増の３５億５，７５４万２，４２８円となってございます。

また、このほか、北海道市町村備荒資金組合の納付金が１２億８，２５８万４，０４１円で、これらを合わせました４８億４，０００万円程度が財政運営に充当可能な資金ということで報告させていただきます。

その他の附属資料でございますが、５ページから７２ページに主要施策報告書を、７３ページには町が出資している北海道航空宇宙企画株式会社の決算書類を、８３ページには地方債の現在高調書を、８４ページに債務負担行為額調べを、８６ページには主な公共施設の管理運営経費の資料を、８７ページには消費税を充当する施策に関する資料を添付してございますので、後ほどお目通しいただきますようお願いし、認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算の概略説明とさせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

議案の説明が終わりました。引き続き、事項別明細書に従い、審査を行います。

初めに、６６ページから６７ページ、１款議会費について、関係説明員から説明を求め

ます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

６６ページから６７ページ、議会費を説明させていただきます。

１款、１項、１目ともに議会費で5，５２４万5，６３０円。議員報酬、共済費、その他議会活動に要する経費を執行してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

１款議会費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、１款議会費の質疑を終了します。

次に、６６ページから１１３ページまで、２款総務費について、関係説明員から順次説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

２款総務費、支出済額１２億7，５９３万3，１０７円。繰越明許繰越額１億２９６万8，０００円。１項総務管理費、支出済額１２億3，３９１万6，３１８円。繰越明許繰越額１億２９６万8，０００円。

６６ページから７５ページにかけまして、１目一般管理費８億8，７３８万6，５８４円。ここでは、特別職を含む職員の人件費、庁舎の維持管理費、事務経費などを執行してございます。前年対比1，８２３万8，９１５万の増の主な理由は、職員手当などで６２２万8，４７３円の増、負担金補助及び交付金では８９０万３３１円の増でございます。人件費関係では、特別職３名、一般職８９名、事務生１０名、再任用職員２名、第２種準職員１名、嘱託職員３名で、前年度に比べ、一般職が４名の減、再任用職員１名の減となってございます。

人件費の主な変動要因は、特別職の給与が副町長の重複期分によるもので４６３万4，７５８円の増、一般職などの時間外勤務手当で３２９万８２８円の増、住居手当は支給額の改正などにより１４３万4，６００円の増。

なお、時間外勤務手当2，１８６万5，６４４円のうち、ロケット打ち上げ支援業務が延べ1，４１４時間で２１５万4，６６８円、災害対応業務が延べ８９時間で２１万６８６円となってございます。

負担金及び交付金では、北海道職員の派遣負担金で９０４万3，９９４円の増となってございます。

○伊勢企画商工課長

７４ページ下段から７７ページにかけまして、２目文書広報費６７９万１，７１１円。ここでは、広報たいきの発行、広聴事業、ホームページの管理、難視聴対策事業を行ってございます。前年対比２４２万３，０６１円増となっておりますが、増の主な理由といたしましては、難視聴対策事業につきまして、平成３０年度までは１０目諸費で予算計上しておりましたが、２目文書広報費への科目変更によりまして１２０万５，２５８円が増となっているほか、ホームページシステム改修などによるものでございます。

○鈴木総務課長

７６ページから７９ページにかけまして、３目財産管理費４，８８３万６，８１０円。前年対比２，１６９万２，９５４円の増。普通財産の管理や公共施設除排雪等に関する経費を執行してございます。増の主な理由としましては、公共施設除排雪経費について前年対比１，９４９万３，９０２円の増となったほか、旧歴舟中学校グラウンド給水切り回し工事１６９万５，６００円の増によるものでございます。

○伊勢企画商工課長

７８ページ中段から８７ページにかけまして、４目企画費９，０７３万４，５８９円の支出でございます。繰越明許費１億２９６万８，０００円を計上してございます。ここでは、十勝圏複合事務組合などの広域組織の運営、姉妹都市、友好都市、銀河連邦との都市間交流、地域おこし協力隊の活動費、大樹高校の活性化、航空宇宙の推進と多目的航空公園の維持管理、スマート街区構築事業、地方創生の推進といたしまして、若手芸術家地域担い手育成事業などを実施してございます。

また、クラウドファンディング活用支援事業補助金として２，７４８万７，３８６円、射場運営事業企画会社ＨＡＰの設立出資金２００万円、台風１９号で被災した姉妹都市等への見舞金３００万円を支出してございます。

さらに、令和２年度への繰越事業としまして、多目的航空公園格納庫建設事業１億２９６万８，０００円を計上してございます。

○鈴木総務課長

８６ページから８７ページにかけまして、５目公平委員会費の執行はございません。

○林住民課長

６目防犯交通安全推進費４０６万２，２１９円。ここでは、交通安全指導員や地域安全推進協議会の活動経費など、交通安全や防犯に係る経費を支出しております。

８９ページ、１５節工事請負費で、大樹小学校と大樹中学校の通学路２カ所に防犯カメラを設置しております。

○鈴木総務課長

９０ページから９３ページにかけまして、７目福祉センター費９７１万８，８５４円。福祉センターの維持管理経費で、前年対比３２万５，３９１円の増となってございます。

９２ページから９５ページにかけまして、８目電子計算費６，５０８万７，２０５円、前年

対比１，５７５万６，３７２円の増。ここでは、総合行政システムのほか、職員用パソコンなど、電算システム全般の管理経費を執行してございます。増の主な要因は、町内ネットワークセキュリティー強化対策事業のＬＧＷＡＮ感知システム、ファイル転送システムの導入で７７３万２，８００円の増、総合行政システムの税制改正、元号改正などによるシステム改修で２９５万６，８６０円の増、健康増進法の改正等によるシステム改修費で１４７万４，０００円の増、地方自治法改正による財務会計システムの改修で１３０万４，６００円の増となってございます。

続きまして、９４ページから９７ページにかけまして、９目車両管理費１，０９８万７，８２１円。ここでは、各課に属する車両以外の公用車両の維持管理経費、福祉号、マイクロバスの運行業務委託料などを執行してございます。３０年度は、備品購入で連絡乗用車を購入いたしましたが、元年度は備品購入がなく、公用車両の車検整備台数の減のほか、タイヤ購入などの減により、前年対比２４５万４，７００円の減となってございます。

続きまして、９６ページから１０１ページにかけまして、１０目諸費３，３２９万８，５４５円。ここでは、行政区関係経費や名誉町民等審査委員会、特別職報酬等審議会等の運営経費のほか、各種団体への補助・負担金、街灯維持管理経費などを執行してございます。行政区推進事業や行政区会館維持管理費の減により、前年対比１７２万８，７６１円の減となってございます。

１００ページから１０１ページにかけまして、１１目庁舎建設費７，７０１万１，９８０円。ここでは、庁舎建設に係る経費の執行で、庁舎設計業務と地中熱導入調査業務の委託料などで７，６９６万３，１００円の増となってございます。

○林住民課長

２項徴税費、１目賦課徴収費とともに同額の１，１１９万６，２５５円。ここでは、税金の賦課徴収に伴います経費の全般を支出しております。

１０３ページの１３節委託費の基準年度標準宅地鑑定評価業務につきましては、令和３年度評価替えの基準日が令和２年１月１日となることから、鑑定評価を行ったものでございます。

続きまして、１０４ページ、１０５ページ、３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費、ともに同額の１，３９３万１，３８３円。ここでは、戸籍や住民基本台帳管理業務などに係る費用を支出しております。

１８節備品購入費で、住民基本台帳ネットワークシステムの機器を更新しております。

○鈴木総務課長

１０４ページから１１１ページにかけまして、４項選挙費１，３５７万２，５００円、１目選挙管理委員会費２２万８，８８６円。選挙管理委員会の運営経費で、報酬、旅費などを執行してございます。

１０６ページから１０７ページ、２目北海道知事、北海道議会議員選挙費２３３万４，３８５円。昨年４月７日に執行されました選挙の執行経費でございます。

下にいきまして、３目大樹町長・大樹町議会議員選挙費５７０万４，５１９円。昨年４月２１日に執行されました選挙の執行経費でございます。

１０８ページから１０９ページ下段に移りまして、４目参議院議員通常選挙費５３０万４，７１０円。昨年７月２１日に執行されました選挙の執行経費でございます。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

１１０ページ、１１１ページの中段になりますが、５項、１目ともに統計調査費１１０万４，４３５円。工業統計、経済センサス、農林業センサスなどに係る経費を支出してございます。

○鈴木総務課長

１１０ページから１１３ページにかけまして、６項、１目ともに監査委員費２２１万２，２１６円。前年対比３万７，６０９円の減。監査委員の報酬、事務経費などを執行してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

２款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅委員。

○管敏範委員

ページ８５から８７にあります総務費の総務管理費４目企画費の関係なのですが、移住支援事業補助金が、当初予算では新規事業として１００万円が計上されていました。予算計上段階の議論では、東京２３区から大樹町に移住して登録された事業所に就職した場合には、国が５０万円、道が２５万円、町が２５万円、合計１００万円を補助するという内容でしたが、執行されていません。それと、東京２３区から大樹町に移住した人が大樹町で新たに起業した場合は、国が２００万円上乗せし、合計３００万円補助するという事業であると説明を聞いていましたが、これも執行はないということは、１年間でこのように該当する事案がなかったということになるのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

移住支援事業の関係でございますけれども、東京２３区の在住、在勤者で東京圏以外の地域等に移住して就業した者に対して支援金を給付するという事業でございますが、事前にマッチングする企業とその方がうまく折り合って、そこに就職すれば、そういう交付金の対象になるという制度でありますけれども、昨年度につきましては、それに該当する方はいなかったということで、事業執行をしておりません。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

まず６７ページの、それぞれ給料のところでご説明頂いたのですが、一つお聞きしたいのは、この時点での定数条例と実人数の差というのはどのような差になっているのか。

オーバーはしてないことは分かりますけれども、職員減に努力されているようですので、その差というのをまずお聞きします。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員、後でよろしいですか。

そのほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

７１ページの役務費の中で、行政情報サービスのことについては資料も請求してお答え頂いているのですが、件数が１０件前後というふうにしてお答え頂いているのですけれども、毎月の定額料というのが決まっておりますので、そのようなお支払いになっていると思うのですけれども、具体的にどのような行政資料を得たのかということを教えていただければと思いますけれども。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

お渡しした資料の中にも記載してございますが、時事通信社提供のｉＪＡＭＰ（アイジャンプ）というもので、行政に関するいろいろな情報が提供されてくるわけなのですけれども、それぞれの業務の分野ごとにも照会したりだとか、あと登録してあったら、その中で国の情勢の動きだとかというのを向こうから一方的に送りつけられてきたりだとかということで、全部で１０ライセンスございますけれども、全職員が利用できて、同時アクセスが１０ライセンスということなので、１１人目の人はちょっとアクセスできない形になりますが、職員全体で利用できて１０人同時に利用できる、そして行政に関する国の動きなども、僕なら総務関係の情報を送ってもらえる、住民課あたりだったら民生関係に関する国の動きの情報を送ってもらえるとか、登録した内容によっては、個別に各日々の動きの新しい情報というのは提供していただけるような情報のサービス料となってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

そうしたら、今までは、アナログの時代は、官報によって中央の動きとかいろいろ情報得たと思うのですけれども、今でいえば官報がデジタル化されて、時事通信社のところから配信されてくると理解してよろしいのですか。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

官報につきましてはまた別なサービスで、それはお金払っていませんけれども、通常１週間ぐらいの官報というのは現実に配信されたものが見れる状態のインターネットサービスがございますけれども、昔で言えば官庁速報みたいな形で、官報に載るものでない行政の動きというのは、国の動きだとかそういった情報が提供されるというような内容になってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

すごく興味あることですので、すみません。１１人目のアクセスのことはお聞きしましたけれども、それによって農林課なり商工水産なり、教育委員会なりというところでの、教育行政の、例えば中央教育審議会なんかの動きを調べようと思ったら、これで調べたりするということなのですか。一方的に情報が流れてくるだけなのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

通常のホームページにかなり近い形で、今、国の動きというのは、通常のホームページに出ているのと。行政に特化した部分のホームページにアクセスしている情報で、こちらから出ている情報を見にいくことも可能ですけれども、先ほど言ったように、自分の知りたい分野を登録することによって、その分野の動きがあれば向こうから情報を送りつけてくれるというような２つの面がございます。ですから、こちらから知りたいものを調べてという状況になっています。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

職員についてはアクセスできることは十二分に分かったのですが、例えば議会事務局なんかで、我々議員なり何なりがアクセス、直接アクセスできなくてもいいのですけれども、そういうことも契約上は可能なのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議会事務局にある職員の端末は僕らと一緒なのですが、議員控室にある端末については、職員系ではなくてインターネット系の端末になりますので、同じ時事通信社の情報のページはアクセスはできるのですけれども、どちらかというとインターネット系については、会員登録のない情報ですので、見出しが見られるというか、概略が見られる、そのような内容になっております。職員側のほうについては、今ここで利用料を払っているとおりユーザー登録しておりますので、見出しとか概略だけではなくて、その先に入って細かい情報が見られるというような内容になってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

休憩します。

休憩　午前１０時４９分
再開　午前１１時００分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

先ほど西田委員の委員会質問の件について説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

先ほど定数のことで、定員の人数のことで聞かれまして、すぐお答えできず申し訳ありませんでした。この３月に条例改正して定数条例も変わっているのですけれども、これ前の形ということで、まず条例上の数字を言いますと、町長部局の職員数が１７４名、これに対してこの総務費で支出しているのは７２名になります。それ以外の町全体となりますと１４３名ということになりますので、内数ではあります。それから、総務費の中で支出している分につきましては、教育委員会部局の職員になりますけれども、定数が１８に対して実人数としては１２名、それから農業委員会部局につきましては、定数が３名に対して総務費で支出しているのは３名ということになります。それから、議会事務局の職員につきましては、定数２名に対して２名分の総務費での支給となってございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか、西田委員。

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

６９ページの３節職員手当等の中で、時間外勤務手当のことでちょっとお伺いいたします。

先ほど、増の要因はロケットの関係と災害対応ということでございました。職員は、町の事務業務を執行するのに大切な人員でございますので、時間外があまり多くなると健康状態等、心身共に心配されるところでございます。

この中でちょっと聞きたいのは、航空推進室の関係はロケットの関係かなと思います。農林水産課では、資料によりますと牧場関係で、これ動物を扱っているのでやむを得ないのかなと思いますけれども、３０年度と令和元年度を比べると、業務係でいくと２００時間以上増えております。これも災害対応で増えたのか、それともほかの要因があって増えたのか、管理係は百何十時間ですか、そのほかにも各課の中で結構増のところがあります。それから、林政係は、３人から１人になっております。これは、業務体制の変更があって、業務が減ってこういうことになっているのか、それも教えていただきたいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時０３分
再開　午前１１時０５分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

最初の牧場関係につきましては、正職員はここに記載してあるとおり人数は変わっていないということなのですが、昨年、臨時職員の部分の任用が、募集してもなかなか補充できなかったということも含めて、その分を職員の、現状でいる職員の中でやりくりせざるを得ないという状況になりまして、結果的に正職員のほうの時間外が増えてしまったというような内容でございます。

それから、林政のほうの人数増減につきましては、頭数としては変わらないのですが、１人が管理職になったものですから、時間外が発生しないというようなことで人数の変更になってございます。もう１人は兼務関係のところで、数字がゼロか１かということになるとこういった数字の端数数字の関係で、見た数字はこういう形になっていますけれども、そういった中で見かけは数字が減っているような形になってございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

それで、今、そうしたら牧場の業務係につきましてはそういうことで、人事といいますか、少なくなったと。現状ではもう回復されたということでいいのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

黒川副町長。

○黒川豊副町長

牧場の体制でございますけれども、昨年といいますか、１人の職員が体を壊しまして、車とかの運転ができない状況になりまして、実働が伴わないというか、事務のほうに回っていたということもございまして、牧草の収穫時期など、どうしても時間外に偏ったというような状況がございました。今年になりまして、通年の職員１名採用できておりますので回復はしておりますが、長期の臨時雇用の方ですね、今でいう会計年度任用職員の通年タイプの方がちょっと足りなくて、季節でパートタイムの方を通年に変えて、それからパートタイムを今募集しているという状況ですので、完全に戻っているということではないのですが、大分回復しているというような状況でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

なかなか募集しても見つからないということで大変だと思いますけれども、できるだけ今回の大きな増の要因はロケット、災害対応ということでありますけれども、今後とも職員に負担をかからないような体制といいますか、事務の見直しとか、いろいろ事務の効率化とかもありますけれども、そういうことで職員に負担のかからないようにお願いできればなと思いますけれども、この分については終わります。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

４目企画費の８５ページ、１９節負担金、補助及び交付金ですが、十勝圏複合事務組合負担金ということですが、この中で、これ滞納整理機構というふうに理解しているのですが、そのこと自体そのまま後に回して、この中の負担金で均等割ですね、これが２０万円と聞いているのですが、これどうなのでしょう。この人口、歳入の割合があまりにも違うのに均等割という。どうなのでしょうか、負担割合は。どんな考えなのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時１０分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

企画費で予算を計上しております十勝圏複合事務組合の負担金２６万５，０００円でございますけれども、この分につきましては、十勝圏で広域事業の運営の分担金として経費を負担しているものでございまして、滞納整理機構に係る分ではございません。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○管敏範委員

８５ページの２款総務費、１項総務管理費、４目企画費、１９節負担金、補助及び交付金です。

地域公共交通確保維持改善事業補助金ですが、当初予算が８６８万７，０００円から執行額につきましては６８８万１，０００円で、１８０万６，０００円減額になっております。減額になったことは喜ばしいことなのですが、昨年の予算委員会の中で、年々増額になってきている経過に対して、多分副町長からバスにたくさん乗ってもらうような方策を協議しているが、なかなか効果が上がっていない状況にあるという答弁があったというふうに承知をしております。追加でなくて減額になったということは、利用実態等が改善されて、積算根拠から減額になったという理解でよろしいですか。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

地域公共交通確保維持改善事業補助金の件でございますけれども、当初予算では８６８万７，０００円を予算計上しておりましたが、実績といたしましては、補助金は６８８万１，０００円ということで減額となってございます。この主な要因といたしましては、十勝バスのほうの、まず経常経費が、当初見込んでいた額よりも実際少なかったということが主な要因でございまして、人件費や燃料費は若干上がってはいるのですが、車両の修繕費のほうが当初見込んでいた額よりも実際かかった経費が少なかったということが主な減額となった理由でございまして、利用が改善されたという理由ではございません。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

菅委員。

○管敏範委員

ということは、変動がある場合に、例えば修繕費がかさんだらいろいろな要因があると、利用状態の変動ではなくて、そういうことも含めてまたぽんと跳ね上がる可能性があるという理解をしておけばいいのですね。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

補助金を算出する上で、経常収益の部分と経常費用のプラスマイナスの部分が出てくるわけでして、収益が変わらず、経費が増えるということになれば、その分補助金の負担が増えるということにつながっていくかと思います。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

今の地域交通の、乗車密度からいったらどうなのでしょうか。経費の部分で下がったので、補助金が下がったという説明も分かります。あと大切なことは、乗車密度の部分が大切な数値かなと思っているのですが、元年度とその前で、乗車密度の変化はどんな変化だったのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

乗車密度のご質問でございますけれども、平成３０年度の乗車密度につきましては４．４人、令和元年度の乗車密度につきましては４．２人と、０．２人下がっております。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

９１ページの福祉センター費で、どこにでもありますけれども、とりあえず福祉センターのところが目につきましたので、そこの１３節の電話・ＦＡＸ保守点検業務というのがあり

とあらゆるところにあるのですけれども、これ見ると、例えば福祉センターの例でいけば決算額で８万８，９４４円なのですが、これだったら毎年ＦＡＸ買えるのではないかと思うような金額で、他の施設なんかについてもですけれども、この金額というのは正当なのでしょうけれども、こんな高い金額だったら、２年なり何年なりおきに新しいＦＡＸを買ったほうが経済的かなと思うのですが、そのような検討はなされているのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

それぞれ施設に電話・ＦＡＸ保守計上しているということですけれども、その施設のあった人数だとか部屋の数だとかということによって、多機能の電話を置いておりますので、内線使うだとか、その内線の台数によっても保守費用が変わるだとかということもございますので、一般家庭で使うような電話・ＦＡＸであれば今おっしゃられるような値段で毎年買えるような値段なのですけれども、やはりそういった機能的なもののビジネス的な機械の構成、親機を持っていて、それに伴って子機がそれぞれの部屋に置いてあるとかという機器構成で、それぞれの施設で違う構成になっていますので、値段も違っておりますけれども、そういったことで毎年この程度の適正な価格の保守をお願いしていると考えてございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○管敏範委員

ページ９３の２款総務費、１項総務管理費の８目電子計算機、１４節使用料及び賃借料であります。昨年も議論になったのですが、ソフトウェアライセンス料とあります。説明の中で１３３台で４４０万４，０００円の計上をしていたのですが、実際の執行金額は３４６万６，０００円で減額になっています。これは、台数、１３３台見ていた台数が職員用で減ったのか、それとも当初予定よりも単価でいうと同じ台数だったら１台につき７，０００円ぐらい減っているのですが、単価が減って、減額になったという理解でしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

こちらのソフトウェアライセンス使用料の中につきましては、ウイルスから端末を守るウイルスソフトの分のライセンスの使用料と、それから昨年１月にＷｉｎｄｏｗｓ７というオペレーティングシステムが生産しているマイクロソフトのほうでサポート保守が終わるということになったのですけれども、そのライセンスを購入していたものを継続して使用するに当たっての費用という形で計上させていただきました。そちらの費用は、ウイルスソフトのほうについてはほぼ当初予算のとおり執行したところでございますが、ライセンスのＷｉ

ｎｄｏｗｓ７の継続利用に関する部分が、台数が当初１３０台予定していた分が、精査したところ９５台のライセンスでいいということで、機械の更新で廃棄したりするということで精査していって、なるべく費用をかけないようにということで精査して、１３０台から９５台に変更になったということで、当初予算より少ない執行で終わったものでございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

８７ページの１９節負担金、補助及び交付金の中の上から２段目の北海道再生可能エネルギー振興機構負担金ですが、これは北海道全体で運営されているということで、その活動内容についてお伺いいたします。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

北海道再生可能エネルギー振興機構の活動内容でございますけれども、北海道の豊富な再生エネルギー資源を地域経済の活性化に役立てていくということを目的に、再生可能エネルギーの導入拡大をサポートしていくという、まず役割がありまして、主な活動といたしましては、まず再生可能なエネルギーに関する情報交換の場の設定、そして再生可能エネルギーの開発・導入に係る新技術、支援システムに関する調査・研究など、あと普及啓発ということで広報の宣伝ですとか、いろいろなシンポジウムの開催など行っているというところでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

まさに幅広い活動をしているなと思います。その中で、調査・研究、普及啓発ということで、この中に大樹町もいろいろ太陽光からバイオマスと、そういうことを実際に実行しているというところも、事業体もありますし、ただこの大樹の豊富な水力を使ったことについての取り組みについて検討はされていないのかお伺いいたします。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

この北海道再生エネルギー振興機構の中では、再生可能エネルギー全般にわたっての検討を取り組んでいるということでございますので、太陽光発電から始まりまして、風力発電、バイオマス発電、そして水力発電などについても様々な調査が行われているということでお

聞きしております。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

８７ページなのですが、１９節大樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金についてちょっとご説明願いたいのですが、実際資料請求して、内容的に説明は頂いているのですが、基本的にクラファンの活用支援、寄附金が集まったところに対して、その寄附金というのは、クラウドファンディングの事業をやっている事業体に寄附金が集まっているのか。私はそういう認識だったのですけれども、大樹町のほうに入るという形のものなのか。再度この中身の説明をお願いいたします。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ここでのクラウドファンディングの部分につきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングということでございますので、大樹町のほうに一旦寄附金として寄附していただいた分を、その分、必要な経費を差し引いた分を事業者のほうに補助金として交付するという内容でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

ということは、大樹町に一旦入ったもので、そのクラファンの事業体に対してその分を補助金として提供するということになるのですね。多少の手数料は文面で書いてありましたので、そういう形で活用していただくということですね。分かりました。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

７７ページの上から１３節、１４節の中で、ホームページシステム保守業務ですとか、ホームページシステム改修業務、それからその１４節のところにホームページシステム利用料とかというふうにして、同じくホームページを維持するための種類が３つも出ているのですが、何かホームページのシステム利用料を払っていれば、ホームページの保守業務みたいなものというのは生じないような気もしているのですが、この３つの関係を説明していただき

たいと思います。資料も頂いたのですが、それぞれ三つのことについては教えていただいたのですが、今こうやって３つ見てみると、何か二重払いといったらあれですけれども、何かこう、システム利用料払っているのに保守点検みたいなようなお金払わなければならないとかというのは、どのような契約になっているのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

ホームページの関係でございますけれども、ホームページを平成３０年９月にリニューアルをいたしております。それで、平成３０年９月から１年間は、その保守につきましては無償という形になっておりまして、３１年の９月から保守料が発生しているというところでございまして、３１年度分につきましては、９月からの７カ月分の保守料が発生しているというところでございます。ホームページのシステム利用料につきましては、リニューアルに際してかかったトータルの費用を５年分で分割した分を月ごとに支出しているところでございまして、月額１０万１，３５０円を１２か月支払っているというところでございます。

あと、ホームページのシステム改修業務というところにつきましては、ホームページの公開サーバーの経路変更といいまして、災害時にも対応できるように、まずサーバーは庁舎に置かないで、今回でいきますとズコーシャのほうにサーバーを置きまして、そこから電話回線等使って、停電が役場で発生してもホームページが見れるというシステム改修ですとか、あとＳＳＬと言いましてセキュリティー対策に対応する、そういった業務の内容を行っているところでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○管敏範委員

ページ８９の２款総務費、１項総務管理費、６目防犯交通安全推進費、１５節工事請負費なのですが、元年度防犯カメラ２台を１５５万５，２００円で設置をしました。この設置をするという議論の中で、設置場所についての説明がありまして、北電の電柱は使用できるか、できないか、できそうにないという話の中で、町有地を考えていると話もありました。この２カ所の設置場所は、実際は町有地に設置したものでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

防犯カメラの設置箇所についてのお尋ねでございます。

実際に設置した箇所としましては、小学校の通学路ということでは、役場南側駐車場の一部といいますか、歩道部分になります。それから、中学校の通学路の関係では、旧給食センターの敷地、現在くるみの会とかで利用していただいている建物のある敷地でございますが、そちらの設置になってございます。

今、お話がありましたように、協議の中で北電柱への許可が適当でないというようなことになりまして、独立の支柱を立てて設置するという方法を取ってございます。その中で、通学路に適した町有地を検討していく中で、現在の設置場所というものが決まったと承知をしております。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、２款総務費の質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時３１分

再開　午前１１時３２分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

次に、１１２ページから１３５ページまで、３款民生費について関係説明員から順次説明を求めます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

それでは、１１２ページ、１１３ページ中段でございます。３款民生費でございます。

民生費、支出済額７億８，３３２万８，１８８円、１項社会福祉費５億１，６３４万９，０８４円。１１２ページから１１５ページにかけまして、１目社会福祉総務費３，３３３万２，２８１円。ここでは、主に民生児童委員の活動費用、遺族援護事業の経費を執行しております。前年比４０４万４，０９２円の増となっておりますが、主な要因は、プレミアム付商品券の発行に要する経費が増えたことによるものでございます。

１１４ページから１１７ページ中段にかけまして、２目老人福祉総務費、支出済額２，０４９万９，５１９円。敬老会や老人クラブへの助成など、高齢者福祉の事業の経費を執行し

ております。

１１６ページ中段から１２１ページ中段にかけまして、３目心身障害者福祉費、支出済額２億１，００６万８，２８７円。ここでは、障者者自立支援医療等に係る経費、大樹町障者者地域活動支援センターの運営に係る経費を執行しております。

１１７ページ下段の１３節委託料では、大樹町障者者地域活動支援センターほっとの運営委託業務として９６０万３，８３３円を支出しております。令和元年度の開設日数は２４０日、実利用人員は１０人、延べ利用人数は４０５人でございます。

１１９ページの２０節の扶助費は、１億９，４３８万８，０２１円、前年比２２９万５０２円の減となっております。主な要因は、自立支援医療費、補装具給付費及び障がい者自立支援法に基づくサービス給付である訓練等給付の減によるものでございます。

○林住民課長

１２０ページ、１２１ページの中段になります。

４目国民年金事務費１万１，００８円。ここでは、年金事務に係る費用を支出しております。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

その下から１２３ページ上段にかけまして、５目高齢者保健福祉推進センター費、支出済額２，４１９万３，３７７円。前年比１，６０７万４８円の増となっております。高齢者保健福祉推進センターの屋上防水改修工事を行ったことによるものでございます。

○林住民課長

１２２ページ、１２３ページになります。

６目福祉医療諸費１億６，１３３万５３０円。ここでは、１９節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療療養給付費負担金を、２０節扶助費で、重度心身障がい者の医療費、ひとり親家庭の医療費、乳幼児及び児童の医療費等を支出しております。

２８節繰出金の保険基盤安定制度繰出金は、保険税、保険料の軽減分として、町が負担しなければならない繰り出しで、国保の分と後期高齢者の分をそれぞれ支出しております。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

その下から１２７ページ中段にかけまして、７目発達支援センター費、支出済額５，５４２万４，０９６円。南十勝４町村と幕別町で運営しております南十勝こども発達支援センターの人件費、施設維持管理経費を執行しております。

１２６ページ中段から１２９ページ中段にかけまして、８目公衆浴場費、支出済額１，１４８万９，９８６円。公衆浴場の維持管理経費を執行しております。令和元年度の利用状況は、営業日数が３０７日、入湯者が１万１，６７７人、１日平均約３８人の利用となってございます。

○林住民課長

１２８ページ、１２９ページになります。

２項児童福祉費２億６，６９７万９，１０４円。１目児童措置費７，４８２万６１６円。ここでは、児童手当とその事務に係る費用を支出しております。

１３節委託料で、児童手当システムの更新を行っております。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

その下から１３５ページ中段にかけまして、２目児童福祉施設費、支出済額１億９，２１５万８，４８８円。尾田認定こども園と法人が運営する２カ所の認定こども園及び学童保育所の運営に係る経費を執行しております。前年比１，４４３万６，７２１円の増となっておりますが、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修業務、法人こども園改築に伴う基本設計費の補助、南北の認定こども園に対する施設給付費の増が主な理由でございます。認定こども園の利用状況ですが、尾田認定こども園は月平均で２８人、南保育園は月平均７９人、大樹北保育園は、月平均５７人の園児が利用。また、学童保育所は１日平均４０人の児童が利用しております。

その下、３項生活保護費１目扶助費の執行はございません。

○鈴木総務課長

その下に移りまして、４項、１目ともに災害救助費で、執行額はなく、前年対比７２万２，１３７円の減となってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

３款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１２３ページの福祉医療諸費で、決算の附属書類頂いていて、１人頭何万円だよとか何千円だよということでの資料は頂いているのですが、これは実際に町の負担分というのは、補助率何ぼとかといってもそう単純なものでないのかもしれませんけれども、それぞれ頂いておりますひとり親家庭等医療費だとか、乳幼児医療費だとか重度心身障害者医療費ということで１人頭何ぼということでお知らせいただいているのですが、町の負担額というのは１人頭でもいいのですけれども、そのような金額というのは出てくるものなのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

福祉医療諸費についてのお尋ねを頂きました。委員からお話がありましたように、町の支出に対しまして道からの補助などが入りますので、それを差し引いた分で、実質、町の手出しといいますか、あるいは町が上乗せ補助ということで道の補助制度にない、町単独で上乗せしている、例えば中学生までの無料ですとか、そういったことで町が単独で支出する分というような考え方になります。それの差引きについては、細かな計算をしないと出てこないものですから、今、扶助費で支出しております全ての支出額については、町が支出として出したものと。それに対して、歳入のほうで、道からの補助金という形で繰入れをされているのですが、金額のみを申し上げるような形でもよろしかったでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

資料で、１人頭で実質何ぼというような一般財源的な、そういう考え方の数字を頂ければ嬉しいのですけれども。

○林住民課長

計算して後ほどご説明します。

その前に１例だけ。例えば、重度心身障がい者医療費の助成ということで、歳出のほうでは７２０万８，７８２円支出しておりまして、これに対する道の補助として入ってきています分が３１２万３，０００円というような形で入ってきていますので、その差額に対して対象人員で割り返すと、町の１人当たりの実質の手出しというような考え方になりますが、そういう形では積算できますけれども、そういう形でもよろしいでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

頂いている数字では、６万８千何ぼというのが１人頭の重度心身医療費についての町の支出ということなのですが、今おっしゃられたように、その分を引いて人数で割れば１人頭いくらというように出るのだよということですよね。あとは上乗せの分と、例えばひとり親家庭等医療費などは上乗せがあるのではと思っているのですけれども、それについてはプラスマイナスして、町の実質負担額を１人頭いくらという数字を知りたいなと思ったのです。

○斉藤決算審査特別委員長

林住民課長と西田委員で調整し、後程説明願います。

暫時休憩します。

休憩　午前１１時４６分

再開　午前１１時４７分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

１２９ページの２０節扶助費なのですが、ちょっと素朴な質問で申し訳ないのですけれども、ここに被用者児童手当４，３３８万５，０００円と非被用者児童手当と、こうあるのですが、一般的に非と言ったらそうじゃないという解釈を私はしてしまうのですけれども、どういう形の対象者なのかなと思って、ご説明お願いします。

○斉藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

今お尋ねの被用者と非被用者の関係ですが、ここで使われている被用者につきましては、給与収入のある方という形で、単純に考えていただければと思います。給与収入を頂いている方が被用者、それ以外の方が非被用者という形です。それによりまして、補助区分といいますか、国が負担する分ですとかあるのですが、被用者の場合、事業主の方も負担する分というのが出てくるものですから、そういった区分けになってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ１３５、民生費２項の児童福祉費、２目児童福祉施設費、２０節扶助費です。大樹保育園施設給付費なのですが、当初計画で１億５，２８６万１，０００円計上されていたのですが、執行額については１億３，５３６万２，０００円で、約１，７５０万円程度減額になっています。経過として、３０年度は増額で計上して、増額を予定した基準を満たすことがなかったということで補正でもって一旦また減額した経過があったと承知をしています。元年度は３０年度と同額で計上するという説明だったのですが、減額になりました。今言いましたが、１，７５０万円ぐらい。これは、施設給付の条件が当初見込みよりも悪くなって、給付額が減額になってしまったということなのか、ほかに要因があるのか教えてください。

○斉藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

扶助費の南北大樹保育園の施設給付費でございます。これにつきましては、当初見込ん

でいた入所の園児数が、そこの部分で見込んでいた数字よりも減ったということで、施設給付も減ってきたという内容でございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

減ったのは分かりました。そのために保育園に給付をする施設費はこれだけ減ったのですが、ただ、そうすると職員がいて減額されると、非常にこれ厳しい状況があるということなのですが、それは園児が減ることによってとなると年々そういう状況が続くという可能性もあるので、その辺は救済措置もないから致し方ないということなのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

菅委員、総括でお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１３１ページの１２節役務費の中に、ファミリーサポート事業の保険料１２万６，４００円ということで、保険料なのですけれども、これ前に補助金的な予算があったような気がするのですが、このファミリーサポート事業の実際の活動事例といいますか、履歴というか、それを知りたいと思います。何かやった後で事故があったら困るからこの保険料入っているのでしょうけれども、この１２万何ぼというのは全額保険料なのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

ファミリーサポートでございますけれども、１２万６，４００円については全額保険料でございます。今回掛けている人数は５人ということと、ファミリーサポートセンターは、組織ということで、その組織と活動する会員の方に対する保険料ということでございます。

実際の活動につきましては、マッチングまではいかなかったと。相談があって、打合せもさせていただいたのですが、当日、申込者のほうから都合が悪いということでお断りがあり、お互いマッチングはできなかったのですけれども、そのようなケースが１件、昨年はございました。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

よろしいですか。

西田委員。

○西田輝樹委員

当初、尾田認定こども園ができたときには、例えば輸送のこととか、たしかそういうふうなことが大きな目的でなかったのかなと思うのです。この事業については非常に大切な、住民自ら、保護者自らが自分たちのことを自分で頑張りましょうということで、何の疑義なく重要なことだとは思ってはいるのですけれども、尾田認定こども園ができてからの時間的な経過を考えると、今ご説明頂いたように、なかなか活動事例がないとか、保険料払っているだけで、ずっとこれからもいくのかというようなこともありますので、これ以上は総括になるので言いませんけれども、そういうようなことも、ぜひもう１回、先行事例というか、良い事業もやっているところもあると思いますので、何がケースとして立ち上がってこないかも、ぜひ検討いただきたいと思っています。

答弁は要りません。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、３款民生費の質疑を終了します。

休憩します。

休憩　午前１１時５６分
再開　午後　１時００分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

質疑の前に、午前中の西田委員の質問に関して説明を求めます。

林住民課長。

○林住民課長

午前中説明が滞った部分の説明です。

民生費の福祉医療費です。扶助費で重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費等の関係でございますが、重度心身障害者医療費助成につきましては、町の歳出が７２０万８，７８２円、これに対しまして道の補助金が３１２万３，０００円、これを差引きしますと町の持ち出しとしましては４０８万５，７８２円。対象人数になります１０５人で割りますと３万８，９１２円となります。

同じように、ひとり親家庭等医療費につきましては、町の支出が２１９万２，７４７円、道の補助金が１１２万１，０００円、差引きしまして１０７万１，７４７円。対象人数の１３５人で割りますと７，９３９円となります。

こちらの重度、それからひとり親に関しましては、町が対象としているもの、それから道が対象としている補助対象がほぼ同じでございますので、２分の１ずつというような負担割合に近いかと思います。

それから、乳幼児及び児童の医療費の助成でございますが、町の支出が１，７１８万５，６５９円、道の補助金は３１０万８，０００円となりまして、差引き１，４０７万７，６５９円、これを対象人数の５９８人で割りますと、２万３，５４１円となります。こちらの乳幼児及び児童医療につきましては、主要施策報告のほうでは対象をさらに０歳から６歳までと、それから小学生、中学生との２区分で再度計上してございますが、道の補助金に対しましては、丸々ではありませんが、ほぼ、この０歳から６歳が補助対象のほうに負担が入っていると思っていただければと思います。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

西田委員、いいですね。

次に、１３４ページから１４３ページまで、４款衛生費について関係説明員から順次説明を求めます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、１３４ページ、１３５ページ中段でございます。４款衛生費、支出済額２億１，７６９万１０７円、１項保健衛生費１億８，６８８万９，６９８円。１目健康づくり推進費６１４万７，３０４円。ここでは、歯の８０２０（ハチマルニーマル）運動の表彰、各種団体に対する補助金等を執行してございます。前年比で１，０５４万１，１８２円の減となっておりますが、主な要因としましては、平成３０年度に森クリニックで行っております人工透析機器の更新費用を補助いたしましたが、令和元年度につきましては、同じく森クリニックの人工透析室の空調設備の更新に対し補助いたしましたので、その差によるものでございます。

１３６ページ上段から１３７ページ下段にかけまして、２目母子保健費、支出済額６６３万７，１６２円、前年比９３万３，４７５円の減となっております。主な要因としましては、平成３０年度に備品で高圧滅菌器等を購入したことによるもの、また令和元年度、妊婦健診の受診者が減り、妊婦健診費の助成が減となったものが主な要因でございます。

その下から１４１ページ中段にかけまして、３目成人保健費、支出済額９０１万４，０３２円。ここでは、主に成人の健診業務の経費を執行しております。

１４０ページ、１４１ページ中段、４目予防費、支出済額８７１万３，７５８円。予防接種業務等の経費を執行しております。前年比２８２万６，１４１円の減となっておりますが、主な要因としましては、予防接種委託料で１歳未満の乳児期が対象となる予防接種の件数が減ったこと、また小児、妊婦、高齢者の予防接種受診者も少なかったことによるものでございます。

○林住民課長

５目環境衛生費１億５，４６５万１，８２８円。ここでは、環境衛生に係る費用のほかに、１９節負担金、補助及び交付金で、南十勝複合事務組合の負担金と、し尿処理を依頼しております十勝圏複合事務組合の負担金を支出しております。前年決算比で大きく増額となっておりますが、こちらは南十勝複合事務組合の修繕事業、これの増加に伴う負担金の増が、主な要因となってございます。

次のページに移りまして、６目墓園費１７２万５，６１４円。ここでは、墓園の管理に係る費用を支出しております。

１３節委託料になりますが、隔年で実施しております大樹墓園の垣根の剪定作業を行っております。

２項清掃費、１目じん芥処理費、ともに同額の３，０８０万４０９円。ここでは、ごみ収集に係る費用として、指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収集業務の委託料などを支出しております。

○斉藤決算審査特別委員長

４款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１３７ページの母子保健費の中の子どもミニドックの健診ということで報告書も見させていただいたのですが、例年子どもさん、僕みたくふくよかな子どもも増えたり、いろいろ成人病傾向にあるようなお子さんも増えているのでないかなと思うのですけれども、予算的にそんなに子どもの数や予算的にも増えていないのですけれども、何か伸びていかない原因があるのか、それともこの人数が妥当な該当者なのかお聞きしたいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

まず人数につきましては、対象者、小中高合わせまして４０８人。受診者については町外者も含めて５３人という結果でございます。伸びないというか、本来であればもう少し、全員にできれば受けていただいて、小さい頃から生活習慣病に対するケアが必要かなと思っておりますが、実際募集というか、取りまとめた結果が５３人という内訳でございました。各学校長に対して、または保護者に対しても受診を促すような案内をかけておりますが、なかなか伸びていかないというのが実情でございます。

今後も粘り強く、やはり保護者の考え方もあるのかなと思っておりますので、保護者には引き続き、こういうことでやっています、小さいうちから子どもの健康状態、生活習慣病の

予防に取り組んでいきましょうということで、これからも呼びかけを続けていきたいと考えているところであります。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

１４１ページの予防費の委託料、予防接種業務でお伺いします。追加報告の中で２９ページにありますけれども、小児インフルエンザと高齢者のインフルエンザ、これ助成しているのかなと思いますけれども、何歳から何歳まで、小児・高齢者それぞれ、金額がいくらで助成がいくらなのかちょっと教えてください。

○斉藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

小児のインフルエンザワクチンの助成ですが、生後６カ月以上を対象としておりまして、高校３年生相当の年代の方まで補助をしております。補助をしている金額につきましては、１人１回につき１，５００円補助しております。

あと高齢者につきましては、６５歳以上を対象としておりまして、もしくは６０歳から６４歳で心臓とか腎臓とか内部疾患の障がいのある方については対象となっております。これの助成につきましても、１回１人１，５００円ということになっております。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

１３９ページの１３節委託料の成人歯科健診業務ということで、施策報告書には１６人ということになっております。また、訪問も合わせますと７０人ぐらいなのですけれども、この歯科健診業務、これの内容についてお伺いいたします。

○斉藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

成人歯科健診業務につきましては、妊婦さんの歯科健診ですとか、あと大樹のらいふで行っている集団健診での歯科健診ですね、集団でやる歯科健診と、あと健診の後の相談なども含めておりますが、主には「らいふ」で行っている特定健診に併せて行っている歯科健診と妊婦の歯科健診が主となっております。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１３９ページの１３節委託料の中でそれぞれ検診が行われているのですが、主要成果の中では受診者は書いてあるのですが、差し支えなければこの２次検診ですとか、結果的にそのようながん検診でがんが分かったですとか、そういうふうな結果としての人数というのは、ここでお話しいただけるのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

胃がん検診ですが、受診された方のうち精検になった方が２５人で、未受診の方がそのうち６人で残り１９人の方は受診されておりますが、その中でがんの方はいらっしゃいませんでした。

次、肺がん検診ですが、１７人の方が要精密検査となりまして、１人の方ががんが見つかっております。

次に大腸がん検診ですが、要精密検査となった方が６１人です。がんだった方はいません。

あと前立腺がんの方は、検診で要精検が３名いらっしゃいましたが、がんの方はいらっしゃいませんでした。

あと、がんドッグを受けられて精検になった方はいらっしゃらなかったです。

乳がんと子宮がんにつきましても、がんの方はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

１４３ページ６目墓園費の１３節委託料。先ほどのご説明では、墓園樹木剪定業務、隔年とおっしゃっていたのですが、これ何か隔年でやる必要があるのでしょうか。毎年やったほうが業務費用自体は逆に抑えられるような気がするので、１年おきにやる何か理由ありますか。それをご説明願いたいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

大樹墓園の垣根の剪定でございます。対象墓園は大樹墓園ということになります。それで、以前は、特に定期的な整備とかはしていなかったという経過がございましたが、平成２５年

から垣根の剪定を業者にお願いして、景観上もきれいな状態にしたいというような形で始まっております。そのとき、業者等の意見も聞きながら、何年に１度ぐらい整備していくと景観上きれいな景観が保たれるかということもご相談した上で、２年に１度ぐらい手を入れれば大丈夫かなというところもご意見も頂きましたので、今現在は隔年で実施という形で進めているところでございます。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１４１ページ、予防費の１３の委託料のところなのですが、結核予防の人数は頂いているのですけれども、これから外国の方もたくさん入ってきて、厚生病院の先生のお話の中では、フィリピンなんかについては結核菌を持っている方が国民何人に１人って具体的なご指導も頂いたのですけれども、この結核検診で外国人の方の受診人数といいますか、はどのようになっているかお知らせください。

○斉藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

町が実施するこの結核検診は、感染症予防法に基づいて行うものは、対象が６５歳以上というふうに決められておりまして、外国人の方の受診はございません。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、４款衛生費の質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時２１分
再開　午後　１時２３分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

次に、１４２ページから１４５ページまで、５款労働費について関係説明員から説明を求めます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

それでは、１４２ページ下段から１４５ページにかけまして、５款、１項ともに労働費、１目労働諸費、ともに同額の６００万８，１６４円。ここでは、季節労働者の冬季雇用対策のための工事請負費５２８万円のほか、勤労者センターの維持費、中小企業退職金共済掛金の助成金などを支出してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

５款労働費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

１４５ページの１９節の負担金、補助及び交付金の一番下のところに、通年雇用促進支援事業負担金というのがあるのですけれども、これの事業内容と、直接雇用促進支援事業ということなので、通年雇用に結びついた人数を教えていただきたいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

通年雇用促進事業の関係でございますけれども、この事業内容といたしましては、雇用確保に係る事業といたしまして、事業所向けの通年雇用の啓発事業、それと経営相談事業ですとか、あと季節労働者の雇用実態調査、それとあと就労促進に係る職業訓練の実施、あと通年雇用化の意識啓発セミナー、人材育成事業などを行ってございます。

それと人数の部分でございますけれども、手元に今、資料を持っておりませんので、後ほどご説明したいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１４５ページの１９節の負担金のところなのですが、中小企業退職金制度の掛け金の助成金、大変いい制度だと思っております。資料も頂いて、企業数も教えていただいているのですが、どんな企業がこの制度を使っていただいているのか、その企業、建設業ですとか、そういうふうなことを教えていただきたいのと、できればの話なのですが、いくら負担してその方が１０年働いたらいくらですよとか、２０年働いたら退職金額がいくらだよというような制度的な概要がわかれば教えていただきたいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

中小企業の退職金共済制度の奨励金の補助金の関係でございますが、昨年度は１４の企業に補助金を支出いたしまして、建設業関係の会社が３件ほど、それとあと電気関係の事業所が２件、あと森林組合ですとか、クリーニング業の会社ですとか、あと中には医療法人の森クリニックのほうにも出しているというような形で、加入者は累計で４１名という形になってございます。

後段のどのような制度でどれぐらいなのかというところは、資料を手元に持ち合わせておりませんので、後ほど資料を提供したいと思います。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

関連になってしまうのかちょっと分からないですけれども、先ほど１４５ページの１９節の負担金、補助の関係なのですけれども、通年雇用促進事業負担金５万２，７２３円、施策報告の中で通年雇用促進事業支援事業、季節労働者対策事業の実施、季節労働者対策事業として芽武地区農業用排水路支障木伐採処理作業を実施、就労人員１５人、これは関連があるのかどうか、教えてください。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

季節労働者の雇用を促進するという意味では関連がありますが、その協議会とは直接関係はございません。町の単独の施策として、冬期の季節労働者の仕事を確保するための工事発注ということで事業を実施してございます。今回、芽武地区の農業排水路の伐採処理工事という形で、就労人数で１５人の方が参加いただいたというところでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

すみません、ちょっとわからなかったので。その就労人員１５人に対する事業費というのは、どこか別のところにあったということでよろしいですか。

○斉藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

この事業につきましては、工事は事業者に発注いたしまして、その工事請負費の中で季節労働者を雇用していただくという名目で事業を実施してございますので、事業者のほうから就労した方に、日ごとの賃金をお支払いするというような内容となってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、５款労働費の質疑を終了します。

次に、１４４ページから１６９ページまで、６款農林水産業費について、関係説明員から順次説明を求めます。

吉田農業委員会事務局長。

○吉田農業委員会事務局長

それでは、１４４ページ中段から１４７ページ上段にかけまして、６款農林水産業費、支出済額６億６，１４５万６，３５２円、１項農業費、支出済額５億２，６５７万２，０９６円、１目農業委員会費、支出済額１，２５４万４，２６２円です。

１４５ページ、１節報酬から、１４７ページ、２７節の公課費までございますが、ここでは、主に農業委員会運営事業に関わる経費といたしまして、農業委員会委員１８名分の報酬７８４万８，０００円などを支出してございます。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

続きまして、１４６ページ中段になります。

２目農業総務費、支出済額５６万８，８３９円。農業総務費では、営農指導全般に係る経費、一般事務管理費を支出しております。

１４６ページ下段から１５１ページになります。３目農業振興費、支出済額２億５，７１３万１，４７７円、繰越明許費６，１３９万９，０００円。農業振興費では、町内農業に対する各種振興事業を行っており、特に第４期対策の最終年となった中山間地域等直接支払制度集落交付金や、馬鈴薯、てん菜などの畑作営農の大規模化に対応する省力化機械や生産性向上技術の導入などを支援する畑作構造転換改善事業補助金、コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得を支援する産地パワーアップ事業が主な事業となっております。

産地パワーアップ事業において、年度内での農業機械の納入ができなかったため、６，１３９万９，０００円を繰越ししております。

１５０ページ中段から１５５ページとなります。

４目畜産振興費、支出済額８，１８２万２，５５３円。繰越明許費４，４６４万２，０００円。畜産振興費では、町内畜産業に対しての振興事業、家畜防疫業務などの経費を支出しており

ます。

１５３ページ中段の１３節委託料でございますが、町内の畜産経営の草地整備を行う畜産担い手育成総合整備事業が主なものとなっています。本事業では、国の令和元年度補正予算により、令和２年度分の事業費が前倒しで予算措置され、未執行分の４，４６４万円２，０００円を繰越ししております。

１５４ページ中段から１５９ページになります。

５目牧場管理費、支出済額１億１，９５８万１６６円。牧場管理費では、町営牧場の運営管理業務の経費を支出しております。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

１５８ページ、１５９ページの中段をご覧ください。

６目農地費、支出済額４，２６０万６，５５４円。ここでは、土地改良施設の維持管理として、９節旅費から２３節償還金、利子及び割引料までを執行してございます。

１１節需用費の修繕費では、農業用排水路の土砂上げ掘削などにより修繕を１７カ所実施して、７２９万９，４１０円を支出してございます。

１９節の負担金、補助及び交付金では、上大樹地区農道２８号線の道路改良工事で、道営土地改良事業の町の負担金３，４４４万６，３５５円を支出してございます。

○吉田農業委員会事務局長

続きまして、１５８ページ、１５９ページ下段をご覧ください。

７目農用地集団化事業費、支出済額６１５万２，１３５円。１５９ページ、１節報酬から１３節委託料までです。ここでは、尾田地区に係る交換分合事業の経費につきまして支出してございます。令和元年度は、尾田地区の交換分合事業の最終年となっており、１３節委託料では、対象となる農地の測量委託業務などにより前年対比５４５万３，１１７円の増となってございます。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

１５８ページ下段から１６１ページになります。

８目牧場整備費、支出済額６１６万６，１１０円。繰越明許費１，０９０万８，０００円。ここでは、町営牧場の草地整備を実施する畜産担い手育成総合整備事業に係る委託料と、平成２８年度に購入しました町営牧場の作業用機械、タイヤショベルの譲渡事業償還金を支出しております。

１６０ページの１３節委託料の繰越明許費１，０９０万８，０００円は、畜産担い手育成総合整備事業に係るもので、国の令和元年度補正予算により令和２年度分の事業費が前倒しで予算措置され、未執行分を繰越ししております。

次に、１６０ページになります。

２項林業費、支出済額１億１，９３６万１，３８０円、１目林業振興費、支出済額２，０１３万２，０９４円。林業振興費では、林政全般に関する事業、有害鳥獣駆除対策係る業務の経費を支出しております。

次に、１６２ページになります。

２目町有林費、支出済額９，９２２万９，２８６円。町有林費では、町有林の維持、整備に関する事業の経費を支出しております。

次に、１６４ページになります。

３項水産業費、支出済額１，５５２万２，８７６円、１目水産振興費、支出済額８８８万６，６０４円。水産振興費では、漁業全般に関する業務の経費を支出しております。

次に、１６６ページ下段になります。

２目漁港管理費、支出済額６６３万６，２７２円。漁港管理費では、大樹、旭浜、両漁港の維持に関する業務の経費を支出しております。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

○斉藤決算審査特別委員長

６款農林水産業費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

１５３ページ、６款農林水産業費、１項農業費、４目畜産振興費、１３節委託料であります。畜産担い手総合整備型再編整備事業委託料が元年度から４年度までの事業で、新規に元年度から上がったと聞いております。元年度は初年度で、７，４６０万円計上しましたけれども、執行額が６，４４３万円であります。約１，０００万円が減額となった理由をお聞かせください。ちなみに２年度は５，４５０万円の計上になっていると思います。これ、年度ごとにかなり金額が変わるという理解をしておけばよろしいのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

減額の理由でございますが、ちょっとお時間を頂きまして、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

年度ごとに事業量が違うというのは、農業者のほうから意見を聞きまして、この年度でやってほしいという希望がありましたら、農業公社のほうで集約いたしまして、該当年度ごとに事業を実施の取りまとめを行っておりますので、年度によって事業額のほうは変更してございます。

○斉藤決算審査特別委員長

後程資料、お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ１６１ページ、６款農林水産業費、２項林業費、１目林業振興費、８節報償費であります。有害駆除謝礼に対する予算計上は、平成３０年度に６７５万円計上して、元年度は前年度実績をベースに５５４万２，０００円にするということで説明を受けていました。特にエゾシカについては、これまでで大体年平均１，２００頭の駆除目標を持ってきたのですが、元年度は実績を踏まえた９００頭にするということで承知をしているところであります。そういう状況の中で、エゾシカの元年度の捕獲等数とエゾシカ以外の計画に対する実行結果をちょっと聞きたいと思います。エゾシカについては、銃とくくりわなに分けてもらえるとありがたいのだけれども。

○斉藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　１時４８分
再開　午後　１時４８分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

休憩します。

休憩　午後　１時４８分
再開　午後　２時０５分

○斉藤決算審査特別委員長

それでは、委員会を再開いたします。

先ほどの菅委員の質問の件について説明を求めます。

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

畜産担い手育成総合整備型の委託料の関係でございますが、当初７，４６７万円で予算立てしておりました。こちらのほうは、事業実施年になりまして、申請の取り下げによる面積変更がありました。受益者が３３人から２９人に減ってございます。そちらのほうが減りまして、１，０２３万円の減となってございます。

次に、有害鳥獣の関係でございますけれども、当初予算で見ていた頭数でございますが、熊が２０頭、シカが１，０００頭、キツネ・アライグマ合わせて１５０頭、カラス・ハト３５０羽となっております。実績でございますが、シカが７３１頭、熊が２０頭、キツネが８１頭、アライグマ３９頭、カラス・ハトが４７９羽になっております。

それで、シカについてくくりわなで捕獲した頭数でございますけれども、４頭となってご

ざいます。
　以上でございます。
○斉藤決算審査特別委員長
　菅委員、よろしいですか。
　ほかに質疑ありませんか。
　西田委員。
○西田輝樹委員
　資料をもらったことで申し訳ないのですけれども、読み切れなかったものですから、１４９ページの１９節の負担金のところで、大樹町ゆとり農業推進会議の事業内容につきましては資料頂いて、各部会がそれぞれ動いているのは分かりました。ここは例えば大樹町の農業の生産目標のための下準備というか、目標をつくるような、協議をするような、そういう場所なのでしょうか。そうではなくて、どこかまた大樹町の農業振興で、生産額をこれだけにしようとか、牛の頭数をこれだけにしようとかというのは、また別なところで目標が定まっていくのでしょうか。お聞きします。
○斉藤決算審査特別委員長
　佐藤農林水産課長。
○佐藤農林水産課長兼町営牧場長
　こちらのゆとり農業推進会議でございますけれども、農業を振興していく、新規の農作物の普及・開発、そちらのほうをメインにしておりまして、どのように目標額を達成するとかという設定はしておりません。
以上です。
○斉藤決算審査特別委員長
　いいですか。
　ほかに質疑ありませんか。
　寺嶋委員。
○寺嶋誠一委員
　１６７ページの１９節負担金、補助及び交付金ですが、水産多面的機能発揮対策協議会負担金って３６万１，５００円あるのですけれども、内容的に生花湖のシジミ関係のモニタリングということなのですが、実際、金額的にこの内訳というか、その辺をご説明願えますか。
○斉藤決算審査特別委員長
　佐藤農林水産課長。
○佐藤農林水産課長兼町営牧場長
　寺嶋委員が言われたとおり、シジミ保存会のほうに町から負担金を支出してございます。事業費全体では２４１万円ですが、国から７０％、道から１５％、町が３０％という形で支出負担をしているところでございます。
　町３０％のうち、道から補助を受けられるのが１５％ということでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

１５５ページ需用費、消耗品費と次のページの修繕料、一緒でいいですか。関連なので。

では、まずこの中で資料頂いたのですけれども、バイク部品が４９万８，５５０円。その他トラクター部品、オイル２２９万１，２００円、これ昨年度から見ると、すごい、倍近くなっているやつもあるのです。これまずお聞きします。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

消耗品でバイクに関わる消耗品代が増えているということで、こちらのほうは部品交換につきましては、できる部分は職員自らが行っているために、バイクの消耗品費は多くなってございます。

修繕料につきましては、主な理由としましてはトラクター本機、またロールベーラーやマニュアスプレッダなどの修繕料が増加したために、かなりの増額となっております。昨年度と比べまして４０４万円増えている状況でございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

ただね、ちょっとバイク、約５０万円といったら、部品代というかバイク１台買えるのではないかと私は思うのです。そこで、メンテナンス、職員自ら行い、修繕縮減努めると、消耗品増加につながったと、こう書いてあるのですが、まず消耗品７６８万円ですか。去年から見ると９５万円、これ増になっているのですよね。それで、言いたいのが、修繕やっている、要はグリスアップ点検整備、どのようにやっているか。例えば例として、柏木町のトラックステーション、時間あれば洗車して、点検整備、グリス、次の仕事のためにって時間外でもやっているのを見かけます。やはり、そのくらいのことやっておられるのかお聞きします。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長兼町営牧場長

職員でメンテナンスのほうはできる部分についてはやっておりましたが、グリスとかそちらのほうの注入とかはやっておりましたけれども、やはり複雑機械なものですから行き届かない面もございまして、トラクターなどは１万２，０００時間超えましたらメーカーのほう

でももうメンテナンスしてくれないだとか、いろいろ不都合というか、できない部分はちょっと申し訳ございませんが、やれていないというのは事実でございます。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時２０分
再開　午後　２時２０分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ１６７、６款農林水産業費、３項水産業費の１目水産振興費、１９節負担金、補助及び交付金です。

この中のホッキ貝の増殖事業補助金なのですが、元年度は３０年度に比べて１０万円増額をして、その理由は新しい漁場の探索、資源調査を行うということで１０万円増額しています。これは、目的はきちんと実行されたのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

こちらのホッキ貝増殖事業でございますけれども、実績としまして事業量が増えてございます。未利用漁場の調査、Ｈ３０年は３隻で実施しておりましたが、６隻に増えてございます。また、漁場の耕うんにつきましても、３隻から６隻に増えておりまして、その分の経費のほうを増額しているところでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

○松本敏光委員

１６５ページの、まず１４節使用料及び賃借料で、野ねずみの駆除薬剤散布のヘリコプター使用料が９０万９，８３１円なのですけれども、民間と、それから行政の散布面積について教えてもらえますか。。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

こちらのほうは、民間の山林には散布しておりません。町有林に対して散布してございます。散布面積につきましては、３３７．７ヘクタールでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

松本委員。

○松本敏光委員

民間の林野は散布していないということですか。

○斉藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

こちらのほうは、町有林に対して撒いている散布剤のヘリ使用料でございまして、民間の私有林につきましては森林組合のほうで事業費を出しております。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、６款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、１６８ページから１７５ページまで、７款商工費について、関係説明員から説明を求めます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、１６８ページ中段から１７５ページまで、７款、１項ともに商工費２億７０８万２，５００円の支出でございます。

１目商工振興費１億２，７１４万４，０３４円。ここでは、商工業振興のための商工会運営費補助、町民盆踊り大会の経費、中小企業特別融資資金利子補給、地場産業振興奨励事業、起業家支援事業など、商工業の活性化と地場産品の付加価値向上を図る事業を行ってございます。

１６８ページ下段から１７１ページにかけまして、２目市街地開発推進費１，３２１万７，６００円。ＴＭＯの活動費助成などを行ってございます。

１７０ページ中段から１７３ページ中段まで、３目観光振興費３，２９０万７，４６１円。

ここでは、観光協会の助成、ふるさと納税の返礼品などの経費を支出してございます。

１７２ページ中段から１７５ページ上段にかけまして、４目観光施設費３，２３３万８，６６８円。晩成温泉、カムイコタンキャンプ場の維持管理費でございます。晩成温泉は指定管理者による管理とし、委託料を支出してございます。

１７４ページから１７５ページの中段、５目地場産品研究センター費１４７万４，７３７円。地場産品研究センターの維持管理費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

７款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、７款商工費の質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時２８分

再開　午後　２時２９分

○斉藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

次に１７４ページから１８５ページまで、８款土木費について、関係説明員から説明を求めます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

１７４ページから１７７ページの８款土木費、支出済額５億７，１２９万２，１３２円、１項土木管理費、１目土木総務費、ともに同額の１５４万２，３７４円。ここでは、土木一般管理に係る経費を支出してございます。１３節委託料では、道路台帳作成業務の委託料７０万４，０００円、１４節使用料及び賃借料では、土木積算システムの使用料３８万４，６９０円を支出してございます。

次に、１７６ページから１７７ページの上段になりますが、２項道路橋梁費、支出済額３億９，５７８万４，８６７円、１目道路維持費、支出済額２億９，７４４万４，０７２円、１１節需用費では、修繕料として２，４２５万１，２０５円を支出してございます。町道の修繕といたしまして側溝、歩道などの道路の修繕と、土木車両の整備、修繕に係る経費を支出してございます。

１３節委託料では、町道維持補修業務として６，４６３万４，０９９円と、町道除排雪業務として１億２，９１１万５，０９６円を支出してございます。１５節工事請負費では、ふるさと大橋補修工事で１，２２１万円を支出してございます。１８節備品購入費では、除雪ダンプの購入で４，８９９万８，０００円を支出してございます。

次に、１７８ページから１７９ページの上段になりますが、２目道路新設改良費、支出済額９，８３４万７９５円。１３節委託料では、幸町団地４号線のほか３路線の道路改良舗装事業及び用地確定測量に係る調査設計業務費として９０３万８，６００円、１５節工事請負費では、幸町団地３号線ほか２路線の道路改良舗装工事を施工し、８，４４５万８，０００円を支出してございます。

続きまして、３項河川費、１目河川総務費、ともに同額の１４３万５，４６５円。１１節需用費では、河川の修繕料６９万５，０００円を支出してございます。１３節委託料では、２級河川の樋門・樋管の管理を北海道から委託を受け、各樋門の管理人の再委託をしてございます。

続きまして、４項都市計画費、支出済額３，０３４万５，９７０円。次の１８０ページから１８１ページの上段、１目都市計画総務費、支出済額１０万５，０１０円。ここでは、都市計画に係る経費を支出してございます。

下がりまして、２目公園費、支出済額３，０２４万９６０円。１３節委託料では、公園の維持管理経費と、それから町内の公園の芝の管理及び樹木剪定などの経費について支出してございます。

また、歴舟川パークゴルフ場の指定管理者、管理運営業務といたしまして委託料１，４６１万７，３６１円を支出してございます。

次に１８２ページから１８５ページにかけまして、５項住宅費、支出済額１億４，２１８万３，４５６円、１目住宅管理費、支出済額５，７９７万９，４５６円。支出の主なものといたしまして、８節報償費で住宅リフォームの報償費と、大樹でかなえるマイホーム支援事業報償費として８２４万２，０００円を支出してございます。

１１節需用費の修繕料では、町営住宅の維持管理に係る修繕費として１，３６４万７，２７４円を支出してございます。次のページの１５節工事請負費では、町営住宅の屋根張り替え工事と屋根改修などの合計で１，４１６万４，３００円を支出してございます。１９節負担金、補助及び交付金では、大樹でかなえるマイホーム支援事業補助金として、１７件で１，７１２万円を支出してございます。

続きまして、２目住宅建設費、支出済額８，４２０万４，０００円。ここでは、１５節工事請負費で日方団地２号棟の新築工事として８，０５０万９，０００円を支出してございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

８款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

１８３ページの８節報償費の住宅リフォーム報償費ということですが、４００万円近く出ているのですが、このリフォーム制度の期限はいつまでなのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

大樹住宅リフォーム支援事業の期間ですが、令和４年の２月末までということで、大樹町の住生活基本計画で定めてございます。

以上です。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１８５ページの一番上に、不在者財産管理予納金ということであるのですが、これはどのような意味の決算なのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

不在者財産管理人予納金ですが、土地の財産がありまして、その方が亡くなって贈与を受ける方が贈与を受けないで拒否したものですから、その財産の相続を受ける者がいなくなりまして、財産管理人を立てて、その土地を処分するというもので、１件当たり５０万円で、今回２件の財産を処分して、今現在も継続中でございます。まだ精算が終わっておりません。

予納金を収めておりまして、１件５０万円納めているのですが、それで、もし高く売れれば予納金は返ってくるのですが、それよりマイナスですと、その予納金というのは返ってこないので、財産管理人の報酬として支払うものでございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

１８３ページの５項住宅費の１目住宅管理費の８節報償費なのですが、大樹でかなえるマイホーム支援事業報償費は、計画は１０戸だったと理解しているのですが、実行結果は計画どおりですか。変更はありましたか。

○斉藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

予算では１０軒と見込んでございます。ですが、前年度の工事も含めまして３月中に終わらないものは翌年度、要するに平成３０年の工事で令和元年度にまたがるものについてもありまして、その工事が令和元年度に終わるものがございまして、それが１０軒で、それから令和元年度中に終わるものが７軒で、合わせて１７件となってございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、８款土木費の質疑を終了します。

次に、１８４ページから１９１ページまで、９款消防費について、関係説明員から説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

１８４ページから１９１ページ、９款、１項ともに消防費で３億２，６９３万９，４４６円、１８６ページから１８７ページに移りまして、１目消防総務費２億２，２５３万１，０００円。前年対比４，５１０万６，０００円の増。とかち広域消防事務組合に係る負担金の執行でございますが、増の主な要因は、災害対応特殊救急自動車の購入などによるものでございます。２目非常備消防費６，００３万６，９０１円、前年対比２，２９２万３，１８３円の増。大樹消防団の活動に関する経費を執行してございますが、増の主な要因は３０年度に整備を行った耐水性貯水槽の減と、元年度は備品購入費で水槽付消防ポンプ自動車を購入し、それらの差分などの増となってございます。

１８８ページから１８９ページに移りまして、中ほどの３目火災予防費３万８，８８０円、林野火災予防のための啓発旗を作成してございます。４目災害対策費４，４３３万２，６６５円、前年対比３，７８８万８，０２４円の増。防災行政無線などの維持管理や、災害時のための備蓄品購入経費を執行してございます。増の主な要因は、防災行政無線をデジタル方式に移行する工事に係る実施設計と施工管理業務の委託料のほか、デジタル化整備工事請負費の増となってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○斉藤決算審査特別委員長

９款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１８９ページの、多分１１節の需用費で賄われていると思うのですが、備蓄品の消耗されていくものは、ここだったらこの３０２万４，０００円のところなのかなと思いますけれども、その分の備蓄の５年計画でおやりになるよということでの説明を受けているのですけれども、計画どおりに進んでいるのかと、あとちょっと見た限りでは分からなかったのは、発電機ですとか、ちょっと大きめの物、ストーブだとか備品の部分というのがちょっと確認できなかったのですが、食べる物や水の物と備品の物というのは、計画どおりに進んでいるのでしょうか。

○斉藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議員ご質問の中のこちらの消耗品の中で備蓄品、食料品の関係ですね、フリーズドライのご飯ですとかパン缶だとか水だとか栄養缶とかというものを。昨年度、お子さん用に粉ミルクとか哺乳ボトルだとか、使い捨てのボトルなのですけれども、そういった物も購入してございます。ほぼ計画どおりにいって、水なんかは人口の３分の１の３日分というのをちょっと目標にしてございますが、そういった物はもう数量は満たしておりまして、あとは期限来るものの更新ということになって、随時入れ替えていかないとならないかと思っておりますが、数量についてはほぼ計画どおり、そして先ほど言った、今回ストーブなんかは買っていませんけれども、ストーブなんかももう既に買って用意してある物がポータブルストーブですね、そういった物を用意してございます。今回、この消耗品の中では、断熱材付段ボールベッドもこの中で、昨年は２８セット購入した物がこの中に含んでございます。

以上でございます。

○斉藤決算審査特別委員長

いいですか。

西田委員。

○西田輝樹委員

併せて、今のコロナのあれで、テレビなんかでは収容人員の人が当初の半分しか入れなくて行けなかったよというようなこともあるものですから、併せて、多分従前の個数だけの整備ではなくて、そのようなあふれることのないようにして場所を増やしていくとか、そういうふうなことなんかについてもお考えいただきたいなと思っております。

○斉藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、９款消防費の質疑を終了します。

◎延会の議決

○斉藤決算審査特別委員長

お諮りいたします。

委員会運営の都合上、本日はこれで延会とし、明日１５日午前１０時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○斉藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会とし、明日１５日午前１０時より委員会を再開いたします。

◎延会の宣告

○斉藤決算審査特別委員長

本日は、これにて延会いたします。

延会　午後　２時４７分

令和元年度決算審査特別委員会会議録（第２号）

令和２年９月１５日（火曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　委員会記録署名委員の指名
第　２　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について
第　３　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
第　４　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　５　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　６　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　７　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第　８　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について
第　９　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席議員（１０名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	６番　船　戸　健　二	７番　松　本　敏　光
８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範	１０番　志　民　和　義
１１番　齊　藤　　徹		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
総 務 課 参 事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ

農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町営牧場参事	梅　津　譲　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力

＜教育委員会＞

教　　育　　長	板　谷　裕　康
学校教育課長	瀬　尾　裕　信
学校給食センター所長	楠　本　正　樹
社会教育課長兼図書館長	清　原　勝　利

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美
監　査　委　員	村　瀬　博　志

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	松　本　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○齊藤決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　委員会記録署名委員指名

○齊藤決算審査特別委員長

日程第１　委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により委員長において、

８番　西　田　輝　樹　委員

９番　菅　　敏　範　委員

を指名いたします。

◎日程第２　認定第１号

○齊藤決算審査特別委員長

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第９　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上８件を一括議題といたします。

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件は、昨日の委員会において歳出の９款消防費までの質疑が終了していますので、本日は、１９０ページから２３７ページまで、１０款教育費から審査を進めます。

関係説明員から順次説明を求めます。

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

それでは、１９０ページ中段下から１９１ページにかけて、１０款教育費５億４，０６５万７，２５１円、１項教育総務費１億１，８６３万２，６６５円、１目教育委員会費１８９万２，８１０円を支出してございます。教育委員４名の報酬、旅費などを支出してございます。

同じく１９０ページ下段から１９３ページにかけまして、２目事務局費１２１万９，７０８円を支出してございます。事務局職員の旅費、交際費、需用費などを支出してございます。

次に、１９２ページ中段から１９９ページにかけまして、３目教育振興費１億１，５５２万１４７円を支出してございます。学校教育における小中学校共通の経費や総体的な経費を支出しております。英語指導助手の任用に伴う経費、大樹小学校・中学校の特別支援教育支援員賃金関係、スクールバスの関係費用、大樹高校通学費等補助金、奨学金の貸付けなどを支出してございます。

次に、１９８ページ中段下から２０３ページにかけまして、２項小学校費６，３１３万３，４９９円、１目学校管理費５，８７２万８，３４１円を支出してございます。大樹小学校に関わる管理費などを支出してございます。１８節備品購入費では、児童用・教員用合わせて３３台のタブレットの導入として１，６３９万円を執行してございます。

次に、２０２ページ中段下から２０５ページにかけまして、２目教育振興費４４０万５，１５８円を支出してございます。大樹小学校の児童に関わる備品購入費などを支出してございます。２０節扶助費においては、要保護・準要保護と認定された児童への学用品、修学旅行費、学校給食費などを援助して行っております。

次に、２０４ページ中段から２０９ページにかけまして、３項中学校費４，８７６万８，８３３円、１目学校管理費３，９５４万８，６４４円を支出してございます。大樹中学校に関わる管理費などを支出してございます。

次に、２０８ページ中段から２１１ページにかけまして、２目教育振興費９２２万１８９円を支出してございます。大樹中学校の生徒に係る備品購入費などを支出してございます。２０節扶助費においては、要保護・準要保護と認定された生徒への学用品、修学旅行費、学校給食費などの援助を行っております。

○楠本給食センター所長

続きまして、２１０ページから２１５ページになりますが、４項、１目ともに学校給食費９，９７７万７，４６０円でございます。調理員の賃金、賄い材料費、給食運搬経費、施設設備の維持管理費などを支出しております。

○清原社会教育課長

続きまして、２１４ページから２３５ページにかけまして、５項社会教育費１億３，７７２万４，１１１円、１目社会教育総務費１，７３４万５，５０２円。社会教育委員会の運営費、青少年教育、家庭教育、高齢者教育、地域学校協働活動、子ども交流事業などに要する経費を支出してございます。

次に、２１８ページ、２１９ページをお開きください。

２２４ページにかけまして、２目生涯学習センター費１億２，０３７万８，６０９円。生涯学習センターの運営費や維持管理に要する経費、小中学生の舞台芸術鑑賞事業など、文化事業に要する経費、文化財の保護や晩成社史跡公園、郷土資料館の維持管理に要する経費などを支出してございます。

２２３ページ下段、１５節工事請負費では、計画的に進めております生涯学習センターの設備更新工事などを行っております。

次に２２４ページ、２２５ページをお開きください。

２２９ページにかけまして、６項保健体育費６，２１７万３，３３２円。スポーツ推進委員会の運営費、スポーツ教室の講師謝礼、スポーツ少年団や体育団体への補助金、優秀選手派遣旅費助成金などを支出してございます。

次に、２２８ページ、２２９ページをご覧ください。

２３５ページにかけまして、２目体育施設費５，５６３万９，１８２円。Ｂ＆Ｇ海洋セン

ターをはじめとする体育施設の維持管理に要する経費を支出してございます。

２３３ページ下段、１５節工事請負費では、Ｂ＆Ｇ海洋センター非常用発電機設置工事を行っております。

次に、２３４ページ、２３５ページをお開きください。

２３７ページにかけまして、７項図書館費でございます。７項図書館費、１目図書館総務費ともに同額の１，０４４万７，３５１円。図書館運営に要する経費や管理システム維持管理経費、図書購入費などを支出してございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ただいま１０款教育の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

２０１ページ、１３節委託料、小学校の管理費です。委託料の最後にグラウンド整備業務があるのですが、４７万９，５２０円。これ資料もらいますと、去年ですね、令和元年度、砂散布ということで数量が９立米だと思うのですけれども、これを小学校のグラウンドに広げたらどれぐらいの厚さになるか私はちょっと分かりませんけれども、砂散布は、毎年このぐらいずっとしてきているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

大樹小学校のグラウンド整備でございます。大樹小学校のグラウンド、広く、風も通すということで、毎年土が飛んでしまったりするものですから、毎年同じぐらいの数量をグラウンド整備ということで、トンボ固めから転圧を行っているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

今年度も散布して、多分毎年ということですからしていると思うのですけれども、もう限界に達しているのではないかな。砂場と化しているのですよね。トンボかけると、もう途中で押せないぐらい砂がたまるのですよ。野球少年団なんか使っておりますけれども、ちょっと走ると、もう砂場みたいになってますから穴掘れて、ノックなんか受けると危険な状態なのです。学校からはどういう報告あるか分からないのですけれども、もうそういう状態ですから、かえってグラウンドとしては砂入れるところから、ちょっと取らなければならないぐらいの状態になっていると感じております。その辺、グラウンド行って確認したことがあるかどうか。そして、今後、やはりそこら辺確認しながら、学校にもそういうことがあったと

いうことで確認してもらいながらやってもらわないと、これ以上砂場、このままでいきますと本当の砂の山になってしまいますので、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時１２分

再開　午前１０時１２分

○齊藤決算審査特別委員長

では、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ１９５ページ、１項教育総務費、３目教育振興費、１３節委託料なのですが、何年間か議論になっていると思うのですが、スクールバスの待合所の移転業務です。当初予算１５万円というのは、大体１カ所移転をするとこのくらいだというような説明が過去にあったのですが、実際は４８万何がしであります。ということは、額が３倍以上になっているので、大体３カ所ぐらいは必要があって移転をしたということでよろしいですか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

今回のスクールバス待合所移設業務でございますけれども、平成３１年度につきましては４カ所の移設を行っております。毎年、児童または生徒が入れ替わるといいましょうか、そこでスクールバスの待合所も変更せざるを得ないということから、当初の見込みは少額といいましょうか、見込みとして計上させていただきましたけれども、結果的には４か所のスクールバスの待合所の移設が必要になったということで、今回４８万３，８４０円が４か所の移設に係る経費として、経費がかかったということでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

１９３ページの１３節委託料なのですけれども、公立学校施設台帳作成業務ということで１０万８，０００円ほど決算されておりますけれども、この中身と、その中に備品台帳も含んでいるのかどうかお伺いいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

１３節委託料の公立学校施設台帳作成業務１０万８，０００円でございますけれども、この業務につきましては、小中学校、そして給食センターの施設台帳を作成する経費として委託料ということで実施をしてございます。中身的には、図形データを扱っている会社に委託をしまして、学校の図面等々作成をしていただいている。それで、国のほうにこの台帳を提出している。そのために委託として１０万８，０００円を計上させていただいて実施をしているところでもございます。

備品は入ってございません。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１９５ページの委託料です。姉妹都市交流事業委託業務ということで支出されているのですが、この事業内容についてお知らせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

１３節委託料の姉妹都市交流事業委託業務でございます。この中身につきましては、例年、隔年で姉妹都市の相馬市と子供たちが交流ということで相馬市に行ったり、または相馬から子ども達を受け入れるということで、平成３１年度につきましては、相馬の子ども達２３名を受け入れる年ということで、大樹町に１泊２日ということで訪問をしていただいております。従来でありましたら、大樹町内でホームステイということだったのですが、なかなか近年ホームステイというのが難しいということで、ＳＴＥＰ、南十勝長期宿泊体験交流協議会、ここにお願いをいたしまして、それぞれ子ども達の受け入れる事業、または体験プログラム等々、このＳＴＥＰにお願いをして事業を実施しておりまして、それに係る委託料としての経費となってございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

１９７ページの１項教育総務費の３目教育振興費、１９節負担金、補助及び交付金であります。大樹高校の通学費の補助金なのですが、今現状として非常に大樹高校、間口減の問題があって非常に厳しい状況なのですが、元年度当初予算が２，１５３万円見込んだのですが、

実際の執行額は１，２９８万円でかなり、４０％減額になっています。これがいろいろな今の現状、要因になったのかどうかということは定かではありませんが、この原因が通学者がこの程度いるという見込みから、それが対象人員の減少だけでこうなのか。資料も頂いたのですが、４０％も減少していないのです。そうなると、通学の範囲が、例えば帯広と近隣の、忠類とか更別になると額が違うので、そういう要因も絡んでいるという、減少していると同時にそういう要因も絡まってこういう支出になっているのですという状況で理解をしてよろしいですか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

大樹高等学校の通学費の補助金でございます。令和元年度につきましては、実績として通学費の補助５７名に対しまして支出をしてございましたが、平成３０年度の実績では７８名ということで、２１名減少したところでございます。近年では、広尾または幕別町忠類からの入学者の数も減少しておりまして、当初は広尾町または幕別町忠類からもそれ相応の入学者を見込んでおりましたけれども、結果的には残念ながら南十勝からの入学者が少なくなっているということで、前年度と比べて減額の傾向というふうに教育委員会としても思っております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

ちょっと確認させてください。僕が言ったのは、遠くから来る人が少なくなったから、人数よりも金額的には、人数の比率よりも金額的には減少して、近場の人が多くなったのかと考えたのですが、それは今の説明でいうと現象的には逆だという理解なのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

遠くは帯広市内、市内といいましょうか、七中のほうからも来てくれている生徒もおりまして、数字的にはそんなに増減はないのかなと思っております。逆に、大樹近郊から来る生徒の数が少なくなっているというのが、少なくなっている主な要因と考えております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

ページ数で２０１ページ、小学校費の１３節、エレベーターの点検業務なのですが、多分１回でなくて何回かされているのではないかなと思うのですが、これって年何回とかってい

う法的な根拠があって、この回数でおやりになっているのか。あまりそんなに利用されてない部分のとこかなと思うのですけれども、その法的な根拠なり回数なりを教えていただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

エレベーター点検業務でございます。点検につきましては、年に１回でございますけれども、基本的には毎月業者が確認をしているところでございます。エレベーターにつきましても、法的な、これに基づきまして実施をしているところでもございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

確認させてください。今のお話の中では、法的には年１回の義務だけれども、毎月やっているよというお答えでよろしいのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時２４分
再開　午前１０時２５分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

ただ今の西田委員の質問は、後ほど説明いたします。

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

１９５ページの１３節委託料なのですけれども、教職員の健康診断業務ですけれども、なかなか忙しい、自由のきかないお仕事だと思うのですが、検診率はどのぐらいなのか。また、検診内容、ちょっと担当課が違うかもしれませんけれども、分かればぜひお願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

これは、全員でやってます。１００％でございます。

中身は、年齢によっても違いますけれども、血液検査だとか、あと胃カメラだとか、普通の健康診断でございます。人間ドッグも３５歳とか５０歳以上とか決まっていて、人間ドッグを受けていない人は、普通の健康診断、町立病院を利用させていただいて、全員やってご

ざいます。服務監督者としての義務でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

次、２０３ページの１９節に、日本体育学校健康センターのほうにそれぞれ保険料を払っているのですけれども、小中学校の事故といいますか、給付を受けている状況はいかがな状況なのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

日本体育学校健康センター災害共済負担金の中の小学校と中学校の児童生徒の対象でございますけれども、令和元年度につきましては、小学校で１１件、中学校で２６件が対象というふうになってございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

１１件と２６件ということなのですが、これ、重大事故といったら何を重大事故というのかちょっと定義ができませんけれども、骨折ですとか、ちょっと頭ごんとぶつけたぐらいで病院行っているのもそこに入っているのではないかなと思うのですけれども、その中で教育委員会として重大事故というか、お考えになっている件数というのは、どれぐらいあるのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

重大な事故というのはないのかなと認識をしてございます。具体的な内容ですけれども、試合中に強打して打撲をしたですとか、あとはバスケットボールの試合中にボールが手に垂直に当たってしまって手をけがをしたですとか、捻挫とか、そういった関係がほとんどでありまして、重大なような事故というのは発生していないと認識をしております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

２２９ページの需用費、１１の需要費なのですが、これまた修繕料なのですけれども、資料頂いております。それで、中央運動公園にありますソフトボール場、ここには砂を入れて

いるのかどうかちょっとまずお伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

中央運動公園のソフトボール場の砂、入れているかどうかということなのですけれども、土を入れておりまして、毎年ではありません。定期的にグラウンドの状態を見て、必要な年度に土を入れております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

中央運動公園にある野球場のバックネット裏といいますか、本部席といいますか、そういう関係。さっきのソフトボール場もそうなのですけれども、チェックというのは年に何回かされているのか。どこかに依頼しているのか、そこら辺、どういうふうな形で、例えば修繕箇所があると思うのですけれども、そういうもののチェックをどのようにやっているか、ちょっと教えてください。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

チェックというのは、野球場なりソフトボール場なり、全体の、例えば土の状態とか、その放送の状態とか、そういう全体的なメンテナンスということだと思うのですけれども、決まった月に何回やっているというのはありません。例えば野球協会ですとか、ソフトボール協会ですとか、そういったところと情報交換しながら、私たちも現場を見ながら確認しているというところです。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

今、協会との関係、聞きましたけれども、そういうところに委託しているとか正式にお願いしているとか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時３２分

再開　午前１０時３２分

○齊藤決算審査特別委員長

では、委員会を再開します。

吉岡委員、総括でお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

ちょっと言い方を変えますけれども、それではこの修繕料、中央運動公園の修繕料ありますけれども、野球場のバックネット裏なんかでさびがひどくて、雨漏りして中に吹き込んでいると。カウンターの板がもう浮いて、べこべこになっていると。そういう状況の修繕料というのは、細かくこれ書いてないので、そういうことは入ってますか。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

令和元年度において、その野球場のバックネットの裏の本部席のさびの修繕とか、そういうのは支出してございません。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

２０３ページの１２節役務費の学力検査コンピューター診断の関係なのですが、この利用について、従前は教育研究所の先生方が学力分析していただいて、そのフィードバックというか、教育委員会なり親御さんなりにフィードバックというのが教育委員会の委員会の中にもその状況を報告されているとか、どのような結果の使われ方をされているのでしょうか。小中ともにということでお答え頂きたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

学力検査コンピューター診断料でございます。ＣＲＴ検査の採点処理の手数料でございまして、これらについて役務費として支出をしてございます。基本的には教育研究所で結果内容につきまして分析をしてございまして、それらの結果につきましては、教育委員会のほうにも情報提供受けて、今後どうするべきかというような、教育委員会の内部でも重々検討するためにコンピューター診断というのは大切なデータの一つというふうに私ども認識をしております。毎年、この学力検査、または学習状況調査というのがまた別にありまして、これらにつきましては、広報紙等通じて、傾向と状況についても広く周知をして、小学校、中学校の今の現状等々についても周知をしているところでもございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

２３３ページ、１５節工事請負費、海洋センター非常用発電機設置工事なのですが、これは海洋センターと武道館とあるのですけれども、これ海洋センターのみなのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原会教育課長

海洋センターの非常用発電の設置工事の関係です。アリーナ、武道館、ともに電源は確保されるということで、どっちも電気は使えることになります。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

２０９ページ、１８節の中に、自走式草刈機という物の購入がありました。中学校費ですので、一義的には中学校で使われているのでないかなと思うのですが、これ中学校だけの利用で終わっているのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

自走式刈払機につきましては、中学校で活用してございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

教育委員会では、柏木町の芝生になっているところ、職員が前には一生懸命おやりになっていた時期もありまして、この７５万６，０００円のこの芝刈機だと大分性能もいいと思われますので、学習センターなり海洋センターなり、それぞれ利用もお考えいただいたらさらに予算も生かされていくと思うのですが、何か不都合、他の施設に、教育委員会所管の他の施設に使う何か問題点といいますか、何かあるのでしょうか。私、今それぞれ言ったところの芝なんていうのは、それほど広い面積でないのではないかなと思われるのですが、いかがでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時３８分
再開　午前１０時３８分

○齊藤決算審査特別委員長
委員会を再開します。
西田委員、総括でお願いします。
ほかに質疑ありませんか。
菅委員。

○菅敏範委員
２１１ページの学校給食費、１目学校給食費の１１節需用費なのですが、賄い材料費が若干減額になっているのですが、町としては、教育委員会としては、ふるさと給食をやったりしながら地元の食材のＰＲもしています。この賄い材料費の中に、もし大ざっぱでも分かれば、地元食材の比率が分かりませんか。あとは総括で聞きたいと思いますので。

○齊藤決算審査特別委員長
楠本学校給食センター所長。

○楠本学校給食センター所長
比率というのはちょっと分かりかねるのですが、地元の食材といたしましてふるさと給食、年に３回やってございますけれども、地元の牛肉ですとか、大樹の大根ですとか、鮭とか、そういうものを使って提供しているところでございます。
以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長
菅委員。

○菅敏範委員
今の話は分かるのですよ。ふるさと給食のときは地元の食材入ってますということですけれども、年間のトータル的に大樹の食材を組み入れている、若干でも入っているということなのか、全くふるさと給食以外は入ってないということなのか、実態をちょっと教えてほしかったのです。分からなければいいです。

○齊藤決算審査特別委員長
楠本学校給食センター所長。

○楠本学校給食センター所長
ちょっと量的な比率についてははっきり申し上げられないのですが、材料といたしましては、日々意識して取り入れている物の一部としては、大樹産の豚肉ですとか、そういう物を積極的に取り入れたりしているところでございます。
以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長
ほかに質疑ありませんか。
（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって１０款教育費の質疑を終了します。

休憩します。

休憩　午前１０時４１分

再開　午前１０時５５分

○齊藤決算審査特別委員長

それでは、委員会を再開いたします。

まず、昨日の西田委員の労働費に関する質問の件について説明を求めます。西田委員と志民委員の２人の説明を求めます。

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

昨日の決算審査特別委員会でのご質問に対し説明できなかった２点についてご説明いたします。

まず、西田委員からご質問がありました中小企業退職金共済制度による毎月の掛金に対して一定程度勤務した場合の退職金額についてでありますが、例として毎年５，０００円の掛金を１０年間納付した場合、６３万１，０００円となります。また、５，０００円の掛金を２０年間納付した場合は、１３２万８，５００円となります。

次に、志民委員からご質問がありました季節労働者で通年雇用につながった人数についてでありますが、昨年度、大樹町から通年雇用促進協議会の事業に参加された人数は８人で、そのうち３人が通年雇用につながっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

それでは、次に２３６ページから２３７ページ、１１款災害復旧費について、関係説明員から順次説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

２３６ページから２３７ページの中段で、１１款災害復旧費の執行はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

１１款災害復旧費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、１１款災害復旧費の質疑を終了いたします。

次に、２３６ページから２３９ページまで、１２款公債費について、関係説明員から説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

２３６ページから２３９ページにかけまして、１２款、１項ともに公債費で７億８，６１５万５，０２４円、２３８ページ、２３９ページに移りまして、１目元金７億５，０７６万４，１８７円。

２目利子３，５３９万８３７円。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

１２款公債費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、１２款公債費の質疑を終了いたします。

次に、２３８ページから２４１ページまで、１３款諸支出金について、関係説明員から説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

２３８ページから２４１ページまで、１３款諸支出金１２億６，５３０万３，３７０円。１項特別会計繰出金、１目事業会計繰出金ともに同額の４億８，７９２万５，０００円。５特別会計への繰出金で、前年対比として国民健康保険事業会計繰出金が３，９６６万１，０００円の減、後期高齢者医療会計繰出金が１３２万１，０００円の減、介護保険会計繰出金が８２万７，０００円の減、介護サービス事業会計繰出金が４，３４１万８，０００円の増、公共下水道事業会計繰出金が３，２９２万１，０００円の増となってございます。

２項、１目ともに特別会計出資及び補助金５億１，４７７万２，２５７円。水道事業及び病院事業に対する補助金、負担金を執行してございます。

２４０ページ、２４１ページに移りまして、３項１目ともに基金費２億６，２６０万６，１１３円。ここでは歳計剰余金、寄附金、預金利子などを原資として、８つの基金に積立てを行ってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

ただいま１３款諸支出金の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、１３款諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、２４０ページから２４１ページ、１４款予備費については、質疑を省略します。

次に、事項別明細書の２２ページから６５ページまで、歳入について、関係説明員から説明を求めます。

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

続きまして、歳入を説明させていただきます。

２２ページから２３ページにかけまして、１款町税、収入済額８億７，８０５万４，６７１円、不納欠損額２８万７，１９４円、収入未済額２，３５５万７，３０１円。１項町民税、収入済額３億９，４１６万１，５２６円、不納欠損額２３万１，８９４円、収入未済額１，４１４万３，１０３円。１目個人、収入済額３億１，２０１万９，０２６円、不納欠損額滞納繰越分で２３万１，８９４円、収入未済額、現年課税分４０７万１，１２８円。滞納繰越分９４９万５，９７５円で、計１，３５６万７，１０３円の収入未済額となっております。２目法人、収入済額８，２１４万２，５００円、収入未済額、現年課税分で６万円、滞納繰越分で５１万６，０００円の計５７万６，０００円の収入未済額となっております。

２項固定資産税、収入済額４億１，０１７万１，８４０円、不能欠損額５万５，３００円、収入未済額８７７万５，１９８円。１目固定資産税、収入済額４億１４４万２，５４０円、不能欠損額、滞納繰越分で５万５，３００円、収入未済額、現年課税分で１８８万４，８００円、滞納繰越分で６８９万３９８円の計８７７万５，１９８円の収入未済額でございます。２目国有資産等所在市町村助成交付金及び納付金８７２万９，３００円。

３項軽自動車税、収入済額１，９５２万８，４００円、収入未済額６３万９，０００円。１目環境性能割、収入済額２５万６，７００円。２目種別割、収入済額１，９２７万１，７００円、収入未済額、現年課税分２６万６，７００円、滞納繰越分３７万２，３００円の計６３万９，０００円の収入未済額となってございます。

４項、１目ともに町たばこ税４，９１５万４，２０５円。

５項、１目ともに入湯税５０３万８，７００円。

２款地方譲与税１億６，６０６万６，０１６円。１項、１目ともに自動車重量譲与税１億１，９２４万５，０００円。

２４ページ、２５ページに移りまして、２項、１目ともに地方揮発油譲与税４，１４０万５，０１６円。

３項、１目ともに森林環境譲与税５４１万６，０００円。

３款、１項、１目ともに利子割交付金５５万９，０００円。

４款、１項、１目ともに配当割交付金１８２万４，０００円。

５款、１項、１目ともに株式等譲渡所得割交付金１１８万９，０００円。

２６ページ、２７ページにまたがりまして、６款、１項、１目ともに地方消費税交付金１億１，１６５万１，０００円。

２６ページ、２７ページ上段になります。７款、１項、１目ともに自動車取得税交付金１，７９１万２，３０９円。

８款、１項、１目ともに環境性能割交付金５１７万２，０００円。

９款、１項、１目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金３８万７，０００円。

２８ページ、２９ページにまたがりまして、１０款、１項、１目ともに地方特例交付金１，１９６万９，０００円。

２８ページ、２９ページに移りまして、１１款、１項、１目ともに地方交付税３１億９，０８１万３，０００円。

１２款、１項、１目ともに交通安全対策特別交付金９３万２，０００円。

１３款分担金及び負担金、１項負担金ともに同額の８，０２０万７，０３２円、収入未済額１２９万９，４３８円。１目総務費負担金４万６，４１４円。２目民生費負担金４，９２９万７，３８２円。

３０ページ、３１ページに移りまして、中ほどの３目衛生費負担金１，２００円、４目農林水産業費負担金２２３万７，００８円、５目教育費負担金、収入済額２，８６２万５，０２８円、収入未済額、学校給食費負担金で１２９万９，４３８円。

３４ページ、３５ページに移りまして、１４款使用料及び手数料、収入済額２億２，３７１万７４９円、収入未済額４４７万４，９５８円。１項使用料、収入済額２億１，０４７万９，２９９円、収入未済額４４７万４，９５８円。１目総務使用料８６５万７，６１９円、２目民生使用料１９７万１５０円。３目衛生使用料の収入実績はございません。

４目労働使用料３万８，０５０円、５目農林水産業使用料１億１２０万４，８７０円、６目商工使用料８８万５００円。

３６ページ、３７ページにまたがりまして、７目土木使用料、収入済額９，５５４万５，０５０円、収入未済額、住宅使用料で４４７万４，９５８円。

３６ページ、３７ページ、８目教育使用料２１８万３，０６０円。

２項手数料１，３２３万１，４５０円、１目総務手数料３２１万４，７００円、２目衛生手数料８６２万８，７５０円。

３８ページ、３９ページに移りまして、上段になりますけれども、３目農林水産業手数料１３８万８．０００円。

１５款国庫支出金２億９，８０５万４，９１４円、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金ともに同額の２億３７８万３，４７６円。

２項国庫補助金９，２５８万９，５４９円、１目総務費国庫補助金、３７２万５，０００円。

２目民生費国庫補助金２，２３０万８，５４９円。４０ページ、４１ページに移りまして、３目衛生費国庫補助金１３９万１，０００円、４目土木費国庫補助金６，４８５万３，０００円。５目消防費国庫補助金は、戸建て住宅の耐震診断等に係る補助金を見込んでおりましたが利用がありませんでしたので予算を減額してございます。６目教育費国庫補助金３１万２，０００円。

４２ページ、４３ページに移りまして、３項委託金１６８万１，８８９円、１目総務費委託金２３万円、２目民生費委託金１４５万１，８８９円。

１６款道支出金４億８，６５５万７，８１４円、１項道負担金、１目民生費道負担金ともに同額の１億７０１万５，０２１円。

４４ページ、４５ページに移りまして、２項道補助金３億５，６１７万３，０３４円、１目総務費道補助金２，３９１万７，０００円。２目民生費道補助金４，４５５万６，０５５円。

４６ページ、４７ページに移りまして、中ほどで３目衛生費道補助金６４万９，１５２円、４目農林水産業費道補助金２億８，４１３万４，８２７円。

４８ページ、４９ページに移りまして、下段になりますけれども、５目消防費道補助金１４０万円、６目教育費道補助金１５１万６，０００円。

５０ページ、５１ページに移りまして、３項委託金２，３３６万９，７５９円、１目総務費委託金１，９１４万６，４７３円。２目農林水産業費委託金１１３万９，３９４円、３目商工費委託金２２６万６，０００円、４目土木費委託金８１万７，８９２円。

５２ページ、５３ページに移りまして、１７款財産収入、３，８６８万８，１８３円、１項財産運用収入、１，３９３万４６６円、１目財産貸付収入、１，３４５万７，９５４円、２目利子及び配当金４７万２，５１２円。

５４ページ、５５ページに移りまして、、２項財産売払収入２，４７５万７，７１７円、１目物品売払収入１２４万７，６００円、２目不動産売払収入２，３５１万１１７円。前年対比９２３万２，２７０円の減となっております。立木の売払い収入が６１０万８，７６４円の減。それから、緑苑分譲地などの土地建物売払い収入が３１２万３，５０６円の減となってございます。

次、１８款、１項ともに寄附金で７，６２９万１，９３１円、１目一般寄附金１，０００円、２目指定寄附金７，６２９万９３１円。指定寄附金の主な増減は、航空宇宙産業基地誘致資金寄附金が５４０万円の増、魅力あるまちづくり推進資金寄附金が２，１７２万２，０００円の減となってございます。

下にいきまして、１９款、１項ともに繰入金で１億７，８２７万９，２８１円、１目基金繰入金１億７，２５３万９，０００円。５６ページ、５７ページに移りまして、２目他会計繰入金５７４万２８１円。

２０款、１項、１目ともに繰越金で２億９，６６５万５，１３０円。

２１款諸収入、収入済額２億２，０２１万５８８円、不納欠損額１７万８，０００円、収入未済額１０８万１，０００円。

１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金ともに同額の３３万９，１１７円。

２項、１目ともに町預金利子３万５，６２３円。３項貸付金元利収入、収入済額１億１，４３８万９，８００円、不納欠損額１７万８，０００円、収入未済額１０８万１，０００円、１目高齢者等に優しい住宅整備資金貸付金元利収入、収入済額３０万１，０００円、不納欠損額１７万８，０００円、収入未済額、過年度分で３８万１，０００円、不納欠損額は１名で昭和６１年度１万８，０００円、６２年度８万円、６３年度８万円の計３件について欠損処理を行ってございます。

５８ページ、５９ページに移りまして、２目災害援護資金貸付金元利収入、収入済額はございません。収入未済額、過年度分で７０万円、３目大樹町中小企業特別融資事業貸付金元利収入１億円、４目奨学金貸付金元利収入１，４０８万８，８００円。

４項受託事業収入５，７９９万１９６円、１目衛生費受託事業収入１９８万５，４６７円、２目農林水産業費受託事業収入５，６００万４，７２９円。５項雑入４，７４５万５，８５２円、１目過年度収入はございません。

６０ページ、６１ページに移りまして、２目雑入４，７４５万５，８５２円。

６２ページから６５ページにかけまして、２２款、１項ともに町債、５億４，７４３万２，０００円、１目過疎債２億７，４００万円。

６４ページ、６５ページに移りまして、２目緊急防災・減災事業債９，９３０万円、３目臨時財政対策債１億２，８４３万２，０００円。４目公共施設等適正管理推進事業債３，４７０万円。５目土木費は、日方団地建設事業債を予定してございましたが、普通交付税の増により借入れは行ってございません。６目公共事業等債１，１００万円となってございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

歳入についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

２７ページの９款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算額３０万円なのですけれども、決算で収入済額３万７，０００円ほど多いのですが、この多い理由は何なのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

こちらの国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、細かい積算の内容についてはこちらのほうに示されてないのですけれども、大樹町で自衛隊の普通演習に係る使用料といいますか、そういった性格のもので、土地の数量８万２，５１０平方メートル利用しているよと。それで、それらの国有の自衛隊に係る全国の面積を積上げしていったものをその面積割で配分した形で按分されるのがこの金額になっておりまして、その年によって違って

いる部分もございますが、その結果として３８万７，０００円の決算額となってございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

あと１つですが、６４ページから６５ページにかけての２２款の次のページに、６４ページの臨時財政対策債ですが、当初予算の１億３，０００万円から決算が１５６万８，０００円ほど少なくなったということで、この理由と、交付税の振替ということを聞いているのですが、満額来ているのかどうかお伺いいたします。

○斉藤決算特別委員会委員長

黒川副町長。

○黒川豊副町長

臨時財政対策債でございますけれども、普通交付税と、こちらの対策債と振替がございまして、国の地方財政計画に基づいて予算は見るのですが、当初のもくろみといいますか、こちらで算定した額とは、交付税がちょっと多くなってこちらが少なくなったというような、国のほうの割り振りによって変わったものでございまして、借りられる満額を借りているということでございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

５３ページの財産収入の財産運用収入、財産貸付け収入なのですが、前に聞いた記憶がないわけではないのですが、土地建物貸付け収入のその他の建物貸付料については、どんな建物だったかちょっと教えてください。

○齊藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

町有の建物、住宅で教員住宅以外の一般の住宅、お試し住宅を除くものという、過去に教員住宅であったものを普通の公宅にして利用してたりというものが中身でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

辻本委員。

○辻本正雄委員

２２ページ、２項固定資産税についてですけれども、当初見積り予算額より収入済額がかなり上昇しているのですが、これの大きな内訳というのですか、例えば農業施設、あるいは

商業施設、個人の住宅とか、その辺が分かればちょっと知らせしていただきたいと思います。

○斉藤決算特別委員会委員長

林住民課長。

○林住民課長

固定資産税の予算対比での理由ということでございますが、予算との比較に関しましては、予算時点で若干、歳入欠陥を起こさないために少し、少なめに見ているという状況があるのはございます。昨年の税額と比較しますと、年税額、賦課時点の数字になりますけれども、若干といいますか、３００万円程度、賦課時点では昨年より税額として上がっているというような形になっておりまして、課税標準額で見ますと家屋、それから償却資産、これらで対象になる客体が増えているというような状況になってございます。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

２３ページでそれぞれ町民税、資産税、軽自動車税の中で、不納欠損がそれぞれされていると思うのですが、その主な理由と、それからその中で時効が理由になっているものについては、どうして時効の中断できなかったのかお聞きしたいと思います。

○斉藤決算特別委員会委員長

林住民課長。

○林住民課長

不納欠損についてのお尋ねでございます。不納欠損、町民税で不納欠損額２３万１，８９４円、こちらにつきましては、５人で６件の内容になってございます。それから、固定資産税、こちらが５万５，３００円ということで、こちらは１人１件という内容になってございます。これの不納欠損の理由でございますが、時効により欠損しましたのが固定資産税による１件、こちらになります。こちらのケースにつきましては、所有されている方が既にお亡くなりになっておりまして、財産を相続する方もいらっしゃらないという状況下にあるものですから、５年間の時効成立を待って欠損しているという内容になってございます。それから、住民税の６件につきましては、その方々の生活実態等の調査をかけまして、生活の困窮によることにより徴収の停止をかけたものが１件、それから居者不明ということで、現在の所在が分からないという形で処分の停止をかけて、それぞれ３年が経過したことによる不納欠損処理という内容になってございます。この居者不明の方については、外国の方の実習で入られてきて、国のほうにお帰りになって課税が不可能というか、課税はされるのですけれども、徴収することが難しいというような形で、不納欠損させていただいております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

一生懸命努力されていることは分かっていて、酷な言い方かもしれませんけれども、軽自動車なんかは比較的従前、こんなに比較的未収になってなかったかなと思うのですが、ちょっと去年とか一昨年の数字、ちょっと把握してませんけれども、通常が車検なんかもありますので、この金額少し大きいような気がしているのですが、何か特別な理由というのは傾向としてあったのでしょうか。

○斉藤決算特別委員会委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま軽自動車税に関してのお尋ねがございました。軽自動車税、確かに委員ご指摘のように、以前はといいますか、数年ほど前まではほぼ収納率１００％という状況が続いていたという認識がございます。近年、今年が突出してということではないのですけれども、徐々に滞納者が出てくるというような状況になってきているという状況になってございます。取り立ててこういった理由があってというような形では、把握してございません。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

３７ページ、４節の住宅使用料で、町営住宅使用料の現年度分と過年度分があるのですが、この中に保証人に納入してもらった分はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○斉藤決算特別委員会委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

ただいまの住宅使用料の保証人に負担してもらった分があるかという部分ですが、申し訳ございません、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

同じく、今吉岡委員言われた４節の住宅使用料に関してなのですが、収入未済額が４４７万４，９５８円ありますけれども、これは過年度分の累計かなと私は考えるのですけれども、ちなみに令和元年度で毎年そういう未納額があるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○斉藤決算特別委員会委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

令和元年度の未納額につきましては、この４４７万４，０００円のうちの９１万６，１８８円でございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

欠損にならないということは、何かひとつ、ちょっと総括に近いですかね。何年か経過したらもう未納で欠損にしてしまうとか、そういう何か、ルールか何かあるのですか。

○斉藤決算特別委員会委員長

林住民課長。

○林住民課長

私のほうから税を含めて。こちらのほうは私債権の扱いになります。使用料になりますけれども、今同じような考え方で進めておりますので、説明をさせていただきたいと思います。

基本的には、債権が確定していれば、町としましては、その債権を納めてもらうということが業務としてなってございますので、基本的には個人との折衝を繰り返し、中によっては納税の相談なんかも含めて相談に乗りながら徴収を続けていくという形を取らせていただきます。こういったやり取りができている間については、欠損という手続はございません。いつまでたってもといいますか、そこは徴収させていただくと。仮に、例えば転出とかをされて居所が分からないでありますとか、あるいは居住先とかは分かっているのですけれども、生活の困窮が明らかで、行った先でも保護を受けているような方でいますとか、そういった事情がはっきりしたようなケースについては、一定の年限を区切って欠損処理させていただくと。そういうような手続を取らせていただいているところです。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

２７ページの８款の環境性能割交付金とあるのですけれども、イメージとして軽自動車税なんかだと、性能割で税金が違ってたりしている、その分のあれなのですが、ここでいう、８款でいう環境性能割交付金というのは、どのような性格のものなのでしょうか。

○斉藤決算特別委員会委員長

林住民課長。

○林住民課長

直接税とは違うのですけれども、私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

８款の環境性能割につきましては、７款の自動車取得税交付金、こちらと同じものというような考え方をしていただければと思います。自動車税の税金の在り方が昨年の１０月から変わりまして、今まで納めていました自動車取得税がなくなりまして、自動車について環境性能割、それから軽自動車についても環境性能割というような形で、取得税に相当する分が納められるという形になってございます。ちょっとルールが変わって、配分の割合が変わってございますが、今までの自動車取得税を７款の交付金として町村に分配されていたような手続と同様に、環境性能割で集められたものを環境性能割交付金という形で市町村のほうに分配するというような中身になってございます。ただ、今回の環境性能割創設に当たりまして、軽自動車税のほうの環境性能割は、自動車取得税と切り離されて環境性能割という形で集められるようになりましたので、その分につきましては、軽自動車税のほうに新たに、２２ページ、２３ページの軽自動車税の１目に環境性能割という項目が、これが新たに追加になっていますが、こちらが今までの取得税に該当する、軽自動車分の該当する項目というような形で、これは税として納められていると、こういう内容になってございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって歳入の質疑を終了いたします。

次に、議案並びに決算附属書類、事項別明細書の内容全般について、確認漏れ等があれば質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって歳入歳出決算全般についての質疑を終了します。

◎延会の議決

○齊藤決算審査特別委員長

お諮りいたします。

委員会運営の都合上、本日はこれで延会とし、明日１６日午前１０時から委員会を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会とし、明日１６日午前１０時より委員会を再開します。

◎延会の宣告

○齊藤決算審査特別委員長

本日は、これにて延会いたします。

延会　午前１１時４０分

令和元年度決算審査特別委員会会議録（第３号）

令和２年９月１６日（水曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　委員会記録署名委員の指名
第　２　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について
第　３　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算認定について
第　４　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　５　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　６　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　７　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第　８　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について
第　９　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席議員（１０名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	６番　船　戸　健　二	７番　松　本　敏　光
８番　西　田　輝　樹	９番　菅　　敏　範	１０番　志　民　和　義
１１番　齊　藤　　徹		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総 務 課 長	鈴　木　敏　明
総務課参事	杉　山　佳　行
企画商工課長兼地場産品研究センター所長	伊　勢　厳　則
企画商工課参事	大　塚　幹　浩
住 民 課 長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹

保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
農林水産課長兼町営牧場長	佐　藤　弘　康
町営牧場参事	梅　津　雄　二
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力

＜教育委員会＞

教　　育　　長	板　谷　裕　康
学校教育課長	瀬　尾　裕　信
学校給食センター所長	楠　本　正　樹
社会教育課長兼図書館長	清　原　勝　利

＜農業委員会＞

農業委員会長	穀　内　和　夫
農業委員会事務局長	吉　田　隆　広

＜監査委員＞

代表監査委員	澤　尾　廣　美
監　査　委　員	村　瀬　博　志

○本会議の書記は次のとおりである。

事　務　局　長	松　木　義　行
主　　事	八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○齊藤決算審査特別委員長

本日の会議に入る前に保留事項、昨日の西田委員の教育費に関する質問について説明を求めます。

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

昨日の決算審査特別委員会の質疑の中で、説明ができなかったページ数２０１ページ、１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、１３節委託料の中のエレベーター点検業務４５万７，８００円の法令等の根拠でございますが、定期点検、メンテナンスは、建築基準法第１２条第３項の規定に基づき実施をしております。

また、月ごとに報告を受けております点検では、運転状況を常時記録し、変調があれば必要に応じて現場で作業をするリモート点検や、閉じ込め故障や使用不能故障が発生した場合、専門員が直接通話し、必要な指示、連絡に当たる異常監視直接通話については、建築基準法第８条に建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされていることから、良好な運行を保つため点検業務を実施してございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですね。

それでは２件目、昨日の吉岡委員の歳入、公営住宅使用料に関する質問の件について説明を求めます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

昨日の決算審査特別委員会で説明できませんでした吉岡委員からの住宅料の連帯保証人が負担した方という部分でございますが、令和元年度の滞納者の中で連帯保証人に連絡を取ったのは１件でございました。しかし、最終的には滞納者本人が支払うという形になりましたので、連帯保証人が支払ったという部分はございませんでした。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

以上で、保留事項を終了いたします。

それでは、ただいまの出席委員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　委員会記録署名委員指名

○齊藤決算審査特別委員長

日程第１　委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により、委員長において、

１０番　志　民　和　義　委員

１番　寺　嶋　誠　一　委員

を指名いたします。

◎日程第２　認定第１号

○齊藤決算審査特別委員長

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから、日程第９　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上、８件を一括議題といたします。

認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件は、昨日までの委員会において、歳入歳出決算全般に関する質疑が終了していますので、これより、総括質疑に入ります。

総括質疑はありませんか。

志民委員。

〇志民和義委員

公営住宅の保証人の関係でございます。

国の指導内容は一体どういうことになっているのか。また、道はどういう状況にあるのかお伺いいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時０５分

再開　午前１０時０５分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

ただいまの質問は、後ほど説明いたします。

志民委員。

〇志民和義委員

季節労働者の関係でございまして、昨年も実施しております。

そこで、昨日、労働費の中で通年雇用に結びついたということで、８人参加して３人ということですよね。それで、大樹町独自に季節労働者に対する冬の仕事を実施して、昨年度は１５人でしたけれども、昨年度は雪降る時期で除雪に回っていたとかという話も聞い

たので、その前の年はもっと多かったので、直接、町が雇用して事業を興しているということで、このことのほうが相当大きいなというふうに思っているのですよね。

それで、ぜひ今年度も続けて実施していただきたいと考えていますが、よろしくお願いいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

季節労働者の方々が通年で雇用できるようなそういう道筋をつけていくという役割は私どもにもありますので、通年雇用者に対する対策については、今後もやっていきたいというふうに思っております。

また、冬期間仕事がなくて収入が途絶えるというような状況がありますので、冬期間における季節労働者の方々の雇用の場、働ける場というのも、数年来継続しながら事業を展開しているところでもあります。

また、これからの状況を見ながら、今年も必要な場面があれば、補正予算をお認めいただいた上で、事業展開については検討していきたいというふうに思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

冬の仕事ですので大変かなと私は思うのですけれども、希望者はやっぱり冬の収入確保ということで大変大事だということで、また冬の仕事、冬期間の事業を、事業者もそういう要望も聞いておりますので、また要望も挙がっていると思うのですが、ぜひ今年度も実施していただきたいというふうに考えております。

答弁はよろしいです。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

公営住宅の使用料の関係で、昨日お聞きしまして、先ほど保証人からの支払いはないということでした。

それで、保証人の関係ですけれども、例えば令和元年度も現年度分で滞納があったわけですけれども、保証人に対する通知をされると思うのですが、それはどういうふうな時点で通知されているのか、お知らせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時０９分

再開　午前１０時０９分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

ただいまの質問は、後ほど説明します。

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

高齢者の補聴器の関係です。これも６月だったか一般質問して、町長もご自身の体験も踏まえながら、私自身の体験も踏まえて、認識は共通していたなというふうに思うのですけれども、障がい者に至らないけれども、耳が遠くなってきて不便を生じているという方々に、今、補助を出している自治体も幾つか出てきているので、ぜひ補助していくような方向を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

以前の一般質問でもご質疑の中でご意見をいただいたところでもあります。

これから新年度の予算編成を行うに当たって、どういう事業を取り組んでいくかというところを原課とも協議をしていかなければならないというふうに思いますので、その中で検討していかなければならないかなというふうに思ってはおります。

ただ、コロナの関係がどのぐらい新年度の予算に影響があるかというところも十分検討しながら予算編成をしていかなければならないというふうには思っておりますので、限られた財源の中で、必要な事業について手当てをしていく中で、その部分について私どものほうで新年度に向けて必要であるという判断があれば、予算化をし、事業を展開していくということにもなろうかなというふうには思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

企画費の移住支援事業の補助金について伺いたいと思います。

人口問題は、多くの町村にとって深刻な課題であることは言うまでもありませんが、移住支援事業補助金は国も進めている、今、町村にとってこれが実現すると非常に人口問題解決の一歩、一つの糸口になるような事案だというふうに思うのですが、昨日の議論の中で、今年度はそういう実現がなかったということでありました。残念でありましたが、経過と今後の取組に対する考え方を聞きたいというふうに思います。

一つは、アドバルーンを上げたのですが、実際は国や道がどんな取組をしたのか、意外とよく見えていなかったので、その辺について最初に伺いたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

移住の取組の関係でございますけれども、この制度につきましては、過度な東京圏への一極集中の是正、そして地方の担い手不足対策のために地方創生交付金を活用したＵＩＪターンによる起業・就業者の創出を図るというような目的での支援策でございますが、事業の中身といたしましては、国がＵＩＪターンの希望者を登録といいますか、マッチングして支援する仕組みをつくるというようなことがまず一つの目的でございまして、そこに対して中小企業が事前に対象企業として登録を行うことによって、ホームページ上とかから就業を希望する方がどういう企業があるのかというのを選べるような仕組みを構築しております。

したがいまして、事前に中小企業等が登録を行ったところでなければ就業しても補助金の支援の対象にはならないという仕組みとなっておりまして、うまくそこにマッチングして就業すれば、支援事業の活用が図られるという仕組みとなってございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そこのところは、そういうふうに進めるのだということは、大くくりは分かったのですよ。ただ、実際には国がアドバルーンを上げただけで、本当に具体的な分で積極的な分が意外と少なかったのかなという感じもしないわけでもありません。

これは東京２３区からこっちに、大樹町だけではありませんが、全国にマッチングして移住する希望者の関係がありますので、それがなかなかできないというか、パイプがつながらないとできないのですが、地元大樹として、企業が手を挙げるような、挙げてもらえるような取組についてはどんな取組をしたのか教えてください。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

大樹町として、この事業に該当するような企業としましてはインターステラテクノロジズ社がこの事業に合うのではないかということで、ＩＳＴへも、こういう国の制度がありますよという制度の状況についてはお伝えして、ぜひそこに企業として登録していただくようお願いもしているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

ということは、移住者を受け入れる地域の体制としては、インターステラテクノロジズしか、そういうふうな合致をさせられるような企業が大樹にはないと。例えば、ほかの建設業とかそういうことを含めて、地元にはそういう受入れ体制が取れる企業がないというのが町の判断なのですか。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

決してＩＳＴだけではなくて、ほかの建設業者のところでも移住を受け入れるというところであれば制度の活用は可能かなと思いますが、現時点で、私どもの町の状況からいきますと、実際に今、ＩＳＴのほうで職員を募集しているということもありまして、この制度を活用してはいかがかなというところで進めてきたところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

大体現状については理解をしました。

令和２年度にも１００万円という予算計上はされています。国、道も、この事業については積極的に進めていくという方向性がありますし、地域としても、若者の脱都会という動き等を含めてこの制度を利用した人口対策は、もがいている人口対策の中での一つの光ではないかというふうに思うので、ぜひこれからも生かせるような新たな努力をして成果が上がるよう取り組むことが将来の町の活性化に向けて重要だと思います。

大きな成果ではなく一つ一つの積み上げが大事だと思いますので、その辺について今後の対応としてどんな方向で進むのか、町長に最後に伺います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町にとって、企業誘致も含めてですが、新たな人材、新たな組織を大樹町のほうに招くということは大きな意味があるというふうにも思っております。

令和元年度において、移住支援の補助金の活用がなかったというところで、企業側と移住を考える方のマッチングがうまくいかなかったというところもあるのかなというふうに思っており、また、この制度がどのぐらい周知されているかというところも、令和元年度の状況にはそういう影響もあるかなというふうに思っております。

令和２年度においてコロナの影響があり、企業の活動の在り方、そして働く場の考え方が大きく変わろうかというふうな思いもしておりますので、町内の人材を求めている企業も多くあろうかと思いますので、そういうところにこういう制度を周知していく、また、

町外に向けては、大樹町に向けての移住について広く情報を発信していくということが今後のこの事業を活用しての移住支援になるかなというふうに思っておりますので、まずは、この制度の周知を地元の企業にも図っていくことが必要かなというふうに思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

先ほど保留となっておりました志民委員の質問の件について、水津建設水道課長より説明を求めます。

○水津建設水道課長

志民委員のご質問ですが、令和２年度の４月１日から民法の一部改正がございまして、令和２年より新たに公営住宅に入居する際には、必要な連帯保証人について極度額を定めなければ効果が無効となるということから、大樹町の方針といたしまして、管内の状況を鑑みながら、連帯保証人の極度額を住宅料の１２か月分ということで定めまして、保証人を二人つけることになってございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

国と道の考え方として保証人廃止の方向に向かっていると私は聞いたのですが、そういう情報はないですか。

○齊藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

大樹町としての方針としては、民法のほうの改正に伴いまして極度額を設置すればいいということでしたので、保証人もつけなくていいのですけれども、大樹町の方針としては、保証人もつけるし極度額も設定するということで決めました。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

額を設けるというのでしょう、限度額を。そういうことでなくて、保証人を廃止しているのですよ、道は。だから帯広市も市営住宅は廃止しているのですね。だから、大体問題になっているのは金額がどうこうではなくて、高齢化して、そういう人たちが入居して、実際私も聞いているのですよ。保証人になっている人が亡くなってしまって、次の人をどうやって頼むかと。それは、まだ１人いるからいいけれどもと言っているけれどもね。１人いればいいというものではなくて、私はもう保証人自体がいなくなってきていると、そういう担保能力がない人ばかりになってくると。

そういうことで、国、道に従って、私はもう廃止するべきだと。もう有人保証の時代ではないというふうに考えていますがいかがでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

公営住宅の入居の際に保証人を求めているというのは従前からで、いつからかは記憶はないですが、従前からお２人だと思いますが、保証人の設定をさせていただいており、入居されている方に何かあったときには保証人にもご相談を申し上げているということであります。

今、委員がご質疑の中でお話しされておりました保証人の廃止という動きについては、国、道のほうでも進められているということは、私も原課からは聞いております。ただ、今までの例も含めて、家賃が何らかの状態で例えば滞ったときに、どうしていくかというところも含めて、私どもとしては公営住宅の適切な管理に資するために、現状、保証人については継続していきたいという思いで今現在もおりますし、保証人に対する保証の範囲等については、先ほど担当のほうから説明させていただいたところでもあります。

国、道の動きも含めて、道内でも保証人を廃止しているという動きはあるということは私も承知しておりますが、今現在の状況については、そういう意味合いも込めて保証人をお願いしているということであります。

ただ、法律でそういう形になるということがこれからあるかとも思いますので、今後また推移を見ながら、保証人の在り方等については検討していきたいというふうに思っておりますが、今現在は、先ほどの説明のとおり保証人を置いているということで対応しているところでもあります。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

いろいろ悩ましい問題だと私は思っているのですよ。だけれども、国、道がそういう方向に来ているということで、今後とも推移を見てと町長から前向きな答弁をいただいたので、町村会などを通じながら、緊密に情報収集しながら、廃止の方向でぜひ前に向けて検討していっていただきたいと。

私はそのほうが、高齢者がこの町で安心して暮らせるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁はいいです。

○齊藤決算審査特別委員長

それではもう１件、吉岡委員からの質問の件に関して説明を求めます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

吉岡議員からの公営住宅の使用料の滞納について、保証人への連絡、タイミングについてですが、３カ月滞納となったときに連帯保証人に滞納の事実をお知らせしまして、滞納が６カ月となった場合には連帯保証人の保証の責務の履行を請求すべきかなというところで現在は業務のほうを進めております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

滞納が３カ月になったら通知と、６カ月になると保証人に請求するということでございますけれども、３カ月になれば通知しますよということは、当初から保証人になる説明書きの中に記載されているのかをお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

連帯保証人を受けるときの様式に３カ月と書いてあるかという部分では、記載はないと思いますが、口頭でその辺は説明しておりますし、３カ月滞納する前までに、その本人である滞納者に対しまして、なるべく本人の払う意思があると思われますので、本人に対して請求を進めているところで、最終的には保証人への請求になりますけれども、滞納者に対して支払う意思があると思いますので、そちらのほうを積極的に支払うように話し合いを進めているところでございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

住宅料の金額はいろいろあるわけですけれども、毎月幾らあるのか分かりませんけれども、３カ月となると結構な金額になると思うのですね。通知は口頭では言っているということですけれども、しっかりそこら辺伝えて、中には３カ月で何万円と言ってほしいという連帯保証人もいるかもしれないですよね。そこら辺は後から曖昧になるのではなくて、最初からひと月でも未納があったら通知してあげるのが連帯保証人の方のためになると思うのですけれども。

また、そういうことを公営住宅を借りる方にも、前もって書面でお知らせしておくべきと思うのですがいかがですか。

○齊藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

公営住宅の入居のときに保証人の話もさせていただきますし、今後、運用の中でその辺

は対応できるかと思いますので、考えたいと思います。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

辻本委員。

○辻本正雄委員

地場産品研究センターについてお伺いします。

地場産品研究センターは平成２年に設立されまして、生乳の加工、チーズ工房、あるいはアイスクリーム工房が起業するなど一定の成果があったと思っておりますが、ここ数年、非常に利用率が減って、利用者もかなり減って、昨年は４１４名というところであります。

この利用者減について、どこに原因があるのか、その辺の分析をしておられるのか、お知らせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

地場産品研究センターの利用状況でございますけれども、辻本委員からもお話がありましたように、昨年の利用人数につきましては４１４人という形で、平成３０年につきましては４６８人、遡りまして平成２７年では５９０人という時代もございました。年々減少しているというところでございますが、施設も老朽化して、現状の状態で使っていくというような形で、新たな設備の更新ですとか、そういったものは基本的には行っていないという形で運営しているところでございます。

それで、利用者につきましても、町内町外のグループの方が利用しているということで、事前に登録制で利用しているところでございますけれども、登録される方が年々減少しているといいますか、原因がどこにあるかというのは正直分からないところもありますけれども、老朽化ですとか、設備が古くなって使えなくなっている設備もあるというところがひとつの要因かと思っております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

辻本委員。

○辻本正雄委員

施設的にはかなり老朽化もしているということでありますが、それともう１点、私の考えるに、以前は専従職員がいて、やはり細かい対応をしていただいたのかなと思っております。

そういった中で、町、物産センター、ふるさと納税ともちょっと関わるのですけれども、やっぱりふるさと納税の返礼品として、利用する商品がなかなか大樹にはあまり個数がないというか、商品が少ないのかなと思っております。そういった意味では、こういった地

場産品研究センターを利用して、新たな商品の開発、特に今、農業のほうでは６次化等もかなり手厚い補助もついたり、様々進めておられます。

そういった状況で、できれば町内の方に「こういった商品をつくってみたい」というような方を公募して、町が主体となって公募を精査して、地場産品、地元の返礼品、あるいは６次化の商品を作っていくというスタンスを取っていくと、この地場産品研究センターというものの利用価値も上がるのかなと思っております。

また、そのときにはやはり専従職員というのは必須でありまして、そこの職員に関しまして地域おこし協力隊ですか、こういった人材、開発商品に見合った人材を人選していくというような形もいかがかなと思っておりますが、その辺ちょっと町長のほうでどういったスタンスかお聞かせをいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、辻本委員から地場産品研究センターの利活用、今後の方向も含めてご質疑をいただいたところです。

利用の状況については、先ほど担当のほうから説明をさせていただいたところです。設立当初は研究員もいて、地場産のいろいろなものを使っての研究開発も行われていたということで、その代表的なものと言えるのはやはりチーズだと思います。あそこでチーズ作りを学んだ方々、一緒に研究開発を行った方々がそれぞれ農家でチーズを作って販売に至っているという経過があるのかなというふうに思っております。

利活用が減ってきたというところは、やはりそれぞれあそこを利用していた方々が独立してそれぞれのところを持ったというところも大きな要因かなというふうに思いますし、また、町外の方も結構利用されていたのですが、それぞれのところで地場産研究センターのような施設ができてきているということも含めて、利活用が減っているのかなというふうにも思っているところです。

ふるさと納税を通じて、地場産品を町外の方に広く知っていただくということは町にとっても大きな意義があるというふうには思っております。私どもでも、地場産奨励事業等を通じて自ら施設を造ってそういう対応をしていただきたいという取組も進めており、地場産奨励事業で施設等を自ら造って研究開発も含めて商品化をしているところも町内に出てきているというところは、非常に嬉しく思っているところでもあります。

今後、新たな地場産を作っていくというところでは、どういうアイデアを持って進めていくかというところも必要かなというふうに思っておりますし、進める中で、今、委員からご質疑の中でもありました地域おこし協力隊員の方にそういう役割を担っていただくという方法もあろうかなというふうに思っておりますので、今後も１次産業に関わる方、または商工業者の方もアイデアをお持ちかなというふうにも思いますので、幅広くそういう方々と情報を共有しながら、新たな地場産の研究開発に向けては、町としてもこれからも

取り組んでいきたいというふうに思っております。その中で地場産品研究センターが果たす役割があるのであれば、それはまた有効に使っていってほしいという思いでおります。

○齊藤決算審査特別委員長

辻本委員。

○辻本正雄委員

地場産品の研究施設については、これで活用の方法があると思っております。やっぱり一番大事なのは、人かなと。専従職員でいろいろな調査、研究していただく職員が張りつきになることが一番重要かなと思っております。ぜひそのような形で専従職員を配置していただけるとありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

商工費関係でお聞きしたいのですが、観光施設関係なのですけれども、今年、コロナの影響で、例えば晩成温泉のキャンプ場ですとかカムイコタンのキャンプ場が、多くの来客ですごい過密状態になっていたので、これはある意味、将来的に町としても利用料収入が相当見込めるような感じに私は考えるので、簡単に言いますとキャンプ場が狭いと。ですからもうちょっと広げる。今あるスペースをもうちょっと有効に活用できるような形に年内のうちにしておいて、来年に備えるとかという形にしたほうがいいのかなと。

もう１点、個人的な話になりますけれども、私も近いので晩成温泉を利用させていただいていますが、多くの方が非常にここの温泉はいいという評判、いろいろお話をさせていただくのですけれども、そういうことがあるので、温泉自体の周辺整備も引っくるめて、もう一度やられたほうがいいかなというふうに私は感じますので、ちょっと雑駁とした質問で申し訳ないのですが、その辺、今後どういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今年の状況で、今までも利用はされていたのですけれども、こんなに活況を呈するというふうには思っていませんでしたが、私どもの観光施設でありますキャンプ場の利用が非常に伸びているというところは、今年改めてライフスタイルが変わってきているのかなという思いをしているところでもあります。

今、キャンプ場が活況を呈しているのでさらに設備を広げてはどうかというご質疑をいただいたところですが、正直、来年度に向けてキャンプ場を拡充していこうという思いは今のところは持っておりません。仮に利用されている方々からいろいろな多様なご意見が出て、こういう部分での設備を整えていく必要があるというようなことがあれば、それは

予算の範囲で進めることもあろうかなというふうに思っておりますが、なかなか財源的なこともあって、どこまでやれるかというところもあろうかというふうには思いますが、これからの予算編成の中で原課でも検討を進めていく中で、必要な部分については手だてを講じていきたいというふうには思っているところでもあります。

カムイコタン、そして晩成温泉周辺も含めて、私どもの数少ない観光資源でもありますので、今後とも足を運んでいただけるような施設運営については意を注いでいきたいというふうには思いますが、キャンプ場の規模については、来年度は今の施設規模で運営をしていきたいというふうに思っており、必要なものについては原課で検討した上で予算も含めて手当てをしていければという思いではおります。

○齊藤決算審査特別委員長

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

町長のご答弁にあったとおり、規模自体を大きくするということは私もある程度、できればその方向がいいのですが、そういうことは考えていないのですけれども、今ある状態を少し利用しやすいといいますか、そういう形に、もう少しされたほうがいいかなとは感じております。

１点、私の職業にも絡んできてしまうのですけれども、大樹町に限らず、晩成温泉にも限らず、今、芝生がカラスに突っつかれてひどい形になっているのですね。めくられる。この原因というのは、芝生の下にあるヨトウムシとかコガネムシの幼虫がいるものですから、カラスが餌取りとして入ってしまうのですけれども、それがグリーンパークでもどこでも、もう全道至るところ、そういうことが起きているのですね。それを放置しておくと、さらに悪くなってしまって、景観的にもよくないですよね。こういうところも、ちょっと細かいところではあるのですけれども、ちょっとした処理をすれば直せますので、高額なお金もかかりませんから、そういうことを定期的にやるというふうにしないと、また来年同じことが起きてしまいます。

ですから、そういう意味合いで、ある程度利用しやすいような環境を整えるのは大事かなと私は考えていますので、そこを何とか進めていただきたいということでお願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

ふるさと納税の関係でお聞きします。

主要施策報告によりますと、平成２９年度、３０年度、令和元年度と載っております。平成２９年度から３０年度を比較しますと、件数は減っていますけれども金額的には３，０００万円以上ですか、増えております。平成３０年度から令和元年度を見ますと、件数も若干減っていることは減っているのですけれども、金額が２，０００万円近く減ってい

るのですね。この要因というか、何かあるのかどうか。

それと、過去３カ年が載っているのですけれども、もし分かれば、大樹町は十勝管内で何番目ぐらいのふるさと納税額なのか教えてください。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、ふるさと納税の寄附額の関係でございますけれども、平成２９年度の実績でいきますと４，７６６万２，００３円という金額となっておりまして、平成３０年度では８，１０７万６，０００円ということでございます。

この８，１０７万６，０００円という形で金額が増えた部分につきましては、クラウドファンディングによる部分が大きく占めておりまして、そのうち４，２１１万円がクラウドファンディング分で、インターステラテクノロジズに対して補助金として交付しているというところでございます。ですので、その分を除きますと平成３０年の町へのふるさと納税といたしましては３，８９６万６，０００円という金額になるところでございます。

それで、令和元年度でいきますと５，９３５万４，０００円という寄附金額になっておりますが、昨年度もクラウドファンディングを行っておりまして、クラウドファンディングによる部分につきましては２，８２３万１，０００円という部分でございまして、町へのふるさと納税としましては差引き３，１１２万３，０００円という形になっておりまして、クラウドファンディング部分を除いた町へのふるさと納税で比較いたしますと、平成３０年度と令和元年度では７８４万３，０００円の減少という形になっております。

それで、大樹町が管内で何番目のふるさと納税額かというところでございますけれども、２０１９年、昨年度のふるさと納税の実績といたしましては、管内１９市町村のうち、ふるさと納税の寄附金の金額だけでいきますと１４番目という形になってございます。

金額が減っている要因ということで、先ほどクラウドファンディング分を除く７８４万３，０００円というところで減っているわけでございますけれども、私どもが考える要因といたしましては、返礼品の中身といいますか、そこの部分が大きいところがあるのかなというところで、返礼品の供給が追いつかず、人気のある商品が返礼品として一時期ストップするだとか、お返しできるところで間に合わなくて一旦商品から停止をするとか、そういったことで寄附される側からすると、品物がなくて寄附ができないというような状況もあるため、そういう品ぞろえの部分が大きな要因かなと思っているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

分かりました。７００万円の減少については、返礼品の中身のストップ等があって賄い切れなかったということが一つあるということでお聞きしました。

町長にお伺いしたいのですが、よその町村では、ふるさと納税の関係についてプロジェクトチームを作って、今後どうしていこうかと、伸ばしていこうかというようなところもあるように聞いております。今、返礼品の対応もなかなかしきれていないということもありますが、そういう中で対応を検討していったほうがよろしいのかなと思いますけれども、そこら辺、お聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ふるさと納税の関係では、納税額も含めて担当のほうから説明をさせていただきました。

私どものほうでも、地域おこし協力隊でふるさと納税に関わってくれた隊員の方が独立後もこの業務を私どものところから委託をして進めているということもあって、商品開発等についてはかなり積極的に地元の生産者との間に入って進めてくれました。今現在も、ふるさと納税の業務を委託しておりますが、その中にも生産者と協議をして新たな商品開発を進めておりますので、今後もその場を活用しながら、私どもの担当者も当然入りますが、進めていければなという思いでおります。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

担当が何人か、１人なのか、分かりませんけれども、先ほど令和元年度においては管内１９市町村のうちの１４番目ということで下位のほうになってございます。

いろいろ項目を見ますと、町にお任せとか、いろいろ事業に使えるような感じで納税されてございますので、町の自由に使えるお金かなと思いますので、ぜひこれからも順番はどうであれ、金額を増やしていただいて、町の財政のためになるように、そしてせっかくお申し込みいただいた方に返礼品がストップするようなことがないように対策を取っていただきたいと思いますが、最後にお伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

返礼品は、それぞれふるさと納税に、自分のところの商品をアップしてくれている方々、生産者の皆様も、それぞれ生産にはご努力をされているというふうにも思います。

ただ、例えばチーズだけを考えれば、作製してから熟成期間を最低でも３か月程度置かなければならないということ、またそれぞれ工房での作業のキャパといいましょうか、熟成の熟成庫も含めてそれぞれの大きさがありますので、一気呵成にそれを倍増するとかというわけにはなかなかいかないというとこはご理解をいただきたいというふうに思います。

今後も、ふるさと納税は私ども大樹町を知っていただく貴重な取組でもありますので、今後とも生産者の方々とご相談しながら商品が滞ることのないように、そういう対応は取

っていきたいというふうに思っておりますし、それは当然生産者の皆さんも同じ思いでいるというふうに思いますので、今後もふるさと納税の取組については生産者の皆様共々取り組んでいければなという思いでおります。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１０時５３分
再開　午前１１時０５分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

総括質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

滞納整理機構についてお伺いをいたします。

どちらかというと、大樹町も含めて地方のところの職員は非常に高い収納率を誇っていまして、私はこういう機構を設けることが、あまり必要ないというふうに思っているのですね。確かに、多少送って、少し返ってきているというのは見ているのですけれども、１人派遣して、順繰り、順繰りやっているのですけれども、それよりも、今の職員の人たちは実際経験しているから、研修会みたいなものを年１回とか、そういうお互いの経験を交流したほうが私は、とても効果があると思うのですよね。ですから、こういう機構を、もうそろそろ、どうなのでしょうか。

それと、これは機構そのものの問題ではないけれども、均等割というものについても、資料を見たら非常に、均等割だから、当然機構を設けた以上は均等割が必要なのだけれども、今は１０万円か２０万円か、幾らなのか聞いてみますけれども。人口１７万人いるところと３，０００万人のところと同じというのも、何も均等でないというふうに、均等だから均等だというのですけれども、この考え方についてちょっとお伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま滞納整理機構の、機構の在り方についてなのでしょうか、ご質疑をいただいたところです。

私どもの滞納整理機構に対する考え方としては、同様のご質疑をいただいておりますので同様の答弁になりますが、私ども税なりそういうものを公平に負担いただくということが住民の国民の義務でもあり務めでもあるという思いでおりますし、そういう中で、いろいろなご事情があって滞納されている町民の方もいらっしゃいます。

その中で、それぞれお一人お一人と私どもが、滞納されている方が少しでも納められるようなお立場になっていただけるようなご相談を申し上げているところでもあります。そういう中で、金額の大小はありますが滞納を解消されているために努力されている町民の方々も多くいらっしゃいます。

ただ、残念ながら、私どものそういう働きかけやご相談の場の提供に対してご理解を得られない、ご協力を得られないという方もいらっしゃいます。そういう方については、私どものほうで八方手を尽くしましたが、私どものほうではいかんともし難いという方について、滞納整理機構のほうに案件としてお送りさせていただいているところでもあります。

滞納整理機構という形で、十勝全体で取り組む重大な案件であるということから鑑みて、私どもは今後とも必要な部分があれば、滞納整理機構を活用しながら少しでも大樹町の滞納解消に努めていければなという思いでおります。

それ以外の部分については、担当のほうから説明をいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

林住民長。

○林住民課長

滞納整理機構の現在の負担割合についてのお尋ねが一部あったかと思いますので、ご説明させていただきたいと思います。

滞納整理機構につきましては、委員のほうからもお話のありました均等割という負担が、これは各市町村均等で、今は２０万円という設定になってございます。それから、件数割ということで、滞納整理機構に上げる負債の件数、それの１件辺りが１件９万円というような負担割合になっています。それともう一つが、収納の実績によって負担するということで、滞納整理機構が徴収できた分の実績、２年前の実績に基づいて、その年の負担割合が決まるのですけれども、これが実績の５％というような形で、これらを全て合わせて負担金というものがつくられています。

広域でいろいろな事務を行っているものについては、滞納整理機構だけではなくていろいろな事業がございまして、例えば教育研修センターの運営ですとか、あるいは高等看護学校の運営ですとか、そういったものが広域で進められておりまして、それぞれ同じように負担割合とか決まっております。ほかの事業におきましては、各町村が平等に負担する均等割については、おおむね２０％ぐらいがベースになっていることが多くなります。

滞納整理機構の均等割２０万円を全体の負担割合で見ますと、均等割で負担している割合というのは１０％に届かない程度の均等割というような状況になっていますから、ほかの機構とかと比べましても、均等の割合が極端に多いとかという状況ではないということで考えているところでございます。

それから、もう１点、職員の徴収に関する部分で、整理機構との部分から徴収に対する知識であるとか、やり方ですとか、そういった部分でございますが、交代で職員が派遣されていきますので、大樹町の職員も出向した期間、そこで事務に携わったというのがまず

一つあります。

それから、大樹町では今のところ実績がございませんが、債権の差押えとかを実施するときに、共同で実施するというような場面がございまして、滞納整理機構の職員と一緒に町村の税の担当者がそういった場面に同行しまして、実際にそういった部分の実務を学ぶというようなこともこの機構の中ではできるというようなことになっておりますので、そういった税の徴収の事務について有効な機関ということで考えているところでございます。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

考え方自体は、町長から伺いました。中身についてそれ自体を否定して、中身についてとやかく言うということではないけれども、職員自体がそれぞれの担当に応じて日頃やっているわけですね。

そうすると、あえて私は、張りつけにして派遣してという、道からも派遣してきているわけですよね。それよりも、日頃経験した苦労、あるいは知恵を集めて、年に一度、二度でも職員が十勝管内で研修したほうが効果があるなと思っています。そのほうが町職員独自で、全く独自でというのではなくて、研修を受けて、そしてその知恵を持って住民に町職員があたると。このほうが、ずっと事情をよく知っているし、またそういうことをやっているから今の高い収納率を誇っているわけですから、そういう方向はどうでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、委員がご質疑の中でご発言があった内容については、もう既にやっているというところです。ただ、それにも関わらず、そういう私どもの相談にも協議の場にも足を運んでいただけない、またはお約束したことを履行していただけないという方について、その中から、ある程度相談をした上で機構のほうに送り込んでいるということでありますので、その点についてはご理解を賜りたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

ようこそ赤ちゃん事業についてお聞きします。

ようこそ赤ちゃん事業では、スプーンとフォークのセットをプレゼントするということですが、受け取った人の声も聞いて、「かわいくてありがたい。いい記念になる」という声もあります。ですが、私としては、出産は家族が増えるという大きな節目でもあります

ので、大樹町にとっても喜ばしいことでもあると思います。現在考えていない出産祝い金も含めた事業拡大を検討してはどうかと。お聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、船戸委員からご質疑がありました出産祝い金の部分でありますが、令和元年度決算というよりも令和３年度の予算に係る部分なのかなという思いでおります。

令和２年度は、コロナ対策の関係で４月２７日までに日本国民である国民全員に１０万円の給付があったということで、今年度はコロナの交付金事業を活用して、４月２８日から来年の３月３１日までの年度内に大樹町内で生まれた方、または、生まれた方で大樹町内に転入してきたお子さんも含めて１０万円の給付事業を取り組むということで先般予算もお認めいただいたところでもあります。

今、出産祝い金という部分の考え方については、新年度、来年の春以降、４月以降の取組になろうかというふうに思っておりますが、これから予算編成を行うに当たり、原課のほうにもそういう部分で事業としての取組を投げかけたいなというふうに思っておりますが、これもあくまでも新年度の事業になりますので、予算の計上を経て、来年の３月定例会で予算の中でご審議をいただくことになろうかと思いますが、事業の継続性という観点から、今年度お祝い金を給付金という形で１０万円を事業化しましたので、来年度以降継続していくという意味で、子育て支援事業という意味合いも含めて１０万円を新たに生まれた赤ちゃんに対するお祝い金なのか、名目はいろいろあると思いますが、事業化に向けては検討していきたいなというふうには、今のところ考えております。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

共同墓地の件でちょっとお話ししたいのですが、現在、帯広、あと池田かな、今話し合っているのが、合葬墓という事業です。その事業が展開されているのですが、池田町では今後町営の合葬墓を建立することが決まっていると聞いています。

少子化により、墓じまい、継承が困難であるという声もありますが、町として今後の合葬墓の考えをお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、西山委員から私どもの墓園にありますお墓の今後に向けての取組の考え方というこ

とだというふうに思っております。

私も町民の皆様から、もう高齢になったし、例えば自分の子どもたちも遠隔地にいるので、墓を普段から管理するのもだんだん大変になってくるので、お墓を閉じたいのだという考えを示されている方も、そして実際にそういう取組をしたということもお聞きしているところでもあります。

そういう方々の思いも含めて、今後、私どもの町にも共同墓地というような合同墓地というのでしょうか、そういうところも必要ではないかという思いは私も持っております。

私ども大樹と忠類で管理している葬祭場ですが、そこも老朽化しておりますので、墓園の老朽化をどうしていくかというところと併せて、共同墓地の部分も大樹町として今後どう取り組んでいくかというところは検討の余地があるというふうには思っております。

管内、または道内、全国でいろいろなやり方をしているところがあるというところも、私も新聞等の情報ではありますが、拝見をして興味深く読んでいるところでもありますので、今後、私どものまた担当のほうとも協議を進めながら、または町民の皆様がやっぱりどういう形を望まれているかというところも事業を進めるに当たっての大きなポイントだと思いますので、そこも含めて検討していきたいというふうには思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

ありがとうございます。本当に合葬墓というのは必要になってくるのですよね。宗教もお寺もないという方もいるので、将来どうしようかというような話もよく聞くので、合葬墓に向けて町も真剣に考えていただきたい。

また、これからもこれに対しての質問をさせてもらいたいと思います。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

保育園の施設給付費について伺います。

昨日の質疑の中で、当初計画より減額になったのは、少子化の中で入所園児が予測よりも減ったためだと聞きました。このように、施設給付費が毎年減額され続けてきていることが一つは法人の経営の大きな痛手になるということと、それから雇用にも大きな影響が出るのではないかということが心配されます。

その状況の中で、保育士の減員などが出れば、園児に対する保育業務の質的な低下も予測され、十分に行き着かなくなることも考えられますので、まず最初に、現状で職員が減少しているという実態があるのでしょうか、伺います。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

法人の保育士の関係でございますけれども、大幅に減ったとかということはないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

大幅にという部分をどう捉えるかなのですが、取りあえず大幅に減った事実はないということで受け止めておいて、次に、国からの補助金が減額になったことに対して町独自の財政的支援がどのように取られているのか。減額になった分に対する対処方法として具体的なものがあるのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

給付費の関係でございますけれども、給付金につきましては、利用定員に応じて国が定める単価、公的価格と言いますけれども、それが定められております。認定こども園や認可保育所、幼稚園など、それぞれで単価が設定されているということもございまして、基本的にはこの公的価格に基づいて決まる施設給付費で民間の施設が運営されるというふうなことになっております。

公的価格につきましては、利用者の負担額を差し引いた分を法人が受け取るという形になっておりまして、また、利用定員が多ければ単価が低くなるというか単価が下がる。利用定員が少なければ、単価が高めに設定されているということもございまして、仮に利用定員が減った場合は、各施設の利用定員を適切に見直すことで運営は可能かなというふうに考えております。

また、町単独でも施設給付費の加算も行っているところでありまして、特別に対応が必要な子どもへの保育士や保育補助の加配、また乳幼児の受入れが円滑に行われるよう、事前に職員を確保した場合などを対象として加算も行っているところであります。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

今の説明の中で、町単独での負担もしているし、それから職員を雇用した場合に、町と

してそれに加算をして支給しているという理解でよろしいですか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

委員おっしゃるとおりでございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

今、保育園につきましては、入園児の増加がなかなか見込めないという状況の中なのですが、保育園の改築が計画されています。南と北の保育園が統合され、１カ所になることによって一定程度園児に対する保育業務の手厚い保護というのですか、保育士の業務内容が改善されながら園児が安心して過ごせるような状況がつくられるのではないかというふうに若干僕は思うのですけれども、改築されて統合されれば、そういう状況も緩和されるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

統合されることによって、定員も定められてくると思います。それによって、国からの給付費も決まってくるということでございます。その中で運営が行われるというふうに認識しておりますので、統合されることによって適切な定員管理もされていくというふうに思っておりますので、適切に運営されていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

ちなみに、先ほど言いました町単独の負担と職員雇用に対する加算の金額については、ここで教えていただくわけにはいきませんか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

町が独自で行っている加算ということでは、まず１つ目として、要特別支援児保育加算ということで、加配保育士１名につき月額１２万円、無資格の保育補助員については、月額１０万円を加算するというふうなことになっています。

２つ目としましては、乳児途中入所円滑化加算ということで、これにつきましては、ゼロ歳児で年度途中に入所する方、計画的に年度途中から入るということでありまして、その前にやはり保育士を確保しなければいけないという部分がありますので、その部分については保育士１名につき月額１２万円、これも無資格の加配の補助員につきましては月額１０万円を加算するということでございます。

３つ目としまして、保育士確保対策加算ということで、これについては、住居手当の上乗せ分として、月額１万円を限度として、採用した月から３年間を限度に加算をしていくというふうになっております。

あと、４つ目としましては、昨年、保育料無償化に伴いまして副食費の徴収免除加算ということで、施設給付費の対象である副食費徴収免除対象の子どもを除いた３歳児以上の児童の副食費を免除した場合について、各月初日に在籍した対象児童１名につき月額３，６００円を加算するという、この４点を町独自で加算をしているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

今の統合した場合の保育士の関係ですけれども、国の基準では、例えば年長２０人に１人の保育士をつけなさいとかということで決まっていて、それで措置費が決まっていると思うのですよね。

それで、統合した場合に、保育士がそういうことで余ってくるということがないのかどうか。余った場合には、確保に苦労したわけですから、その分の関係は町で負担してあげるのか。その辺ちょっとお伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

保育士の配置基準というものが定められております。それに基づいて職員を配置しているというところでございますけれども、クラス分けもしているということ、また支援が必要な園児、障がいを持っている園児等もいるということで、実際は、基準の人数とは合わないというのが、現実にそういうふうになってございます。

統合することによって職員が余るのではないかということでございますけれども、そこについては、法人とも職員の部分についてどうされるかというのはまだ打ち合わせはしていないのですけれども、今現在もそんなに余っているという状況ではないと思っておりますし、また統合しても、今やれていない部分もございますので、そこの部分に充てて指定されている基準の保育業務、子どもたちの支援ということで配置をされるのではないかと

いうふうに思っております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

ということは、例えば措置基準で配置しなければならない基準を上回る保育士がいた場合は、そういう支援のほうに回していくと。そこで町としては、その方面で保育士の分の賃金を見ていくということでよろしいのか、再度確認させていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

保育所の統合の関係で同僚委員からもご質疑をいただいておりますが、今現在、南北の法人保育所で施設の統合をもくろんで計画を進めているところでもあります。

新しく施設が出来上がった段階で、そのときに保育所に通園してくれる幼児の数、または対応によって保育士の数がどのぐらいの保育士が実際に必要かというところは、その段階で、学校ももちろんそうなのですが、動くことになりますので、現状の保育士の数と開所当時に必要な保育士の数の動向については、私どももしっかりと注視していかなければならないというふうに思っておりますし、そのときにどういう対応になって、どういう対応が必要かについても、鋭意法人保育所とも協議をしながら保育環境の充実に努めていきたいという思いでおります。

委員がご指摘の、仮にこうなった場合に、こうなのかというところについては、その段階で推移を見ながら検討していかなければならない項目だというふうに理解しております。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

もう１回確認させてください。

結局、保育士の確保が困難だということで統合すると。ただ、せっかく確保したのに、統合した段階で、先ほどから何回も言っていますけれども、措置基準を上回って保育士がいる場合、その分の給料というか、国、道、町の措置費の関係からでは算定されないのですよね、多分。算定されないのですよ。それで、せっかく確保した保育士の賃金をどうするのかと。せっかく確保したのに辞めてもらうということにはならないと思うので、そこら辺を今から既に協議しておかなければならないことだと思うのですよね。町としてもどうするか、そこら辺もう一度お願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

統合の段階で、そのときにいる保育士の先生方をどうするかというところは、法人の事業としての運営の考え方があろうかなというふうに思っておりまして、正職員の方もいらっしゃいますし、今現在もパートの方、臨時の方もいらっしゃいます。特にゼロ歳児等が入所されるという段階では法人のほうで新たな保育士の確保を進める、または臨時の方で対応するというような取組も進めておりますので、その段階で法人のほうとも協議を進めながら、どういう対応をするかについては、私どもも市街地での保育行政を法人にお願いしておりますので、私どもも誠意を持って対応させていただきたいというふうには考えております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに、総括質疑はありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

教育委員会にご質問したいのですが、若干また雑駁な話になってしまうのですけれども、中央公園の野鳥の森の樹木の間伐もしくは伐採というのは、実際、今までの経緯として何回かやられたかなというのをお聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

野鳥の森の整備ですけれども、中央運動公園全体で現場確認などして、例えば風が強く吹いて枝が折れたとか木が倒れたとか、そういったのは随時処分しております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

今お聞きした形の中で、例えば２０号の橋の下の河川のほうとかはかなり繁茂しているとか、いろいろな施設の周りにそういう樹木が繁茂して、立木がいろいろとそういう問題になっている可能性が高いというのもありまして、それを定期的にやるというのは非常に予算的にも厳しい部分があろうかと思うのですが、先ほどほかの委員が通年雇用、季節雇用であったと思うのですけれども、冬期間の間、冬期雇用安定的な、過去にそういう制度もありましたよね、そういうときの季節雇用のために、そういうところを伐採するですとか間伐するですとか、そういうことをやられたほうがいろいろな施設を利用する方の安全・安心にもつながるし、環境整備的にもよろしいのではないかなと私は考えるので、その辺のところをどう今後、やられるかどうかは別としても、考えていったほうがいいのではないかなと私は思うので、それについて質問します。全体になってしまいますが。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

公共施設も含めて周辺環境の整備という部分では、私どもの役割でありますので、それはしっかりやっていかなければならないかなというふうに思っております。

隣接する、例えばそういう町有施設の周りで樹木があって剪定が必要な部分については、適宜やっているところです。予算の範囲というところもありますが、隔年でやっていたり毎年やっていたりというところもありますが、環境をよくするという部分では適宜やっていかなければならないかなというふうに思っております。

また、先ほど同僚委員からもご質疑の中で出ておりました季節労働者の方々の冬期の雇用という部分では、市街地でのそういう対応も取ったということも過去にあります。また、これからも必要な部分については、しっかりと手を講じていかなければならないというふうに思いますし、どういう方法を取っていくかというところについても、予算も含めて対応していかなければならないかなというふうには思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

新型コロナウイルスの影響で、町のイベントが中止になって明るい笑顔がなくなったという感じがします。

そこで、ちょっと私の案なのですが、歴舟川にこいのぼり２３６匹が泳ぎます。このイベントをもっと盛り上げたいという考えがあります。そこで、５月５日こどもの日に、本年度生まれた赤ちゃんとか、これからの子どもたちの成長を祝って、どうでしょう、花火大会など行って、このイベントを盛り上げてみては。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、コロナウイルスの関係で、今年度、各種イベント等が中止されているということで、委員のみならず町民の皆さんも非常にお寂しい思いをしているのかなというふうにも思っているところです。

今回の決算議会の質疑を通じて、町のイベント等についても見直す必要があるのではないかというご質疑もいただいております。見直すということは、減らすということではないというふうに思いますので、今まであったイベントのこれからのウィズコロナという考え方も含めた中で、どういう取組にしていくかというところを検討していく必要があるというふうにも思いますので、例年ゴールデンウィークに行っておりますこいのぼりのイベントの在り方を検討する中で、今、ご質疑の中でご意見をいただきました内容についても

観光協会とともに検討していくべき案件だというふうに思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

インフルエンザ予防接種の助成の関係で聞いておりますけれども、小児インフルエンザであれば５カ月以上、高校３年生までは１，５００円の助成をしていると。それから高齢者インフルエンザでは、６５歳以上に対し同じく１，５００円。６０歳から６４歳の身障者の方も対象としているということでございました。

それで、コロナ禍の中でインフルエンザの予防接種をなるべく早くしたほうがいいというようなことも聞かれております。そこら辺、国からの通達とかあれば教えていただければと。なければ、また次の質問に移ります。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

インフルエンザでございますけれども、国からの通達は今のところございません。町としましては、例年どおり１０月１日からの接種のほうを今進めているというところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

言われている中では、コロナウイルスの関係とインフルエンザの症状が非常に似ているという中で、インフルエンザを多くの人に予防接種していただいて、集団化を図ることでコロナ禍に対抗できるというような話も聞いております。

それで、これはお願いですけれども、今議会ででも、あるいは臨時議会でもいいのですが、今まで対象となっている以外のその他の方に、５００円、１，０００円、１，５００円、どのぐらいでもいいですからインフルエンザ予防接種の助成をしていただいて、コロナに対抗するような、インフルエンザでも結構、毎年全国で数千人、最近では２，０００人とか３，０００人とか亡くなっている方もいるようですので、そういう観点からも予防接種を受けて対抗措置を取るような集団化を図ってはと思うのですが、ぜひ検討いただきたいと思います。お願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

私も新聞等でコロナウイルスとインフルエンザの罹患の危険性みたいなものは読んでお

りまして、全国的にも、これからインフルエンザがはやる冬場に向かいますので、インフルエンザ予防接種の対象者を増やすという意味で、何らかの助成措置を講じている自治体が出てきているというところは新聞報道等でも読んでいるところです。

管内的にも、９月定例会、または別な議会で検討しているという自治体も出てきているというところで、原課のほうで今現在の情勢については資料として私の手元に届いております。今後、管内の情勢を見ながら、私どもも必要であればそういう対応を取っていかなければならないという思いでおります。

ただ、この定例会の中では検討したものを予算化するという段階までは至っておりませんが、今現在、動向については注視をしておりますし、また国・道からも何らかの動きがあることも想定されているところです。

正確な情報ではありませんが、道外の府県では実際に県単位でそういうことを実施すべきだということを取り組んでいるというようなこともお聞きをしているところでもありますので、今後の状況については、今現在も注視をしているというところです。

○齊藤決算審査特別委員長

休憩します。

休憩　午前１１時４９分
再開　午後　１時００分

○齊藤決算審査特別委員長

それでは、委員会を再開いたします。

総括質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

勘違いでしたら困りますので、お聞きしてから、勘違いがなければ話を進めますのでご了承ください。

教育委員会のほうに、１９５ページで姉妹都市の交流事業委託業務ということでお伺いして２８万３，０００円ですか、ＳＴＥＰのほうに委託費を払っているということでお知らせいただいたのですが、もう少し委託の業務内容についてお知らせいただきたいと思います。それによって質問をさらに、続けられれば続けたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

姉妹都市交流事業の委託業務の内容でございます。

内容につきましては、ＳＴＥＰに委託した内容ということでございまして、主なものはＳＴＥＰの指導者の報酬であるとか、または子どもたちの宿泊にかかる費用、そして食事

代、そして体験としましてペットボトルのロケット体験を子どもたちに体験指導した経費をまとめて委託料としてＳＴＥＰのほうにお支払いをしているといった内容でございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

分かりました。宿泊費というか、食べる分ですとかペットボトルなんかのイベントをやるのにお金使ったことが分かりました。

先ほどのお話の中で、指導者への報酬というか謝礼が中に入っているというのですが、その指導者というのはどのような方なのですか。どのような方というのは、ＳＴＥＰの方なのかもしれないのですけれども、具体的にＳＴＥＰが依頼した講師なのかどうなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

ＳＴＥＰに所属している方が実際に指導しておりまして、外部に委託という形では行っておりません。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

では、教育委員会なんかに駐在しているというか、いる人の分ということなのですね。

そのお金というか、実際のお礼、お礼は出ていないかと自分では思ってはいるのですけれども、実際に支出行為というのはあったのですか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

あくまでもＳＴＥＰに委託しておりますので、その中の経費という形で、あとはＳＴＥＰの会計の中で処理されているものというふうに思っております。特に個人的な報酬というのでしょうか、そういった形はなくて、あくまでも委託経費の中でということで進めております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

教育費の決算の中で、例えば２１９ページで南十勝長期宿泊者体験交流協議会の補助金

に２４５万円、それから、地域おこし協力隊員報酬ということで２７５万円ということで、５００万円ぐらいのお金が出ているのですよね。

実際的には、教育委員会のところに机があって、そういうふうな業務をやっておられると思うのですけれども、昔、教育委員会なり何なりでやったのだから今もできるだろうとは１００％は言いませんけれども、これだけお金を払っていて、さらに委託費を払うというのはいかがなものかなというのが正直なところです。

食糧を買うとか、ペットボトルの教材を買うというのは、それはもちろんその費用は何の問題もないのですけれども、そういうふうな委託業務に、僕はなじまなくて、まさに教育委員会の人方が社会教育やそれぞれの方が直接受け入れるなり、学校教育も含めてそうですけれども、今は学校教育課長にご答弁いただいておりますけれども、それは教育委員会の事業として直接行われるべき事業でないかなと思うのですけれども、お考えをお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

先日も議論になっていましたけれども、地域おこし協力隊の方は最長３年契約です。その後、地域に残ってほしいということで、このお金が出ている方はもう卒業した方で、卒業してからも大樹でＳＴＥＰの活動をやりたいと。そういう方に対しての報酬でございます。理解していただけるでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

それぞれ１１人の方で、前も一般質問のときのお話ですけれども、その業務について非常に情熱があるので引き続きＳＴＥＰの中で補助金を出して業務に当たってもらっているのだということについては理解できます。

ただ、僕が思っているのは、教育委員会自身の業務でやっても、委託費を通してこうやってやるべきものではなくて、実際に１１節なり１２節なり、賃金が必要なら賃金の７節とか、そういうふうなものの中で直接事業としてやっていっていい事業でないかという考えです。

南十勝長期宿泊体験交流協議会の補助金については、特段、町長も行政のほうも、それは我々も議決していますので、いつまでなのかというふうな考えはあります。いつまでも１０年後も２０年後も情熱があるから、その方をずっと補助金でいていただくというようなことなのか、そこら辺はよく分かりませんけれども、今言いたいのは、姉妹都市交流事業を直営でやるべき事業でなかったのかというのが私の意見でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

消防関係でちょっとお聞きしたいのですが。

救急手当講習とか普通救命講習が大樹町で行われています。そこで、私も持っていないので９月６日、消防にて講習を受けてきました。大変丁寧に教わったのです。

そこで、講習を受けられた方はどのぐらいいるかお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

杉山総務課参事。

○杉山総務課参事

普通救命講習１というのがあるのですけれども、それは３時間講習で、この間委員が受けた講習で、４回で２０名。今まででではないのですけれども、昨年度受講しております。それとあと、一般普通救命講習が１３回で１６４人受講しております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

１６４人の２０人ということなのですが、私も９月９日に消防で本当に丁寧に教わったのですが、１人だけなのですよね、私。やっぱり日頃からこういう知識とか技術を身につけるために、もう少し広報等で何とかならないのか、まだまだ増やすべきだと思う。

ちょっと聞きたいのですが、この中でこういう資格を持っている方というのは何人ほどいますか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　１時１０分
再開　午後　１時１０分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

○西山弘志委員

まだまだ必要なことなので、一般企業とかボランティアの人とか学生とか、そういう会に声をかけて増やしていくべきではないかと私は思うのですが。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま消防で行っております救急救命講習等の受講の状況のご質疑をいただいたとこ

ろです。

必要性については、私は申すまでもなく、また西山委員も実際に受講されたということで、ぜひ学ばれたことを今後のいろいろな場面でご活用いただければなというふうに思います。

この場でどのぐらいいるかというのは、ちょっと私も分かりませんが、実は役場の職員は全員普通救命講習と、あとは認知症のヘルパー講習も全員受けております。新規で採用された職員は、新規の私ども職員研修の一環で受講させております。

今、町内会のコミュニティー事業の中で防災の部分の事業も取り組めるということも進めておりまして、各行政区単位でも消火訓練でありますとか防災の講習、または救命の講習、またはＡＥＤの取扱いの講習等も受講していただいておりますので、私どもも地域、または職場、団体等も含めて、今も働きかけてはおりますが、これからもいろいろな救命講習等も含めて、それがどんどん進むことによって地域の防災力の向上にもつながるというふうに思いますので、今後も継続して取組は進めていきたいと思っています。

○齊藤決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

これからも進めるということで、本当に人口から見れば率としてまだまだあってもいいと思うのです。これはよろしくお願いして、質問を終わります。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

次に、予算のことで、総務課のことで何年間か言い続けておりますのでよろしくお願いいたします。

昔の予算書だと、右と左で、左側のほうに昔々は特財が記入されておりました。多分、項の単位でそのようになっているのでなかったかと思うのです。今はそういうふうなことが、何年間かできないかいというふうなことで、一応いろいろ無理なようですので、事業の財源の充当表みたいなものをいただいたりとかいろいろしておりますので、それは半歩前進だなというふうに思っております。

それで一つは、一番嬉しいのは予算書なんかでの特財の充当の記入ができないのかなということをまずひとつお聞かせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

恐らく、今までも同じご説明をさせていただいていると思うのですが、現行のシステムの中では、今こちらの左側のほうは特定財源ということで、大きく国庫支出金、地方債、

その他という内訳でしか記載されていなくて、今、委員おっしゃられているのは、さらに細かい、何の名称のものが充当されているかということの記載かと思いますけれども、今はコンピューターで処理しておりまして、今のシステムではこういった表現がマックスかなと思っております。

それで、別に必要であれば書類を用意させていただくというような形の対応になっているかと思いますが、今のシステムは、来年以降、来年の後半あたりで財務会計の使用期限が来る形になっております。そちら新しいシステムのどういったものを採用していくかというのはまだこれからなのですけれども、そういった中で、ご要望のことが可能かどうかという確認はしていきたいと思っておりますが、対応できるかというのは今のところ保証できるものではございません。申し訳ありません。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

そのような項単位の中の財源充当なんかは別表でも構いませんし、今の段階で新しいシステムでできなければできないということで、それは致し方ないことですので、それについては了解です。

さらに申し訳ないのですけれども、附属書類を頂いております。その中で、見た中で、能力もなくて、非常に分かりづらいのですけれども、例えば８６ページを見てください。令和元年度公共施設等の管理運営等に関する経費とありますね。財政とか何かやっている方や現職の役場の職員の方については、何の不思議もないのかもしれませんけれども、１つ、５番目に町営住宅という項目があるのです。僕なんかはどうしたのだと思って、たしか町営住宅というか公営住宅については九千五、六百万円、１億円近く、多分お家賃というのは入ってきていると思うのですけれども、ここでは１，８６７万４，０００円で、どこかにその差額分は充当しているのではないかなと思うのですけれども、そういうふうな財政的にはそれはそれでそういう手法というか方法で充当されているとは思うのですけれども、通常こういうふうな一例ですけれども、やっぱり知りたいのは経営状況がどうなっているのか、牧場なら牧場でもそうですけれども、そういうふうにして、より正しいというか、これも正しいのでしょうけれども、実態を明らかにしていただけるような資料で、予算書の先ほどお話ししたことも、そういうように、より実態が分かるようなものということでの意味ですけれども、例えばここでいう管理運営等に、管理だから管理以外のものは必要ないのだよというようにして、もっと経営の実態が分かるような資料であるべきだというふうに思っているのですけれども、今の私のお話の中から何か感じていただいたことがあるでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

黒川副町長。

○黒川副町長

委員ご指摘の管理運営等に要する経費という資料におきましては、収支だけを見ているものではなくて、これは維持費がどれぐらいかかっていて、それに財源がどのぐらい入っているかという資料なものですから、今言われたのは収支全体を、例えば公営住宅の修理をして９，０００万円入っていますので、ほかはどこへ行ったのだというと、公営住宅は公営住宅事業債の償還のところに充てている分も多々あるわけで、それらも全部含めた資料が欲しいよということであれば、それはまたちょっと別な資料で、個別に公営住宅は使用料が去年はこれだけで、維持費にこれだけ充てて、起債の償還にこれだけ充てて、あとは一般財源になりましたよとか、そういった資料というのはまた別途作る必要があるかと。

この資料につきましては、そういった目的の資料だということで、この１枚の表でそこまで表現するのはなかなか難しいので、別に公営住宅なら公営住宅、牧場なら牧場というような、人件費等々もここは入っていませんので、そういったものも含めた資料が必要であれば、また別途考えたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

分かりました。

僕が今言っている予算書のことやこういうふうな附表のことも、例えば私どもの議会費一つとっても、人件費なんかが入っていなければ、予算のあらあら、何ぼかもしれませんけれども、本当はもっとちゃんと行政としても議会費はちゃんと見ているのだよということを町民の方や我々も評価できるというか、理解できるようなことだというふうに思っているのですよね。

今はこんなコンピューターの電子計算機の時代ですので、決算統計もちゃんとそれでおやりになっているのでしょう。ちょっと僕も計算統計を見たことないから、推測でお話をして悪いのですけれども、多分、款ごとに、きっといろいろな人件費から何からかにから、全部決算統計ですので、割り振りしたり、財源の充当なんかもそのようにしていると思うのです。

そういうふうなことの、より町民の方や職員や我々議会の者も、今はどんな状況なのだということで、公債費やいろいろなものを明らかにしていただいているように、ちゃんとみんな等しく責任を感じてこれからの財政運営についても勉強していかなければならないというふうな気持ちでしていますので、今、副町長からのお答えの中で個々の資料も可能ですよとか、そのようなお話ですので、より現実を反映した予算なり決算なりというものの必要性は前から感じておりました。

そういうことについて、限られた人数ですので、昔のような時代とは今は違う、何ぼ機械化されても違うのだよということなのかもしれませんけれども、町民の方はそういうふうなことの情報開示があって、よりよい、監視ばかりでなくて、行政に興味も起こしてい

ただけるのではないかなと思っているのですけれども、その点どうですか。

○齊藤決算審査特別委員長

黒川副町長。

○黒川副町長

昔、電算が入る前に、予算書等々私も覚えておりますけれども、手作りで、そろばん入れながらやっていたのですが、今は電算で便利よくできるのはできるのですけれども、その中の資料で、例えば事業でくくっているのですよね。款項目があって、目の中に事業があって、事業ごとに予算も要求するし、それに対して財源の充当もしていくというような作業をして、予算書上は款項目になっていますけれども、積上げは事業でやっているというようなことで、より分かりやすく、資料としてはあるのですね。

ですから、その辺の資料の、それは事業ごとの予算というのもありますし、その事業に対しての決算というのも資料としては出ます。今の電算で出るようになっていますので、全部が全部出す必要はないかなと、物すごい量になりますので、例えば施設の興味のあるところとか関心の深いところの施設の何とか維持費については、去年のその部分の決算はこうでしたよというのをピックアップしてお知らせする場面、あるいは議員たちに資料提供するということは可能かなと思っております。その辺の何が必要かというのは、また協議させてもらいたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

水産業の振興で、養殖、それから放流事業の現状と今後の在り方についてお聞きしたいと思います。

何点かあるのですが、１つは、マツカワの放流については、管内の関係町村の漁組が担当してやっている事業ですし、それからエゾバイツブについては大樹漁協単独、それからホッキガイも漁協単独、ワカサギの放流については観光に類似した状況があるのですが、マツカワについては、何年間か５万匹ずつ放流をしてきています。枯渇に近くなった資源の回復を目指して、十勝管内の沿岸に放流してきているのですが、ある程度は回復している状況については、おぼろげながら把握しているのですが、実態としては、目標の設定をどこに置いて、現状としてどの程度の目標に到達しているのか。そういう状況の中で、今後この事業をずっと継続するような事業としてあるのか、一定の成果が現れたところで一旦様子を見るとかということを考えているのか、そこをまず伺いたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

〇佐藤農林水産課長

マツカワにつきましては、十勝沿岸の豊頃町、浦幌町、大樹町、広尾町の漁組と自治体のが協力して放流事業のほうを行っておりますけれども、放流数は毎年１万尾以上を放流しているところですけれども、何尾捕獲を目標としているというものは今のところ設定してございません。

ただ、町内の店舗もだんだんとマツカワのほうが出荷し始めておりますので、ある程度の成果は見られたのかなとは思っていますけれども、マツカワの事業につきましては継続して実施していくということが重要だと考えております。

以上です。

〇齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

〇菅敏範委員

今、目標はないとありましたが、以前は、釣り好きというか釣りをする人が、かますのようなマツカワが釣れたとかという話はあったのですが、それが乏しくなってこの事業が始まったというふうに理解をしているのですが、事業の実効として、一定程度の回復を目指したいという目標を持っている状況の中で、経年しながら放流した稚魚が成長してきて漁獲されて、そして市場に出回るという成果を、本当は記録をしていって、この事業を、例えばまだ厳しかったら数を増やすとか、一定程度回復したから少し減らしながら状況を見ていこうということが僕は必要ではないかと思うのですが、ただ、ずっと続けていって、出たとこ勝負みたいな状況ではなくて、その辺の経過をきちんとする必要があるのかなと思うのですが、そこはいかがですか。

〇齊藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

〇佐藤農林水産課長

マツカワのほうは、１尾１尾にタグをつけて放流をしておりますけれども、タグのついた魚を釣った場合に釣り人から報告を受けていたりもするのですけれども、いかんせん捕れた魚の数というのが全体的に把握しづらいというのが実情でございます。

〇齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

〇菅敏範委員

現状としては理解したいと思いますが、やはりこれからの養殖・増殖事業としては、必要な事業だと思いますので、経過を追跡調査というものをきちっとして、必要に応じて事業量を増やすなり、実態によっては一定程度様子を見るなり、そういうようなことも大切でないかというふうに思いますので、その辺を今後の課題としていただきたいと思います。

エゾバイツブについても同じことが言えるのですが、特に大樹の収穫祭でありませんが、漁協がエゾバイツブの販売等を町民向けに行っているのも承知しています。これも資源の

回復を目指して広尾町なんかもやっているように聞いていますが、現状としては、この事業の成果、推移については把握されていないのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

佐藤農林水産課長。

○佐藤農林水産課長

エゾバイツブでございますが、過去３年間の実績を見ますと、平成２９年が８２トン、平成３０年が７２トン、令和元年度が５３トンと減少気味でございます。こちらのほうは、今後も漁協のほうで網を上げたときに卵塊を収集して港に上げて養畜後、また保護かごに入れて放流していることを実施しておりますので、今後も放流に向けて支援をしてまいりたいと思います。継続した放流が効果に結びつくものと考えております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

僕もそのとおりだというふうに思います。一定の成果を上げてきているので、これを、量は別にして、事業として継続していきたいということで了解しますが、やはりマツカワのときに言いましたが、そういう事業としての目標数値を設定しながら、やはり成果が上がっているという状況を把握しながら事業の継続をという考えを持っていただきたいというふうに思います。

それから３点目に、ホッキガイの増殖を目指した取組なのですが、令和元年度から漁場の耕うん、それから新しい漁場の探索、そして資源調査を実施してきているのですが、令和２年度も継続をしています。大樹の漁港近辺、それから旭浜漁港近辺含めて、広い範囲でありますので、適地がどの程度あるのかを調査するということは大事なことだというふうに思います。令和元年度は取っかかりといいますか、初年度ですから一定の１０万円の経費でやってきたのですが、成果によっては、今後それをもっと広げてホッキガイの増殖を目指すような取組をするという考え方はありますか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、水産の関係で、それぞれ漁組と一緒に取り組んでおります養殖・増殖事業の個別の案件についてご質疑をいただいております。

ホッキも大樹の前浜では限られた魚種の中でも貴重だというふうに思っておりますので、今後どういう場所を耕すことによってホッキの稚貝の成育がいいかどうかも含めて組合のほうで調査をしておりますので、具体の方法、または場所が特定できた段階では、事業を拡大していくという方向も多分視野に入るというふうに思っております。

私が申すまでもなく、今、漁獲高を含めて大樹の前浜でも漁業の経済状況、漁獲高も含

めて非常に厳しい状況にありますので、今ご質疑の中で出ております養殖事業に限らず、これからも、どういうものが大樹の前浜に合う魚種、貝等も含めてですけれども、なのかというところをいろいろな関係機関、組合とも模索をしながら、大樹に合った魚種の選択とそれの拡大に向けての集中的な取組を進めていきたいというふうには考えております。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

漁業の現状が非常に厳しい中で、前浜における養殖事業、放流事業を非常に大切な事業というふうに理解します。

今、町長から言われましたが、今後の漁業振興に向けて、やり方、そしてそれに対する継続的な財政支援等を含めた取組を、ぜひ成果を把握しながら取り組んでいっていただきたいというふうに申し上げて、この項について終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

教育委員会に、グラウンドの関係で３点あるのですけれども、委員長から昨日総括でということで言われておりまして、答弁も用意されているのかなと思いますけれども、大樹小学校のグラウンドでございます。

グラウンドといえば、一般的に土なのかなと思いますけれども、昨日申し上げましたようにほとんど砂が堆積したような状態に現在なっております。毎年９立米ですか、毎年同じような形で入れられていると。なぜかといえば、土が舞い上がってそれを防ぐためだということなのですけれども、例えば先に聞いていればよかったのですけれども、大樹中学校なんかは昔すごい土が舞い上がって役場からも見えるような状態だったのですけれども、大樹中学校も整備グラウンドは小学校より広いと思うのですが、このような状態で毎年砂を入れているのかどうか、分かればお願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

大樹中学校のグラウンドの整備でございますけれども、昨年度も実施しておりまして、昨年は転圧整備のみ実施しているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

すみません、聞きとれなかったのですけれども、砂は入れていないということですね。

それで、ここずっと小学校については入れていると。きっと土の違いか何かがあるのかなと思うのですが、そこら辺はどうですか。

○齊藤決算審査特別委員長

瀬尾学校教育課長。

○瀬尾学校教育課長

小学校等グラウンドは、委員ご指摘のとおり、土の質が若干違うかなと思っております。小学校のグラウンドにつきましては、整備当時、たしか専門の業者と協議をさせてもらってグラウンドの土のほうの整備をしたというふうに聞いておりまして、小学校と中学校では若干土の質は違うというふうに認識しているところでもございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

多分、今の説明のように、そんなに中学校のほうはきっと砂が入っていないと思うのですよね。皆さんが小学校に行って実際に踏んでいただければ分かるのですけれども、本当に砂場のような状態で、野球少年団が使っているグラウンドの部分があるのですが、そこをトンボがけしますと、内野のノックをすると危ないので、イレギュラーするので危ないので、トンボがけで砂をどけようとすると相当な労力が必要だった。それでもまだ残っているという状態でございます。

今後、土が飛ぶから砂を入れるのだということで砂を入れるのではなくて、少しずつでもいいから、多分、中学校がグラウンドの土を変えたのではないかなというふうに思うのですけれども、一遍にやるとまた財政が大変なので、毎年、部分的でもいいですから、例えば中学校に入れたような土、あるいは野球場の土も入れていたと思うのですけれども、そういう土を少しずつ入れていくようにすればいいのかなと思うのですけれども、お伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

昨日、吉岡委員のほうから言われたのですぐ現地確認して、校長にも尋ねました。こういうふうに議会で言われたのだけれども、現状どうなのかと。すると、大変柔らかくて、水はけがよくて、いいと。ただ、分散運動会で、５年生のときにタイヤリレーをやったと。タイヤを引っ張る、そのときにすごく砂が引っかかって、大変だねという声は聞こえてきていると。日常的に使ってくれている野球少年団のほうからは、そんなに苦情は届いていませんということでした。

前任の山下校長も、本当に大樹の場合は毎年グラウンド整地やって、丁寧にやっていただいて非常に助かるという声が届いております。前任のところは帯広だったものですから、学校数が多くて、グラウンド整地は本当に寂しい状況です。グレーダーで引っかけて、その後タイヤローラーで固めて終わりと、それが何年も続きます。委員言われるように、客土するといいというのは十分分かるのですけれども、とても財政は持たないという状況でございます。

そして、毎年９立米というお話がありましたので、それはよくないなと。やっぱり状況を見ながら、そして前の資料を見ますと、ただ砂を入れるだけではなくて、攪拌して、その後整地するというふうになっておりますので、状況を見て、よい状態を保つように心がけていきたいと思います。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

ぜひ現況を見ながら、砂の量を検討して。今の状態だと、野球少年団から何も来ていないと言うけれども、私も後援会のほうなので、後援会のことを今しゃべっているわけではないですけれども、実際に見て、やって、グラウンドのトンボがけもやっておりますので、それで話しているわけですので、先ほど申しましたように、内野の部分については支障ないよう、なるべくイレギュラーないように取ってやっているという状態でございますので、今、教育長は、十分来年からは気をつけるということなので、逆に少しでも取るような形も必要なこともあるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

２つ目は、中央運動公園のソフトボール場です。

これもまたグラウンドですけれども、昨日のお話では、砂は入れていないということでございました。これは私、修繕かなと思いましたけれども、中央運動公園施設維持管理業務の委託料の中に含まれているかと思うのですけれども、多分、業者委託で整地をされているのかなと思いますけれども、例えば春先に塩カルを入れて、たしか整備をされているのではないかなと思うのですけれども、グラウンドを締めているのではないかなと思うのですけれども、今年のソフトボール場を見ますと、ちょっとトンボで取ってみて大丈夫かなと思ったら、また掘れるのですね。同じように砂混じりの土かなと思うのですけれども、同じように掘れてくるのです。前はなかったと思うのですよね。だから、委託されているのであれば、しっかり整備されたのかどうかなのですけれども、今後のこともありますので、春先の関係かなと思いますけれども、その後も例年何かしているかどうかなのですが、ちょっと維持管理の関係でもう一度お聞かせください。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

中央運動公園のソフトボール場の維持管理ですけれども、先ほどのとおり、決算書でいきますと２３３ページの中央運動公園運動施設維持管理業務１５９万５，０００円の中にソフトボール場の整備も含まれております。そして、例年委託業務ということで実施しておりまして、いわゆる塩カルをまいて締めるというような業務もしております。

今年度は、柔らかいということでご指摘いただきましたので、来年度以降、実施する際は業者のほうと打ち合わせをしながら、現場確認しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

グラウンドの関係というか中央運動公園の関係でもう１点、話をしていたと思うのですが、野球場の修繕になると思うのですが、去年の決算で野球場の管理棟の前の立木の生長によるブロック、これはきれいに整備解消、修繕されてよかったなと思って大変感心しております。

それで、各施設のチェックの仕方も聞かなければならないかなと思うのですけれども、野球場のバックネット裏の本部席といいますか、そこなのですけれども、ガラス張りになって野球場が見渡せるようになっているのですが、そのガラス戸の周辺の鉄の部分といいますか、枠の部分ですね。上のほうが特になのですけれども、さびて、そこから雨水が吹き込んでカウンターの板が浮いて剥がれてべこべこになってしまうと。そういう状態にあるのですが、これについては担当としてはご存じなのかどうか。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

中央運動公園の野球場の本部席、本部室のさびの件は、確認しております。承知しております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

承知していると。何年も前からきっと少しずつそういう形になってきたのかなと思いますけれども、チェックされており、各担当から引き継ぎされていて、なおかつ修繕がされていないように見受けられるのですが、その点どうでしょう。

○齊藤決算審査特別委員長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長

確認しておりまして、さびも確かにあります。必要に応じて施設全体の修繕をしているところです。まず、野球ですと、プレーに支障のないようなところを重点的に、例えば木の関係ですと、危険だということで対応しております。さびの部分も状況に応じて修繕していかなければならないというふうには思っております。

あそこの部分は、バックネットのほうから見ますと窓が幾つもついていまして、そのうちの開閉できる窓の部分の隙間から水が入ってきて、中にしたたってさびになっているということになっていますので、そこの隙間の部分を完全に埋めてしまうというのもさびを発生させない１つの手かなとも思っておりますが、そこを閉めてしまうと今度開閉できなくなるので、温度調整なり、換気ができないということになりますので、どのようなさびの対策というのをしたらいいかなというふうに考えていたところでした。

そして、野球協会の方からも情報提供というか連絡いただいておりまして、シーズンオフをめどに本部席の中を整備しながら、さび対策というのも考えていきましょうということで話をしていたところでした。ですので、シーズンオフにかけて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

シーズンオフの中でその部分は対応していただけるということで大変よろしいかなと思いますけれども、教育財産だけでなくて、町の財産もそうなのですけれども、全体の中の改築というのは財政の関係で限られていく中で、既存の施設をいかに大切に使っていくかということが財政を圧迫させないことだと思うのですけれども、やっぱりさびなり施設の補修を小さいうちに芽を摘んでおくと。小さいうちに修理をしておけば、修理代も安く、また長く使えるということだと思うのですよ。

そのためには施設のチェック、予算化しなければならないのであれば、これからの時期かなと思いますけれども、そういう時期に担当者が今のところ隅々までチェックしなければならないのではないかなというふうに思うのですが、そういうことができないというのであれば、専門業者に委託するとか、そういうことが必要でないかなと思うのですけれども、町長、教育長にお伺いしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

施設の維持管理の方法については、委員のご発言のとおりだというふうに思っておりますので、今後も適宜管理する施設の状況等を見守る中で、早期に発見し、早期に対応することがいい場合については予算のあるなしに関わらず対応については進めるように、今の

そういうつもりではおりますが、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

休憩します。

休憩　午後　１時５２分
再開　午後　２時０５分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

総括質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

いつもしているのですけれども、小水力発電についてお伺いいたします。

前の担当者からも日頃からいろいろな情報を得ております。それで、大樹の自然、水、こういうものをやっぱり大切にするということからも、その導入にぜひ力を尽くしてほしいということと、前の担当者からは、去年資料を見ましたら、せっかくやるのなら少しぐらい売電して回収していきたいなというぐらいに考えているということで、その後、調査研究はするということだったのですが、その後経過はどうでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長

まず、再生可能エネルギーにつきましては、太陽光をはじめ、木質バイオマス、あるいは家畜ふん尿のバイオガスに、町内で取り組んでいるところでございます。

小水力につきましても、委員から、以前からご質問があるように、大樹町は河川もたくさんあるという中で適地がないかどうかというようなことも含めまして、他町村の例なども資料を頂きながら情報収集に努めているところでございます。

具体的に何か取り組んでいるかということは今現在ありませんで、引き続き小水力発電につきましての情報収集等に努めながら、様々な研究をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

分かりました。

そんなに大きなものではなくて、歴舟川に何とかしろということではなくて、中小の本当の小、事業河川ということで利用できるところがあったら、これは発電自体ということ

もあるし、今はもう発電所を見にくいなんていうのは、教育委員会でも非常に厳しいですよね、発電所見学というのはね。見たとしても分からないのですよ。

そういうような意味で、こういう実際に見て分かるような簡単なもので取り組んではどうかというふうに要望しておきます。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

歳入で、不納欠損についてのお話ですとか、時効についてのお話で納得したところでございます。

決算書の中で、ちょっと気になるのは、前に条例なんかの債権とかのいろいろ勉強をさせていただいた中で延滞金というのですか、大樹町のことについては、延滞金はどのように処理されているのでしょうか。

実は少し前に、農業実習生の方が、とある役場で呼ばれまして、管理団体として行ったら、その実習生が延滞金を取られて帰っていきましたので、大樹はどうなっているかなと思いまして、確認したいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

林住民長。

○林住民課長

当町の場合、延滞金につきましては、最近になってから徴収を始めたと形になってございます。平成２６年度の課税分に対して延滞が発生したものから延滞金の対象として現在延滞の徴収を行っているところでございます。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

延滞金についての住民の方の反応はいかがでしょうか。昔から私も税務にいてできなくて、幹部社員ではありませんけれども、一担当者として、議会でこんなこと言われたら困るなと思いながら日々実務に携わっていたのですけれども、町民の方の反応はどうですか。

○齊藤決算審査特別委員長

林住民長。

○林住民課長

個々の住民の方の反応という形ではちょっとお答えできませんが、徴収するほうの役場の事務としての関わり方からいきますと、長く置けば、そういった部分で延滞金も発生してくるというようなところも徴収の折衝をする１つの要素としてお話をさせていただきながら、そういった部分での徴収に努めているところでございます。

以上です。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

一般会計ではなくて、前に国保の期数を増やしていただいたりして、結果的な徴収率については画期的ではないにしても、今なかなか徴収率が非常に難しい時代にちゃんと徴収していただいているのですけれども、さらに一歩というふうになると、例えばコンビニで納入ですとか、そういうこともいろいろ考えて、カードで払える町村があるのかどうか分かりませんけれども、例えばコンビニだとか、そういうふうな、もう一工夫というか必要でないかなと思うのですけれども、そのことについてどのようにお考えか、まずお伺いしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今、使用料とか税金も含めて納めていただく方の利便性を向上するような、窓口を増やすような、そういう取組をしてはどうかというところであります。

実は、毎度というのもちょっとあれですけれども、ここ数年来、原課のほうから新規事業の取組の協議の中で、コンビニ納付の提案があります。検討することも検討はしているのですが、やはり費用対効果の関係もあって、どのぐらい普及できるかによって、「では行こう」というところもあるのですが、管内も実は帯広近郊の音更町だけはやっております。音更町は人口とコンビニの数とそういう部分も含めて導入しているというふうには聞いておりますが、私どものほうでそういう手続を踏んで、そういう窓口をコンビニで納付できるようなシステムを構築してもやっぱり費用対効果がなかなか、まだまだ導入はちょっと時期尚早でないかというところでありますので、検討はしております。ただ、どのタイミングでゴーというかが今、様子見なところでもあります。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

辻本委員。

○辻本正雄委員

公衆浴場について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

現在、公衆浴場については、昭和５６年大樹町老人福祉センターとして設置されまして、３８年が経過して老朽化が進んでいるという状況であります。当初は、その当時、持ち家、あるいは賃貸アパート等といった物件に入浴施設がないということで、そういった方の利便性というのですか、支援するということでこれが設置されたのかなと、ちょっとうろ覚えで覚えているのですが、現在、持ち家、あるいはアパート、あるいはそういった入浴施

設を持っていない方というのは把握しておられるでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

黒川副町長。

○黒川副町長

過去、役場の公営住宅も風呂がなくて、外につけたりとかしていたのですけれども、今の住宅は当然ついておりまして、古い住宅でも風呂釜を持っていて、大体は何とかついているのかなというふうには思っておりますが、ちゃんとした調査というのはしていないので、数字的には申し上げられませんけれども、私が見ている限り、役場の古い独身寮には風呂がないというのは承知しているのですが、ないことはないのかなと、ほとんどですね。

ただ、お一人暮らしの人が多かったりして、わざわざ一々、１回１回お湯を沸かすよりは、今公衆浴場２００円では入れますので、そちらに行くと、あるいは風呂があるけれどもあまりよろしくないというような方が多く利用されているかなと。１日平均大体４０人程度の利用がありますので、そういう方々には、私も時々使わせてもらっていますけれども、大変貴重な浴場ではあるかなとは思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

辻本委員。

○辻本正雄委員

昨日の説明でも、利用者においてはここ数年４０人前後。一応利用者が４０人前後ということで、そんなに大きくは変動していないのですが、築３８年、そして現在のところ運よく大きな修繕もないということで、しかしながら昨年も１，１５０万円ぐらいの管理費がかかっているわけです。そうしますと、一人頭、１回当たりの入浴料が１，０００円弱ということになりますよね。

実は１，１００人、延べ人数なのですが、これが利用者人数、つまりリピーターとして、３０７日ぐらい昨年稼働しているのですが、リピーターとして２００日入る人、あるいは利用者人数という目線で数字が分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

黒川副町長。

○黒川副町長

過去に、公衆浴場をどうするかという議論があり、今はちょっと落ち着いているのですけれども、もうやめるかという議論をして、もうやめようと。もう修繕もしないし、もうやめていこうという議論になったことが７、８年前ですか、ありまして、そのときに同じようなご質問を頂きまして、実人員、実際使っている人が何人なのだと、延べ人員ではなくて、毎日入る人もいれば、週に２回入る人もいるので、延べ人員だと分からないから実人員は何人だと。実人員をはかるのは管理人に直接やってもらって、年代も７０歳以上は何人かというような調査をした記憶があります。ちょっと今手元にないので探してもらいますけれども、数字は後になろうかなと思いますが、入る人は毎日のように入っています

し、数字的には言えませんが、そういった調査をやったことがございます。

区長会議で、もう来年度からやめたいのだ的な話を町長からしたときに、行政区長からもやっぱり風呂のない町というのはどうかなと、もうちょっと我慢して風呂は残したほうがいいのではないかという意見もあって、現在に至っているというようなところはございます。

数値が分かりましたら、後ほど示させていただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

辻本委員。

○辻本正雄委員

副町長が言われるように、以前にも大きな修繕があったら、もうこの風呂は終わりだという、私もその話をちょっと聞いたことがございまして、現在のところも恐らく延べ人数では１，１００人という人数にはなるのですが、本当に利用者からするとリピーター、公衆浴場のファンがおりまして、開いていたら必ず入るというようなリピーターもおられまして、そういったことを考えると、実際の１，１００万円の費用対効果というのですか、実は３０人か４０人にしか１，１００万円は利用されていないという形にもなろうかと思います。そういった面では、今後大きな修繕が発生した場合には、町長はどう考えるか。

それと、町内には公衆浴場というのは市街に１個、また、これは商工観光所管ですけれども晩成温泉という浴場施設、これは温泉ですけれども、あるということで、そういった中で今後入浴施設、そして温泉をどう捉えているか、ちょっと町長の意見を聞かせていただければと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど副町長の答弁の中にもありましたが、やはり町の中に公衆浴場がないというのは、多分町民の皆さんの生活の上でも大変なご不便をおかけするのではないかなというふうに思っているところです。そういう経過もあって、施設の老朽化もあって、もう閉じようかという議論も役場内の中ではかなり進んだのですが、最終的には大きな修繕はできないけれども、維持できる間は維持して、町なかの公衆浴場という機能を維持していこうということで今日に至っているところでもあります。

ただ、それがいつまで、例えばボイラーがどこがという配管も含めて、もしかというところは非常に先行き不透明でもありますし、心もとないところでもありますので、今後、町なかの公衆浴場の機能をどういうふうに担っていくかというのは、これから検討すべき案件だなという思いではおります。願わくば、ぜひ民間のお力で町なかにそういう施設を造っていただければ、町としてもありがたいなと思っているところでもあります。

具体の計画が今現在、私の下にあるわけではありませんが、ぜひそういう動きがあれば、町としてもしっかり応援をさせていただきたいなというふうに思いますし、そうなれば、

私どもの現有の公衆浴場の役割というのはその時点で終了することも検討しなければならないかなという思いではおります。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

公園の環境整備についてお聞きします。

公園の芝維持管理の回数については、頂いた資料によりますと、３回から５回。ふれあい広場については７回ということで、作業的には適正な管理はされています。ですが、利用する子ども、保護者の目線からは、少ないように感じます。公園利用を促すためには、整備の回数を増やすことが必要ではないかなと感じますが、その点についてお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

都市公園については、現在、委員にお示ししました資料のとおり、草刈りをやっております。その中で、管理していく上では、現状の回数で足りているかなと思いますが、見回りなどしたときに、例えば夏休みのラジオ体操とか、そういうことに使うときに公園に雑草が生えているという場合においては、臨時的に回数を増やしたりして対応はさせていただいている現状でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

船戸委員。

○船戸健二委員

そうして、小さな子どもが多い地区においては、状況を見て都度整備を行っていただきたいなと思います。

大樹町の公園の遊具については、同じような遊具が置いてあると思うのですが、今後、町内の公園の機能分担について検討していただきたいなと思っております。いま今ではないのですが。

公園の機能の分担として、利用率の高い公園については機能の向上、また少ないところについては乳幼児とか、そういう小さな子どもたちが遊べるような公園、また老人が多いところには、コミュニティーの憩いの場としての整備が必要かなと私は考えておりますので、ぜひ今後ご検討していただきたいなと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

町なかにあります公園については、子どもが遊んでいる姿もお見かけすることもありま

すが、やはり施設の老朽化というか、遊具が非常に古いなというのもあって、子どもたちのあまり興味をそそらないのかなという思いもしているところでもあります。

今、船戸委員から機能分担、その場所、場所に合った、利用する方々にとって利用しやすいような機能を付与していってはどうかということ、そういうお考え方も当然あろうかなというふうに思いましたので、今後、公園の施設整備、または遊具を更新していくような場面においては、どういう方々の利用を一番にもくろんでそこの公園の改修なり整備をしていこうかという考えも持ちながら進めていきたいというふうに思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

先だって質問したのですが、町営牧場のトラクター本体付属農機具等の経年劣化等が厳しくトラクター６台が１０年から４０年程度たっていると。消耗品、部品、修繕に約２，０００万円近くかかっています。これからそれを使っていくということは、まだ莫大な部品とか整備とかがかかっていくのですが、今後について質問します。

○齊藤決算審査特別委員長

佐藤町営牧場長。

○佐藤町営牧場長

町営牧場の所有するトラクター類、大変古いものが多くなっております。こちらのほうは、使えるものを使用して、できれば年数のたったものから順次更新計画を作成しまして、入替えのほうをしていきたいと考えてございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

今、トラクターの関係だったのですが、牧場管理費で昨日の中で、たしか入牧料の話があったかなと思うのですね。記憶にあるのは１８０円、管内でいうとそれほど高いほうの単価ではないと。現在、前年度の決算を見ても、やはりマイナスになっていますから、これは今後将来的に単価の改定をしていく考えがあろうかなというか、あるのかどうなのか。もし改善するのであれば、恐らく１００円近く上げなければいけないような内容になるかなと。これはあくまでも私の試算ですけれども、その辺どういうふうに考えているか。具体的な話でなくてもいいのですが、今後そういう形に向けて検討されているかどうかお聞きしたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

決算の質疑の中で、農林水産業費の中でも少しお話をしたかなというふうに思っておりますが、町営牧場は委員ご指摘のとおり、収支という部分では、とんとんというか整っていない状況にあります。基幹産業である農業酪農の振興発展のための施策であるという意味合いも兼ねて今現在の入牧料で、町内の育成牛、または馬の放牧を進める上で畜産振興を図っている施設だという取組を進めているところでもあります。

ただ、料金の関係でご質疑があったとおり、管内的に見ても非常に安い料金で入牧を、牛を、馬を預かっている状況にあります。

今後、酪農振興、畜産振興というのは、大変大きな役割があるとは思いますが、町営牧場の在り方、町営牧場も町の財産でもありますので、農家以外の町民の皆様からも、そうだねと、この料金でやっていくのがいいよねと言ってもらえるような、そういう料金設定も必要だなというふうに思っており、それが今の料金が町民の多くの皆様の思いを反映できているかどうかというところは、やはり検討していかなければならないかなというふうに思っているところでもあります。

また、今現在、頭数は、ある程度の規模を確保させてはいただいておりますが、牧場を利用する戸数が減少しているということもあります。そういうところもいろいろ検討した上で、牧場の料金については、どういう料金設定が大樹町にとって望ましいかというところは、これから牧場の管理運営委員会等、または生産者団体等も含めて協議をしていかなければならない案件ではあるという認識ではおります。

具体にどのぐらいかというところについては、今現在、お話しできるめどはありませんので、その部分については発言は今現在できる状況にはないということでご理解をいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

北保育園の施設の謝礼の関係で、行政区の会館として利用して、３月の予算では今後も使用していきたいということでした。私、一般質問で町長に質問して、最初の答弁で建設年が何年だよと、古いのだよということで答弁ありました。一方、子ども・子育て支援事業計画ですか、それでも老朽化ということで記載されていると。今後も年数だけが書いてあったということは、古いよと、使えないことではないよと言って、今後も北保育園は行政区会館として使用していけるのだということであれば、子ども・子育て支援事業計画をそのままにしておいていいのかということがあるのですが、そこら辺、老朽化でなくて、そういう年数がたっていると。なおかつ町長が何回も一般質問の答弁で繰り返していましたけれども、一番の要因は保母の確保なり、子どもの数の関係で運営のためにやりたいの

だという、それが思いの一番の理由なのだということを言っておられましたので、そこら辺、今後そういう思いが一番であったのに老朽化ということで載せてあるのであれば、これは変更しなければならないのかなと思うのです。施設の今回設計業務の決算にまだ載っておりますけれども、今度は着工を、改築はこれからなので、まだ間に合うかなと思いますけれども、そこら辺のお考えお伺いします。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３２分
再開　午後　２時３２分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

酒森町長。

○酒森町長

北保育所は、今現在も行政区は柏木行政区で一部会館として共用で使わせていただいております。保育所が使わない間に柏木町行政区、または柏寿クラブという老人クラブが会合の場として活用しております。後利用ということでは、南北の保育所が新しい施設で統合になった折は、私どもとしては法人のほうに行政区の会館機能をこのまま継続していきたいということで申入れをさせていただいており、法人のほうもそういう形での利用については今後協議していきましょうということで答弁を頂いているところでもあります。

子ども・子育て支援計画の中で、保育所の施設の改築に当たって、老朽化という表示があるということで、それについては事実であるというふうに思っておりますので、次回の子ども・子育て支援会議の場で、私の口から今後の保育所の施設整備の進め方、そして、私どもの考え方を補足説明させていただいた上で、委員の皆様にはご了解をいただければというふうに思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

吉岡委員。

○吉岡信弘委員

今、町長から頂きました。それで、子ども・子育て支援事業については、この前申し上げましたけれども、町民に広報紙で周知しておりますので、委員には説明するということですけれども、改めて言うことではないと思いますけれども、町民にもぜひそこら辺のことの周知をしていただきたいと思いますが、お願いします。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

子ども・子育て支援会議の検討の中身等も含めて、必要なものは情報としてお伝えをしていきたいというふうに思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

西山委員。

○西山弘志委員

新庁舎がこれからできてきます。北側の駐車場が広がってきますよね。そうすると、柏の木の処分はどうするかお聞きしたいのですが。

○齊藤決算審査特別委員長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長

新庁舎建設にあたって、北側の駐車場の通路に係る部分の柏林公園の柏の木ですけれども、これについては、現在、公共的な利用を考えた中で処分を考えてございます。いろいろ考え方はあるかと思いますので、ちょっとまだ詳細には挙げられませんけれども、有効利用していこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西山委員。

○西山弘志委員

まだ決まっていないということですね。これは町のシンボルの木なのですよね。だから使い道としては、施設のテーブル、椅子、考え方によってはアート、また町民に対して表札とかいろいろ、いろいろなものに使えると思うのですよね。だから、やっぱり大樹町の木なので、そこら辺ちょっと検討していただきたい。お願いです。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに総括質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております令和元年度大樹町一般会計決算認定に、反対の討論を行い

ます。

総務費、徴税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構についての支出です。日ごろから滞納整理に町職員が力を合わせて取り組み、そして高い収納率を上げていることを承知しております。そこで私は、住民の問題は町職員で解決していくことが重要だと考えております。住民の事情をよく知っている職員にそれを解決していく力を十分備えていると認識しております。

以上の理由から、滞納整理機構に回すことなく職員で徴収するべきだと考えて、本決算認定に反対をいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

令和元年度大樹町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で意見を申し上げます。

歳入の状況を見ますと、調定額に対する収入割合は、前年度と同じ９９．６％となっており、主要財源である町税の収入割合は９７．４％と引き続き高い水準を維持し、決算額も前年度とほぼ同額の８億７，８０５万円となっております。

歳出の執行率は９４．８％で、前年度に比べ２．２ポイントのマイナス、翌年度繰越額を除いた不用額は、前年度とほぼ同割合の２．０％であり、効率的に予算執行されているものと判断いたします。

この結果、繰越財源を除いた実質収支は１億３，１７０万円の黒字となり、歳入の確保や歳出の削減に対する努力は十分評価できるものと考えます。

また、地方債の現在高は、交付税措置のない起債の借り入れを行わなかったことなどにより、起債償還額が起債借入額を上回ったことから２億３３３万円の減となっております。

基金残高については、公共施設の修繕にあたり、公共施設整備基金を繰入れしたものの、歳計剰余金を減債基金などに積立てたことにより、２．６％増の３５億５，７５４万円となっております。

報告のあった健全化比率についても、起債の償還が順調に進んでいることなどから各比率を維持しており、引き続き健全な財政状況となっております。

予算執行の内容及び成果についても、決算審査意見書のとおり、効率的かつ適正に執行されておりますので、令和元年度大樹町一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。

○齊藤決算審査特別委員長

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

着席してください。

○齊藤決算審査特別委員長

起立８人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎延会の議決

○齊藤決算審査特別委員長

お諮りします。

委員会運営の都合上、本日はこれで延会とし、明日１７日午前１０時から委員会を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とし、明日１７日午前１０時より委員会を開催します。

本日はこれにて延会いたします。

延会　１４時４３分

令和元年度決算審査特別委員会会議録（第４号）

令和２年９月１７日（木曜日）午前１０時開議

○議事日程

第　１　委員会記録署名委員指名
第　２　認定第　　１号　令和元年度大樹町一般会計決算認定について
第　３　認定第　　２号　令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について
第　４　認定第　　３号　令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について
第　５　認定第　　４号　令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定について
第　６　認定第　　５号　令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定について
第　７　認定第　　６号　令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について
第　８　認定第　　７号　令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について
第　９　認定第　　８号　令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

○出席委員（１０名）

１番　寺　嶋　誠　一	２番　辻　本　正　雄	３番　吉　岡　信　弘
４番　西　山　弘　志	６番　船　戸　健　二	７番　松　本　敏　光
８番　西　田　輝　樹	９番　管　　敏　範	１０番　志　民　和　義
１１番　齊　藤　　徹		

○早退委員（１名）

７番　松　本　敏　光

○地方自治法第１２１条により出席した者の職氏名

町　　長	酒　森　正　人
副　町　長	黒　川　　豊
総　務　課　長	鈴　木　敏　明
住　民　課　長	林　　英　也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	井　上　博　樹
保健福祉課参事	瀬　尾　さとみ
建設水道課長兼下水終末処理場長	水　津　孝　一
会計管理者兼出納課長	小　森　　力

町立病院事務長　　下　山　路　博
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長　　明日見　由　香

＜教育委員会＞
教　　育　　長　　板　谷　裕　康

＜監査委員＞
代表監査委員　　澤　尾　廣　美
監　査　委　員　　村　瀬　博　志

○本会議の書記は次のとおりである。
議会事務局長　　松　木　義　行
主　　事　　八重柏　慧　峻

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○齋藤決算審査特別委員長

ただいまの出席委員は１０名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第１　委員会記録署名委員指名

○齋藤決算審査特別委員長

日程第１　委員会記録署名委員の指名を行います。

委員会記録署名委員は、規定により、委員長において、

２番　辻　本　正　雄　委員

３番　吉　岡　信　弘　委員

を指名いたします。

◎日程第３　認定第２号

○齋藤決算審査特別委員長

日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についてから日程第９　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてまで、以上、一括議題とされた８件のうち、日程第２　認定第１号令和元年度大樹町一般会計決算認定についての審査は、昨日で終了しておりますので、これより、日程第３　認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての審査に入ります。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

林住民課長。

○林住民課長

それでは、認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定について説明させていただきます。

決算総括表から説明させていただきますので、議案の次のページをお開き願います。

令和元年度国民健康保険事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

保険税、決算額１億６，７２６万４，５４０円、不納欠損額３，８００円、収入未済額２，３０６万６，０９０円、収入割合は８７．９％で、前年度と比較して１．４ポイントの減となっております。国庫支出金、決算額８，０００円、道支出金４億４，７１０万４，１０８円、財産収入５４８円、繰入金３，５４９万４，４４４円、繰越金４，２６３万３，８００円、諸収入

６０万４，２８９円。

歳入合計、予算現額が７億２，７１９万８，０００円、調定額７億１，６１７万９，６１９円、決算額６億９，３１０万９，７２９円、不納欠損額３，８００円、収入未済額２，３０６万６，０９０円、収入割合９６．８％でございます。

次に、歳出ですが、総務費、決算額２，７９７万２，１０４円、保険給付費３億９，５６２万８，２２０円、国民健康保険事業費納付金２億３，４５０万５，０００円、共同事業拠出金１３０円、保健事業費６４２万３，４９１円、公債費、決算額はございません。諸支出金５８２万９，２００円。

歳出合計、予算現額が７億２，７１９万８，０００円、決算額６億７，０３５万８，１４５円、不用額５，６８３万９，８５５円、執行率９２．２％。

歳入歳出差引残額２，２７５万１，５８４円で、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書で説明させていただきますので、事項別明細書の２４２ページ、２４３ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

１款保険税、１項保険税、収入済額ともに同額の１億６，７２６万４，５４０円、１目一般被保険者保険税１億６，７１５万９，１１５円。現年課税分では、収入割合が９６．８０％で、前年対比０．４９ポイントの増。滞納繰越分では、収入割合が１４．１７％で、前年対比１．３５ポイントの減となっております。不納欠損は、２名２件で３，８００円となっております。２目退職被保険者保険税、収入済額１０万５，４２５円。

２款国庫支出金、１項国庫補助金、１目国民健康保険災害臨時特例補助金ともに同額の８，０００円。

３款道支出金、１項道補助金、１目保険給付費等交付金ともに同額の４億４，７１０万４，１０８円。保険給付に充てられる普通交付金が３億９，８２２万１，１０８円、電算システムの導入費用や国民健康保険事業費納付金などに充てられる特別交付金が４，８８８万３，０００円となっております。

次のページに移りまして、４款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金ともに同額の５４８円。

５款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ともに同額の３，５４９万４，４４４円。このうち保険税の負担を抑えることを目的とした一般被保険者療養給付費繰入金は５１８万８，０００円となっております。

６款繰越金、１項繰越金、１目前年度繰越金ともに同額の４，２６３万３，８００円。

７款諸収入６０万４，２８９円、１項延滞金及び加算金、次のページに移りまして、１目延滞金ともに同額の３万３，２００円。２目加算金の収入はございません。２項雑入５７万１，０８９円、１目療養給付費等負担金５０万２，０００円。この負担金は、町独自の制度により特別調整交付金が減額となる分につきまして一般会計で負担しているものでございま

す。２目第三者行為徴収金の収入はございません。３目雑入６万９，０８９円。

歳入合計、予算現額７億２，７１９万８，０００円、調定額７億１，６１７万９，６１９円、収入済額６億９，３１０万９，７２９円、不納欠損額３，８００円、収入未済額２，３０６万６，０９０円となるものです。

次に、歳出を説明させていただきます。２４８ページ、２４９ページをお開き願います。

歳出です。支出済額のみ申し上げます。

１款総務費２，７９７万２，１０４円、１項総務管理費、１目一般管理費ともに同額の２，６５６万２，９０５円、１３節委託料では国保事務に係る電算システムにつきまして市町村の事務軽減、費用負担軽減の観点から北海道が導入しました国保事務処理標準システムを利用するための経費を支出しております。２項徴税費、１目賦課徴税費ともに同額の１２８万４，４４９円。次のページに移りまして、３項運営協議会費、１目運営協議会費ともに同額の１２万４，７５０円。

２款保険給付費３億９，５６２万８，２２０円、１項療養諸費３億５，５１４万７３２円、前年対比で１０６．１％となっております。１目一般被保険者療養給付費３億５，２６５万８，１６８円、２目一般被保険者療養費１３２万２，４５２円、３目審査支払手数料１１６万１１２円。２項高額療養費３，７７３万９，７３０円、前年対比で１２５．７％となっております。次のページに移りまして、１目一般被保険者高額療養費３，７７３万４，４５５円、２目一般被保険者高額介護合算療養費５，２７５円。３項移送費の支出はございません。４項出産育児諸費２５９万７，７５８円、１目出産育児一時金２５９万６，４９８円、２目審査支払手数料１，２６０円。５項葬祭諸費、１目葬祭費ともに同額の１５万円。

３款国民健康保険事業費納付金２億３，４５０万５，０００円。この納付金は、平成３０年度から国民健康保険が都道府県単位化されたことにより北海道が算定した額を納めるものでございます。１項医療給付費分、次のページに移りまして、１目一般被保険者医療給付費分ともに同額の１億６，３０２万８，０００円。２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分ともに同額の５，０６２万１，０００円。３項介護納付金分、１目介護納付金分ともに同額の２，０８５万６，０００円。

４款、１項、１目ともに共同事業拠出金、同額の１３０円。

５款保健事業費６４２万３，４９１円、１項保健事業費、１目保健衛生普及費ともに同額の６１万２，８２８円。次のページに移りまして、２項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費ともに同額の５８１万６６３円、１３節委託料の特定健康診査の実施人数は５２４人となっております。

６款公債費の支出はございません。

７款諸支出金５８２万９，２００円、１項償還金及び還付加算金１７１万７，２００円、１目一般被保険者保険税還付金１７０万３，２００円、次のページに移りまして、２目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金返還金１万４，０００円。この返還金は、前年度に概算で交付を受け次年度に精算される仕組みとなっており、還付となったものでございます。２項繰

出金、１目直営診療施設勘定繰出金ともに同額の４１１万２，０００円。この繰出金は、町立病院の救急患者受入体制に対して交付を受けました特別調整交付金を病院会計に繰り出したものでございます。

歳出合計、予算現額７億２，７１９万８，０００円、支出済額６億７，０３５万８，１４５円、不用額５，６８３万９，８５５円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齋藤決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

何点かあるのですけれども、一般会計のほうでもお聞きしましたけれども、２４３ページの歳入のところで不納欠損３，８００円あるのですけれども、その理由をお知らせいただきたいと思います。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

国保税に関します不納欠損３，８００円、２名２件でございます。該当者につきましては、居所不明ということで、不納欠損の対象とさせていただいているケースでございます。

実情としましては、外国人実習生の方も国保の対象になる方がいらっしゃるのですけれども、そういう方が課税時期と帰国をされる時期が合わないというようなことで、どうしても課税前に帰国されて、その後に課税が起きると。実際そういうようなケースの中で帰国された後の居所とか、その辺がつかめなくて居所不明による執行の停止をさせていただいて、3年経過して不納欠損させていただくというようなケースになってございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

自分で直接確認しているわけではないのですけれども、外国人の方に対してでも、それ以外でも、それはあるとは思うのですけれども、特に外国人の実習生の方に納税管理人の制度みたいなものを国保税で適用はしていないのですか。通常、納税管理人というのは、僕のイメージでは資産税のイメージが強いのですけれども、その運用についてお伺いします。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

このようなケースが見られてきたということを受けまして、国保税に関しましても納税管理人の制度を適用させていただくような形での町の条例のほうの整備をさせていただきまして、最近は全てがうまくいっているというわけではございませんが、事業主の方とも連絡を取りながら、なるべくこういうケースが減るようにといいますか、なくなるように対応を進めているところでございます。

○齋藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

国保税の納入に関してですけれども、短期証なんかの制度というか、令和元年度につきましてはどのように発行しているのでしょうか。できれば短いものから長いものまでいろいろあったかと思うのですが、短期証の発行の状況をお知らせください。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、保険証の短期証、あるいは資格証の発行についてのお尋ねをいただきました。

国民健康保険の保険証ですが、以前は２年に一度という発行期間でございましたけれども、北海道の広域で統一されてからは、１年ごとの更新という形を今取らせていただいています。更新の手続前に審査をする委員会というものを設けておりまして、その会議を必ず開くことにしておりまして、その中で滞納のある方の収納状況がどうであったかというようなことを協議した上で、そういった部分の短期証が適当であるとか、あるいは資格証でお願いするとか、そういったことを決めた上で、個々のケースについて対応しているとことでございます。

令和元年度のそういった部分での資格対象につきましては、資格証、それから短期証、全て合わせた形での数字になりますけれども、世帯数で４３世帯、人数で６７名となってございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

特定健診の受診の関係で伺いたいと思います。

附属書類によりますと、対象者数が１，１４６人で受診者５２４人、パーセントで４５．７２％ですね。これも低いのかなと思うのですが、ちょっと気になる部分があるのですが、結果として、特定保健指導の対象者数が、動機づけ支援が４８人と積極的支援が２７人で、

これの実施人数です。４８人に対して、受けた人が４３人で、２７人に対して１８人というようなふうに読み取るのですが、これは生活指導しなければいけない人数がこれだけいて、それに応じた人がこれだけで、その下のパーセントが８９．５８％、６６．６７％ということで、単純に考えますと、この人はこういう生活健康管理の指導を必要だという人がいたら、それは受けたのだから、１００％そこで話し合いをして改善するなりというのが必要で、当然行くと思うのですが、この数字というのは、なぜこんな低くなるのか原因分析されていますか。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

特定保健指導のほうに関しましては、そちらを担当している保健福祉課のほうから答弁していただきたいと思います。

前段の部分で、特定健診の受診率に関して一部触れられていましたので、そこの点だけ私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

主要施策の報告の方で今ご指摘のありましたように、対象人数１，１４６人に対しまして５２４人、率で４５．７２％ということで報告しております。前年度と比較してといいますか、ここ１、２年、若干減り気味という傾向にあることは間違いございません。

ただ受診率、よく６０％を目標でということで、当町のほうもそこの６０％を目標に進めてはございますが、ここで計上している部分につきましては、町で実施している特定健診の実施人数ということになります。

このほか、個人で病院にかかっていただいている方からデータを頂くとか、そういった部分が最終的には実際にそういった健康の判断になる資料を頂いてという対象人数になりますので、実際には、この人数に９３人ほど増えまして、パーセンテージでいきますと５５％ぐらいが最終的に大樹町の健診を受けた率というような形で出てくるかと思います。

正確な数値については、その時点の国保の該当者とかそういった部分の取り決めがございますので、まだ正式な数字としては公表されていませんが、見通しとしてはそのような状況であるというふうに認識してございます。

○齋藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

特定保健指導の実施率についてですが、特定保健指導が必要と認められた方に初回指導は１００％実施しております。健診を受けられて、保健指導が必要と認められた方については、全員に対して実施しております。

ただ、特定保健指導につきましては、おおむね３か月以上の実施が必要となっておりまして、また、積極的支援につきましては、ポイント制で継続して面接を最低でも２回、３回が必要となっておりまして、ポイント数に達しない場合は翌年度の報告となっておりまして、

この年度で報告が終わらないという場合もありまして、翌年度に実施終了という方もいらっしゃいますので、１００％に満たないということになっております。

参考例としまして、平成３０年度の保健指導の実施率につきましては８８．９％で、道内で７番目の高さとなっておりまして、ご本人の都合によって最終評価まで至らないということはございますが、ほとんど９割近くの方については、保健指導を最後まで受けていただいているという状況になっております。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そうすると、この数字をうのみにしてはいけませんと、２年がかりでやることもあるからということになるのですが、すごいパーセントが低いから、せっかく受けたのにもったいないという、せっかくだからきちんと指導を受けて健康を維持するというところに行き着くことが一番大事だと思うのですよね。それがこの数字が低いから今確認したのですが、それが言われているうちにどの数字がどこに行くのかだんだん分からなくなって、理解しにくいのですけれども、ここの数字が低いけれども、それが回数とかいろいろな基準があるから、何回かトータルすると２年がかりぐらいでその人も入ってくるから、ずっと長いスパンでみないとこの数字が実際には分からないというふうに理解しておいてよろしいですか。

○齋藤決算審査特別委員長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

ちょっと複雑で分かりにくいのですけれども、特定保健指導が１回では済まないということで、３カ月もしくは６カ月継続してということになっておりますので、年度末の３月に健診を受けられて、例えば結果が４月、５月に戻ってきた方については、決算時期までに報告する数には入れられないということにもなっておりまして、ちょっと分かりづらいような資料になっております。

○齋藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

さっきも言いましたように、何となく分からないことが分かりました。

僕が心配したのは、せっかく受けたのに、何となく受診者がこれからこういうことを注意しましょうというような指導を、「俺はそんなもの受けない」というふうに蹴っ飛ばすというか、拒否して受けないからこの低いパーセントになるのはもったいないという意味だったのですが、今の話でいうと、ぐるぐる回っていってほとんどの方が受けているというふうに理解します。

答弁は要りません。

○齋藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

昔の制度のことが頭から離れないものですから、ちょっと教えていただきたいと思います。

２４４から２４５ページのところで、繰入金なのですけれども、古い知識では保険税を下げるために直接、今は道が事業主体ということですので、制度の変わり目のことでそうではないのだよということを教えていただきたいのですが、例年から比べたら途中で補正もしていますし、約４，０００万円というか３，９００万円ぐらいのオーダーで繰入金が、僕なんかが見たら画期的に少なくなっているのですが、少なくなっている理由と、それからそこでそれぞれ節で１から５まであるのですけれども、その意味合いのこと、例えばこれについては保険税だよとか、これについては療養給付費の何々が何とかだからこういうふうにと繰入金が少なくなったのだよというような、具体的なことでお話しいただければ、同じことの説明を２回していたただいて恐縮なのですが、以上２点よろしくお願いいたします。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

確かに制度のほうが非常に分かりづらくなってございます。

今、一般会計から繰り入れている金額のお話をいただきました。ちょっと余分なことになるかもしれませんが、道支出金も兼ね合わせて説明を加えさせていただきます。

前のページ、２４３ページの道支出金、道補助金の項目をご覧いただきたいと思いますが、１節の普通交付金として計上されている３億９，８００万円のほうですけれども、これについては実際にかかった医療費に関して、道が医療費として払う分というような形で支払っているのが普通交付金とされている分です。それから、その後の特別交付金として支給されているものは、保険税と合わせて、今、道に納めるという形を取っていますが、その保険税に足し込んでもいいよというようなものも含まれている中身というような形になっておりまして、道に大樹町が納める分につきましては、被保険者から集めます保険税と、それから道が交付する特別交付金の一部、それから一般会計から繰り出してくる町の繰入金を合わせて負担していくというような中身になってございます。

一般会計からの繰入金のほうでございますけれども、１節の基盤安定、それから２節の同じく基盤安定でございます。これは、保険税を制度として所得が低いので７割軽減しますとか、５割軽減しますよという制度はありますが、その軽減した減った分については町が負担するという仕組みの制度として決められている町の負担が求められている分ということでご理解いただきたいと思います。

それから、３節の育児に関しては、お子さんに対して交付している４２万円の３分の２は

繰出金にしますよというルールになっていますので、これも制度として確立されているルール分だということでご理解いただきたいと思います。

４節の一般被保険者療養給付費繰入金のほうは、町の施策として全体的に保険税を下げるために一般会計から持ち出している分ということでご理解いただければと思います。

ご指摘のとおり、ここの金額が例年ですと３，０００万円とか、４，０００万円という数字になってございます。道への広域化をするときに、ここを計画的に減らしていきましょうということで、その４，０００万円を町では４段階に分けまして税率を上げさせていただきながら解消していくというようなところで、今進めていっているところでございます。

ここで言う令和元年度の決算では、５００万円ぐらいとほとんど少なくなっていて、持ち出しはほとんどないのではないかというような見え方になってしまうのですが、申し訳ございません、これと翌年度に繰り越す繰越額との兼ね合いというものが出てきておりまして、ここの決算額で繰越金として４，２００万円というものが前の年から繰越金として入れられております。歳入歳出の、先ほどの議案のほうに計上しております翌年度繰越額は２，２００万円ということで、ここで２，０００万円ほど目減りしているということなります。

本来、前の年と同じように４，０００万円ぐらいの繰越しを残すという前提であれば、ここの町の持ち出しが３，０００万円ぐらいあって初めて成り立ったということなのですけれども、翌年度への繰越状況といいますか、その年の執行見込みを立てた時点で、検討したときに繰入金を少し下げて、ある程度繰越しの見通しが立ったことから、ここでの町から出している一般会計からの繰入金については、この年度に関しては５００万円程度の繰越しでいけるかということで、余分となった見込みの部分は補正で戻したというような経過になってございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

２４９ページの１９節負担金、補助及び交付金なのですが、３点ありまして、一番下の北海道プレミアム構築負担金というのがあるのですが、内容的にちょっと教えていただきたいと思います。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

今、国保の運営につきましては、北海道全体でやっています仕組みの中に入っていくということで、今まで町独自に個々のシステムを組んでいたものを道がつくる枠組みのシステムのほうに切り替えていっているというような状況にございます。

今お尋ねの北海道クラウド構築業務というのは、北海道が北海道全体の仕組み、北海道のクラウドを形成して、そこの仕組みとしてやっているという部分がございます。

ここの北海道プレミアムの構築については、その仕組みの中で入っています一部分、町として加盟しているのはそのうちの月報クラウドということで、国保の医療の実績を月ごとにまとめるとか、年ごとに集計していくというような報告の仕組みがあるのですけれども、そこの仕組みが北海道プレミアムという仕組みの中に月報事務の作業ができるものがありまして、町としてはそこの月報の仕組みを使うところの部分をそのシステムを使わせていただいてやっているというような中身になってございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

寺嶋委員。

○寺嶋誠一委員

つまり、クラウド業務の中にあるオプションみたいな形のプレミアムという位置づけみたいなものですね。ですから、町のほうで報告したりして使えるみたいな理解でいいですね。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

そのように理解していただければと思います。

○齋藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齋藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての件の総括質疑に入ります。

総括質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

以前にもお聞きしたのですが、子どもの均等割について、全国の町村会などでも知事会ですか、これをやめるような方向で申入れもしているということなのですが、その後の動きはどうなっているでしょうか。

○齋藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、ご質疑のありました内容については、今のところ具体の動きはありません。

○齋藤決算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

このことを被用者保険にない、子どもについての均等割ということで、引き続きぜひ廃止を強く要望していっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○齋藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今後も、町村会の内部でのいろいろな議論、協議も含めて、私どもも町村会の意向に沿った形で対応していきたいというふうに思います。

○齋藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齋藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齋藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第２号令和元年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齋藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

休憩します。

休憩　午前１０時４３分

（７番松本敏光委員　早退）

再開　午前１０時５５分

○齋藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

申し上げます。

松本委員が体調不良のため、以降の委員会を欠席する旨、届出がありましたので報告いたします。

◎日程第４　認定第３号

○齋藤決算審査特別委員長

次に、日程第４　認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

林住民課長。

○林住民課長

認定第３号を説明させていただきますので、議案のほうをご覧いただきたいと思います。

認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について説明させていただきます。

次のページの決算総括表をご覧願います。

令和元年度後期高齢者医療特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入。

後期高齢者医療保険料、決算額６，４３４万９，９００円、収入未済額８４万５，０００円、収入割合は９８．７％で、前年度と比較して０．７ポイントの減となっております。繰入金、決算額２，７２０万５，３７０円、繰越金４２万４１１円、諸収入１万１，９６０円。

歳入合計、予算現額９，３５７万９，０００円、調定額９，２８３万２，６４１円、決算額９，１９８万７，６４１円、収入未済額８４万５，０００円、収入割合９９．１％でございます。

次に、歳出です。

総務費、決算額５９万１，５４７円、後期高齢者医療広域連合納付金９，１１７万７５０円、諸支出金２，５００円、予備費決算額はございません。

歳出合計、予算現額９，３５７万９，０００円、決算額９，１７６万４，７９７円、不用額１８１万４，２０３円、執行率９８．１％。

歳入歳出差引残額２２万２，８４４円で、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の２６０ページ、２６１ページをお開き願います。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

１款１項１目ともに後期高齢者医療保険料、同額の収入済額６，４３４万９，９００円、収入割合は、現年度分が９８．７％、滞納繰越分が１００％となっております。後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料で、対象人数は年間平均で１，０９７人となっております。

２款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ともに同額の２，７２０万５，３７０円。

３款１項１目ともに繰越金、同額の４２万４１１円。

４款諸収入１万１，９６０円、１項延滞金及び過料の収入はございません。２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金ともに同額の２，５００円、２目還付加算金の収入はございません。３項雑入、次のページに移りまして、１目雑入ともに同額の９，４６０円。

歳入合計、予算現額９，３５７万９，０００円、調定額９，２８３万２，６４１円、収入済額９，１９８万７，６４１円、収入未済額８４万５，０００円となるものでございます。

次に、歳出です。

２６４ページ、２６５ページをお開き願います。支出済額のみ申し上げます。

１款総務費５９万１，５４７円、１項総務管理費、１目一般管理費ともに同額の５５万６，８４４円。２項徴収費、１目徴収費ともに同額の３万４，７０３円。

２款１項１目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、同額の９，１１７万７５０円。この納付金は、後期高齢者医療制度の運営主体であります広域連合に納付するもので、保険料の収入分と町が負担する保険基盤安定制度の負担金、事務費の負担金を支出しております。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金ともに同額の２，５００円。

４款予備費の支出はございません。

歳出合計、予算現額９，３５７万９，０００円、支出済額９，１７６万４，７９７円、不用額１８１万４，２０３円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齋藤決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

１点目、歳入で、例年に比べて収入未済額が多いように思われるのですが、この分については何か特別な理由があったのでしょうか。今までは、もう少し少なかったような気がするのですが。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

ご指摘いただいたとおり、今決算におきまして収入未済額が多く出ております。

この件につきましては、この中のうちのお１人の方が、所得が過年度にまたがって更正されたということで、令和元年度分だけではなくて、その前の年の保険料についても増額になったということで、その額が少し大きくて年度内では解消し切れなかったという実態がございます。現在、計画的に収納していただいているところでございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

ちょっと知識なくて申し訳ないのですが、今の後期高齢というのは、短期証とか何かそういうふうなペナルティーみたいなのはあるのでしょうか。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

今お尋ねの短期証等のことでございますが、後期高齢につきましては、北海道全体でやっています広域連合の仕組みの中で運営されております。その仕組みのルールとして一定の滞納が継続している方については短期証の対応とかということのルールがございます。

以上です。

○齋藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

現職並みということで、通常は１割負担だと思うのですけれども、そのような２割負担とか３割負担という制度は、後期高齢というのはあるのでしょうか。もしかしてあれば、その人数とか割合を教えていただきたいと思います。

○齋藤決算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

所得要件によります負担割合についてはございます。該当になっている方がどのくらいいらっしゃるかということについては、現在ちょっと手持ち資料がございませんので、後で提出させていただきます。

○齋藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

あと、所得要件みたいなものがわかれば、今の人数とか割合ですとか、総所得金額で何ぼの人が２割になる、３割になるということも併せてお答えいただければと思います。

○齋藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時０４分

○齋藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齋藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件の総括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

後期高齢者医療制度についてですけれども、これについては、保険制度そのものをできるだけ分母を大きくて、そして広い人達を支えたほうがいいと考えます。高齢者を区別して、ほかのほうから支援金とかとやって、わざわざ道の広域連合を議会まで開いてということで、そういうことでないほうが、すっきりしていいのではないかというふうに私は思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒 森 町 長

この後期高齢者医療制度につきましては、平成２０年度からこういう形で運用されており、高齢化社会に適応すべく高齢者の皆様の医療の提供も含めて安定的に運用していく役割を担っているというふうに思っておりますので、今後もこの形で高齢者の方々の医療の給付制度は堅持されていくものと思っております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

ただいま提案されております令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の討論を行います。

ただいま後期高齢者医療制度が発足してから、当初から高齢者を区別することになるという批判が多く、それまでの老人保健制度でよかったというふうに私は考えております。

そのことから、今回の本決算認定に反対をいたします。

○齊藤決算審査特別委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

菅委員。

○菅敏範委員

ただいま議題となっております認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。

北海道では、道の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、制度発足後１２年が経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、対象者の加入や離脱の届出、保険料の徴収、保険証の引渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところであります。

本会計においては、事業運営が円滑に進められており、事務処理においても適切に処理されていることから、本会計の決算に賛成いたします。

○齊藤決算審査特別委員長

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第３号令和元年度大樹町後期高齢者医療特別会計決算認定についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○齊藤決算審査特別委員長

着席ください。

起立７人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎日程第５　認定第４号

○齊藤決算審査特別委員長

日程第５　認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

それでは、認定第４号の議案をお開き願います。

認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定につきましてご説明を申し上げますので、次のページの総括表をご覧ください。

令和元年度介護保険特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。

歳入でございます。

介護保険料、決算額１億３，１３６万９，１１０円、不納欠損額１２万１，８００円、収入未済額６４万６，４４０円、収入割合９９．４％、対前年度比０．１ポイントの減となっております。国庫支出金１億５，６２２万７，８２７円、道支出金９，５６４万５，６５６円、支払基金交付金１億５，６３７万２，０００円、財産収入６，４４０円、繰入金１億４，５２５万７，６８０円、諸収入１８４万１，９９６円、繰越金４，８７７万９，５５３円。

歳入合計、予算現額７億３，４７０万５，０００円、調定額７億３，６２６万８，５０２円、決算額７億３，５５０万２６２円、不納欠損額１２万１，８００円、収入未済額６４万６，４４０円、収入割合９９．９％でございます。

次に、歳出でございます。

総務費、決算額２，３４５万２，４１６円、保険給付費５億７，２４４万６９５円、地域支援事業費６，７７６万６，９１０円、基金積立金１，７４５万８０２円、諸支出金３，０６１万５，１９８円。

歳出合計で、予算現額７億３，４７０万５，０００円、決算額７億１，１７２万６，０２１円、翌年度繰越額はございません。不用額２，２９７万８，９７９円、執行率９６．９％。

歳入歳出差引残額２，３７７万４，２４１円、うち翌年度へ繰り越す額は同額の２，３７７万４，２４１円となります。

それでは、決算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、２６６ページ、２６７ページをお開き願います。

初めに、歳入です。

款、項、目と右のページの中ほどの収入済額の順で申し上げます。

１款介護保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者介護保険料、収入済額ともに同額の１億３，１３６万９，１１０円、現年度分の収入済額は１億３，１３２万４，８２０円。６５歳以上の方に負担していただいております介護保険料で、３月末における被保険者数は１，９８７名となっております。不納欠損額は２名で１２万１，８００円、収入未済額は滞納繰越分７名で４９万９，１２０円でございます。

２款国庫支出金１億５，６２２万７，８２７円、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金ともに同額の９，７９６万円。２項国庫補助金５，８２６万７，８２７円、１目調整交付金４，１０１万７，０００円、２目地域支援事業交付金１，４３６万８，８２７円、３目介護保険事業費補助金５７万４，０００円、４目地域支援事業調整交付金１２３万４，０００円、５目保険者機能強化推進交付金１０７万４，０００円。

３款道支出金９，５６４万５，６５６円、１項道負担金、１目介護給付費負担金ともに同額の８，７８７万６，０４３円。２項道補助金、次のページをお開き願います。１目地域支援事業交付金ともに同額の７７６万９，６１３円。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金ともに同額の１億５，６３７万２，０００円、１目介護給付費交付金１億５，０４５万４，０００円、２目地域支援事業支援交付金５９１万８，０００円。

５款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金ともに同額の６，４４０円。

６款繰入金１億４，５２５万７，６８０円、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ともに同額の１億３，１２５万２，６８０円。２項基金繰入金、次のページをお開き願います。１目介護給付費準備基金繰入金ともに同額の１，４００万５，０００円。

７款諸収入１８４万１，９９６円、１項延滞金及び過料、１目第１号被保険者延滞金、２目第１号被保険者過料はございません。２項雑入１８４万１，９９６円、１目第三者納付金、２目返納金はございません。３目雑入１８４万１，９９６円、地域包括支援センターで行った要支援の方に係る介護予防サービス計画費の収入が主なものでございます。

８款１項１目ともに繰越金、同額の４，８７７万９，５５３円。

歳入合計、予算現額７億３，４７０万５，０００円、調定額７億３，６２６万８，５０２円、収入済額７億３，５５０万２６２円、不納欠損額１２万１，８００円、収入未済額６４万６，４４０円となるものでございます。

次のページをお開き願います。

歳出です。

１款総務費、支出済額２，３４５万２，４１６円、１項総務管理費、１目一般管理費ともに同額の１，４８８万５，４７４円。一般管理費では、介護保険計画作成に係る経費及び職員２名の人件費と事務経費を支出してございます。次のページをお開き願います。２項１目ともに賦課徴収費同額の３２万７，０３４円。３項介護認定審査会費、支出済額８２３万９，９０８円。介護サービスを利用するために必要な介護認定の費用を支出してございます。１目介護認定審査費１８０万３，４４１円、２目介護認定審査会費４６７万９，６７１円。南十勝４町村で共同設置する介護認定審査会の負担金を支出しております。令和元年度の認定審査件数は３８７件となってございます。３目認定調査費１７５万６，７９６円。

２款保険給付費５億７，２４４万６９５円、１項介護サービス等諸費５億５，７９１万１，５７７円、次のページをお開き願います。１目居宅介護サービス給付費１億９，７００万２，１１７円。２目居宅介護サービス計画費２，８８５万５，７３３円、３目施設サービス給付費２億９，７９３万９，３２８円、４目福祉用具購入費６５万５，３１４円、５目住宅改修費２６３万１，３０７円、６目特定入所者介護サービス費３，０３５万９，０８１円、７目審査支払手数料４６万８，６９７円。２項高額介護サービス費１，４５２万９，１１８円、１目高額介護サービス費１，３０３万２，６８０円、次のページをお開き願います。２目高額医療合算介護サービス事業費１４９万６，４３８円。

３款地域支援事業費６，７７６万６，９１０円、１項介護予防日常生活支援総合事業費２，１５５万９，８８７円、１目介護予防生活支援サービス事業費１，５４０万５，４４７円、２目一般介護予防事業費６１５万４，４４０円。２項包括的支援事業任意事業費４，６２０万７，０２３円、１目包括的支援事業４，２３７万６，４４１円。ここでは包括支援センター運営費及び職員５名の人件費を支出してございます。２８２ページ、２８３ページをお開き願います。２目任意事業費３８３万５８２円。町が行っております配食サービス事業、介護タクシー利用助成事業、また社会福祉協議会に委託しております介護職員初任者研修や除雪サービス等に要する経費を支出してございます。

４款基金積立金、１項基金積立金、１目介護給付費準備基金積立金ともに同額の１，７４５万８０２円。

５款諸支出金３，０６１万５，１９８円、１項償還金及び還付加算金２，４８８万４，７８８円、１目第１号被保険者保険料還付金７万３，７２０円、２目償還金２，４８１万１，０６８円、次のページをお開き願います。２項繰出金、１目他会計繰出金ともに同額の５７３万４１０円。

歳出合計、予算現額７億３，４７０万５，０００円、支出済額７億１，１７２万６，０２１円、不用額２，２９７万８，９７９円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

まず、不納欠損２名ということでお伺いしたいのですが、その理由というのはどんな理由で、居所不明とかいろいろあると思うのですが、まず理由をお聞かせいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

介護保険料を２年以上滞納すると未納が確定しまして、時効のため遡及して納付することができなくなります。この２名の方につきましては、時効を迎える前に、まず納期が過ぎれば督促を出し、本人にも連絡をさせていただいて納付のお願いをしたところでございますが、納付する意思がないということでございまして、それで２年間経過したということで不納欠損ということで処理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

介護保険料というのは、今の時効の中断だとかというのはなくて、２年間ずっと払わなかったら、そこで時効成立で払わなくていいものなのですか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

時効は２年間ということであるのですが、その前に本人の意思を確認いたします。２年を過ぎる方についても支払いの意思がある、または分納でも納付していただいているという方については、この時効を適用しないで引き続き納付をしていただくというような方法で処理をしております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

それは、私も後からまた調べてみます。

あと、もう１つ不思議なのは、この２年間未納の方については、国保とかで言う短期証とかいろいろペナルティーがあると思うのですけれども、以後もお支払いにならなかった方についてはどんなペナルティーがあるのかをお知らせいただいて、ないならないで、すごく不公平な制度だなというふうに感じているのですけれども、払わないのでいいのだったら、僕

も今６５歳で介護保険の該当者ですけれども。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

ペナルティーといいますか、払わないということで時効を迎えた方については、これから介護サービスを利用する場合は、まず全額自己負担というふうなことになっております。そこで自己負担をしていただいて、給付費の中で滞納分を納めていただくまでは自己負担でずっといくと。介護サービスを受ける場合は自己負担でずっといくという形になっております。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

あと、僕の資料の読み方が浅かったのかもしれないのですけれども、介護保険料を頂いた中でランクがありますよね。その割合というのは、今１，９８７名の方の介護保険の中で、分布というのはどのようになっているのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午前１１時３４分
再開　午前１１時３５分

○齋藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

西田委員。

○西田輝樹委員

やっぱり介護保険料をお支払いしている人は、楽々で介護保険をお支払いしている人はそうそういないと思いますので、個人にはちゃんと通知は行ってはいるのですけれども、基本的なデータかなというふうに思っておりますので、そういうふうな数値を担当者のほうで大切にしていただきたいなというのが私の意見でございます。

引き続きいいですか。

２７５ページで、南十勝介護認定の共同設置している負担金について、４６７万円出ているのですけれども、他の４町村といいますか、今３町村なのか分かりませんけれども、他町村からの収入というは、歳入のどこで見たらよろしいのかお聞きします。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

南十勝４町村で、事務局が広尾町になっておりますので、広尾のほうに支出しているということになります。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

もう１つ、社会福祉協議会でやっていただいている事業ですので、ここの成果報告とか、直接数字として決算書の中に出てこないのですけれども、興味のあることで、初任者研修を元年度もやられたと思うのですが、全部まとめて地域支援事業で支出されていると思うのですが、それに関わる初任者研修の人員と、それから１年たっておりますので、福祉の人材を育成するというふうな下支えをする人材を養成するのだよということも大きな目標というふうにして思っておりますけれども、就職状況はどのようになっているのかをお聞かせください。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

社会福祉協議会に委託しております介護職員の初任者研修の内訳というか受講状況でございますが、令和元年度につきましては９名受講されているということでございます。高校生が５人、一般の方については４人という内容でございます。一般の方につきましては、福祉関係者、施設の職員であるとか、中には社会福祉協議会の職員も１名含まれておりますけれども、福祉関係者の方が主に受講されているということでございます。

初任者研修の社協への委託料としましては、１７１万３，４４７円が介護職員の初任者研修分ということで支出しているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

高校生の方については、就職というのは無理でしょうし、そのことは分かりました。

あと、一般の方の部分で、ちょっと私の聞き間違いなのか、現職の社協職員がこの中で受講したというふうに聞こえたのですけれども、５人の受講者の、プライバシーに係る分についてはいいのですけれども、現職の方がそこで受けられて、ちょっと目的が違うのかなとも思ったりしているのですけれども、５名についてのお話を再度していただければと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

５人のうちの１名は社会福祉協議会の職員も受けられているということでございますけれども、社会福祉協議会の職員でございますけれども、受講の目的という部分では、本人には聞いておりませんけれども、やはり家族介護のための知識を得るとか、今後の生活に生かしたいというようなことを含めて受講されたのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件の総括質疑に入ります。

総括質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

初任者研修のことですけれども、これは町の施策なり国の大きな考え方の中でおやりになっていることだからいいのですけれども、地域支援費ですので、介護保険の中での介護保険料とか運営する中で、こうして一桁ぐらいの受講生だったら、例えば広尾町と一緒にやるとか、昔、南十勝で一緒にやっていた時期もあると思うのですけれども、そういうふうなことについては不可能なのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長

共同でということでございますけれども、広尾町もこのような形でやられているのではないかなというようなことも、たしか以前広尾の方から聞いたようなことがございまして、そういうことで、共同でやれないことはないとは思いますけれども、それぞれの町で、やはりやられていると。

それも含めて、一緒にできるものであれば一緒にということもありますけれども、それぞれの考え方等もありますので、そういうふうな形で、うちの町は単独で今やっているというところでございます。

以上でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒 森 町 長

介護保険制度の事業の中で初任者研修を取り組んでいるところです。

大樹町に在住している方で介護の初任者研修を受けることによって、大樹町全体の地域のそういう介護をする役割を担っていただきたいという思いで進めているところでもあり、また、高校生を受講の対象にしているということは、大樹町に限らず大樹町の場から初任者のそういう研修を得た人材を南十勝にも広めていきたいという思いでやっているところでもあります。

今、ご質疑があったとおり、それぞれの４町村で初任者研修をやっていて、このぐらいの人数であれば合同でやったらという考え方も当然あろうかなというふうには思います。また、実施の関係については、また担当者で協議する場があると思いますので、議会の中の質疑でこういうお話があったということについては、伝えた上で検討してもらえればなというふうに思っております。

ただ、高校生とか、一般の方もいろいろな方がいらっしゃると思いますが、受講のしやすさというところを考えると、やはりそれぞれの町村でやるというところも受ける側としては非常にやりやすいのではないかなというふうに思いますので、ちょっと両方あると思いますので、その辺についても検討を進める中で協議してもらえればなというふうに思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第４号令和元年度大樹町介護保険特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。
休憩します。

休憩　午前１１時４７分
再開　午後　１時００分

○齊藤決算審査特別委員長
では、委員会を再開いたします。

◎日程第６　認定第５号
○齊藤決算審査特別委員長
日程第６　認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。
関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。
明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長。
○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長
それでは、認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明いたしますので、次のページの総括表をご覧ください。
令和元年度介護サービス事業特別会計決算総括表につきまして、科目ごとに決算額を申し上げます。
歳入です。
サービス収入、決算額１億９，７７６万８，４２５円、分担金及び負担金４，８０３万１，０９５円、収入未済額７万３４３円、収入割合９９．９％、繰入金１億４，４１１万８，２４５円、繰越金７６４万４，７６７円、諸収入２９１万９，９３２円。
歳入合計、予算現額３億９，８００万４，０００円、調定額４億５５万２，８０７円、決算額４億４８万２，４６４円、収入未済額７万３４３円、収入割合につきましては、決算額に対する収入未済額の比率が小さいため、端数処理の関係で１００％の表示となっております。
次に、歳出です。
居宅介護サービス事業費、決算額６，１７４万１，８６１円、介護老人福祉施設事業費３億２，５７０万２，３２７円。
歳出合計、予算現額３億９，８００万４，０００円、決算額３億８，７４４万４，１８８円、不用額１，０５５万９，８１２円、執行率９７．３％となっております。
歳入歳出差引残額１，３０３万８，２７６円、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。
それでは、決算の内容につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、２８６、２８７ページをお開きください。

歳入です。収入済額のみ申し上げます。

１款サービス収入１億９，７７６万８，４２５円、１項介護給付費収入１億８，８８０万２，５０４円、１目居宅介護サービス事業収入２，１８７万４，６７８円、２目介護老人福祉施設事業収入１億６，６９２万７，８２６円。２項介護予防日常生活支援総合事業費収入、１目通所型サービス事業費収入ともに同額の８９６万５，９２１円。

２款分担金及び負担金、１項負担金ともに同額の４，８０３万１，０９５円、収入未済額７万３４３円、１目居宅介護サービス事業負担金３５５万７，０６３円、１節通所介護利用者負担金で５，７６０円の収入未済額は、デイサービス利用者２名の現年度分です。次のページに移りまして、２目介護老人福祉施設事業負担金４，４４７万４，０３２円、１節介護老人福祉施設利用者負担金で６万４，５８３円の収入未済額は、施設入所者１名の現年度分です。以上の３名分の収入未済額につきましては、先月の８月で全額収入済となっております。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ともに同額の１億４，４１１万８，２４５円。

４款１項１目ともに繰越金、同額の７６４万４，７６７円。

５款諸収入２９１万９，９３２円、１項受託事業収入、１目介護サービス事業収入ともに同額の９万２５０円。２項１目ともに雑入、同額の２８２万９，６８２円。

次のページに移りまして、歳入合計、予算現額３億９，８００万４，０００円、調定額４億５５万２，８０７円、収入済額４億４８万２，４６４円、収入未済額７万３４３円となるものです。

次のページ、２９２ページをお開きください。

歳出です。支出済額のみ申し上げます。

２９２ページから２９７ページにかけまして、１款１項ともに居宅介護サービス事業費、１目通所介護費ともに同額の６，１７４万１，８６１円。内容につきましては、老人デイサービスセンター１日定員３０名の運営に係る経費、介護・看護職員など職員、臨時職員、計２１名の人件費並びに施設管理費を支出しております。７節準職員賃金、前年比１，１１２万２，４０６円の増額は、介護職員３名の新規採用によるものです。

次に、２９６ページ下段から３０７ページにかけまして、２款１項ともに介護老人福祉施設事業費、１目介護老人福祉施設費ともに同額の３億２，５７０万２，３２７円。内容につきましては、特別養護老人ホーム定員５０床、短期入所生活介護１０床の運営に係る経費、介護・看護・調理員など、職員、臨時職員、計５８名の人件費並びに施設管理費を支出しております。３０５ページ、１５節工事請負費では、施設のボイラー設置工事、高圧機器更新工事を行っております。

次に、３０６、３０７ページをお開きください。

以上、歳出合計、予算現額３億９，８００万４，０００円、支出済額３億８，７４４万４，１８８円、不用額１，０５５万９，８１２円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件の総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第５号令和元年度大樹町介護サービス事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎日程第７　認定第６号

○齊藤決算審査特別委員長

日程第７　認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を議題といたします。

関係説明員から議案並びに事項別明細書の説明を求めます。

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、認定第６号について説明させていただきますので、議案に一度お戻りいただきたいと思います。

認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定について説明させていただきます。決算総括表から説明させていただきますので、次のページの総括表をお開き願います。

令和元年度公共下水道事業特別会計決算総括表について、科目ごとに決算額を申し上げます。

まず、歳入です。

科目、分担金及び負担金、決算額３２１万７，５００円、使用料及び手数料６，９４６万８，５１８円、国庫支出金５，４６０万８，０００円、繰入金２億７３６万９，０００円、繰越金６７２万６，０３９円、町債７，１３０万円、諸収入１７万８，７６２円。

歳入合計、予算現額４億１，０４７万８，０００円、調定額４億１，４６５万６，６８７円、決算額４億１，２８６万７，８１９円、不納欠損額はございません。収入未済額１７８万８，８６８円、収入割合は９９．６％となってございます。

続きまして、歳出です。

科目、管理費、決算額１億１，９３７万４，０９８円、事業費１億６，２４８万６，４６７円、公債費１億２，４６０万４，１２２円、諸支出金９，８７１円、予備費はございません。

歳出合計、予算現額４億１，０４７万８，０００円、決算額４億６４７万４，５５８円、翌年度繰越額はございません。不用額４００万３，４４２円、執行率といたしまして９９．０％となってございます。

歳入歳出差引残高は６３９万３，２６１円となっており、同額を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書３０８ページ、３０９ページの歳入をお開き願います。

まず最初に、歳入です。収入済額で説明させていただきます。

１款分担金及び負担金、１項負担金、収入済額でともに同額の３２１万７，５００円、１目公共下水道負担金２０４万７，５００円、２目個別排水処理事業受益者分担金１１７万円。

２款使用料及び手数料６，９４６万８，５１８円、１項使用料６，９４３万４，５１８円、１目公共下水道使用料６，１５６万９，１０７円、不納欠損額はございません。２目個別排水処理施設使用料７８６万５，４１１円。２項手数料３万４，０００円、１目公共下水道手数料２万３，０００円、２目個別排水処理施設手数料１万１，０００円。

３款国庫支出金１項国庫補助金５，４６０万８，０００円、次のページの３１０ページ、３１１ページをお開き願います。１目下水道国庫補助金５，４６０万８，０００円。これにつきましては、公共下水道事業のストックマネジメント計画策定業務と終末処理場の長寿命化建設工事に対する国庫補助金でございます。

４款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金ともに同額の２億７３６万９，０００円。

５款１項１目ともに繰越金で、同額の６７２万６，０３９円。

６款１項ともに町債で、同額の７，１３０万円、１目下水道事業債３，８４０万円、２目過疎対策事業債３，２９０万円。これら町債につきましては、下水道事業と個別排水設備設置事業に伴う起債の借入れとなってございます。

７款諸収入、１項１目ともに雑入で１７万８，７６２円でございます。

以上、歳入合計で、当初予算額４億２，４８０万円、補正予算額１，４３２万２，０００円の減、予算現額の合計で４億１，０４７万８，０００円、調定額は４億１，４６５万６，６８７円、収入済額４億１，２８６万７，８１９円、不納欠損額はございません。収入未済額１７８万８，８６８円となるものでございます。

続きまして、歳出を説明いたしますので、３１２ページ、３１３ページをお開き願います。

歳出につきましては、支出済額で説明させていただきます。

１款管理費１億１，９３７万４，０９８円、１項総務管理費１，２０６万３，７５６円、１目一般管理費１，０８６万２，１１１円。ここでは８節報償費で、公共下水道に係る受益者負担金の前納報償金１８戸分を支出してございます。次に、３１２ページから３１５ページにかけまして、２目普及推進費１２０万１，６４５円。ここでは８節報償費で、個別排水事業に係る受益者分担金の前納報償金１３戸分を支出してございます。３１５ページ上段の１９節負担金、補助及び交付金では、水道事業への個別排水負担金と水洗便所設置補助金を４戸分支出してございます。２項施設管理費１億７３１万３４２円、１目管渠管理費６１１万４，３８０円、２目処理場管理費８，５５８万８，１５７円。ここでは１３節委託料で、処理場の施設管理業務を支出してございます。３１４ページから３１７ページにかけまして、３目個別排水管理費１，５６０万７，８０５円、次のページ、１３節委託料で個別排水処理施設維持管理業務１９０基に係る点検、清掃等の維持管理を行ってございます。

３１６ページから３１７ページの上段、２款事業費１億６，２４８万６，４６７円、１項下水道整備費、１目下水道建設費ともに同額の１億３，６８６万６，５８７円。ここでは１３節の委託料で、公共下水道ストック計画策定業務と、次のページ、下水道終末処理場建設工事委託業務を行ってございます。１５節工事請負費では、公共下水道工事、管路工事を行ってございます。２項個別排水処理施設整備費、１目個別排水処理施設建設費ともに同額の２，５６１万９，８８０円。ここでは１５節工事請負費で、個別排水処理施設を１１基整備してございます。

中段、３款１項ともに公債費で同額の１億２，４６０万４，１２２円、１目元金１億２９６万８，４１５円、２目利子２，１６３万５，７０７円。

下段で、４款諸支出金、１項繰出金、１目一般会計繰出金ともに同額の９，８７１円。ここでは、２級河川の樋門に係る管理委託料を道との維持管理協定により折半し支出してございます。

３１８ページから３２１ページにかけた、５款１項１目ともに予備費で、支出ございません。

以上、歳出合計で、当初予算額４億２，４８０万円、補正予算額１，４３２万２，０００円の減、予算現額の合計で４億１，０４７万８，０００円、支出済額４億６４７万４，５５８円、不用額４００万３，４４２円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

議案並びに事項別明細書の説明が終わりました。

これより、事項別明細書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件の総括質疑を行います。

総括質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第６号令和元年度大樹町公共下水道事業特別会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することと決しました。

暫時休憩します。

休憩　午後　１時２５分
再開　午後　１時２６分

○齊藤決算審査特別委員長
それでは、委員会を再開します。

◎日程第８　認定第７号

○齊藤決算審査特別委員長
日程第８　認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を議題といたします。
関係説明員から議案並びに決算書の説明を求めます。
水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長
続きまして、認定第７号について説明させていただきますので、議案書に一度お戻りいただきたいと思います。
認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定について説明させていただきます。
なお、地方公営企業会計制度に従い、決算報告書には税込みで、財務諸表などは税抜きで作成してございます。
それでは、決算書の１ページ、２ページをお開き願います。
令和元年度大樹町水道事業決算報告書。
最初に、１、収益的収入及び支出ですが、決算額で説明させていただきます。
収入の区分、第１款水道事業収益、決算額４億８，７８０万３，１０５円、第１項営業収益２億９，００６万５，９４６円、第２項営業外収益１億９，７７３万７，１５９円となってございます。
次に、支出です。
第１款水道事業費用、決算額４億８，７５８万３４０円、第１項営業費用４億６，５３１万６，０９３円、第２項営業外費用２，２２６万４，２４７円、第３項予備費、予備費についての支出はございません。
次のページの３ページ、４ページをお開き願います。
２、資本的収入及び支出の収入、第１款資本的収入、決算額５，２１２万８，４４３円、第１項工事補償金４８１万４，６４０円、第２項工事負担金６７１万６，８００円、第３項繰入金４，０５９万７，００３円となってございます。
次に、支出です。
第１款資本的支出、決算額３億１，３２２万８，４９３円、第１項建設改良費１億９，９６３万５，４１９円、第２項配水管等補償工事費４８１万４，６４０円、第３項量水器整備事業

費１，３９７万６，９４０円、第４項企業債償還費９，４８０万１，４９４円となってございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額２億６，１１０万５０円は、損益勘定留保資金で補塡いたしました。

次のページ、５ページから８ページの財務諸表につきましては、説明を省略させていただきます。

９ページをお開き願います。

令和元年度大樹町水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。

１、概況（１）総括事項、ア、給水状況、令和元年度末の給水戸数２，７３４戸、対前年度は１１戸の増。次の表に移りまして、年間有収水量、令和元年度末１２４万４，４０３立米、対前年度４万４，９９５立米の増となってございます。次のイの事業状況、ウの財政状況につきましては、１ページから４ページまで説明させていただきましたので省略させていただき、次の１０ページの中段をご覧ください。

（２）議会議決事項をご覧願います。

議案番号、認定第７号から議案第２８号までの４件の議決をいただいております。

（３）行政官庁認定事項の該当事項はございません。

（４）職員に関する事項では、事務職員２名、技術職員２名の合計４名と、前年と同じでございます。

（５）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、特別記することはございません。

次のページ、１１ページをお開き願います。

２、工事。

（１）建設工事の概要。

ア、建設改良工事、１番目の松並東通支線配水管布設工事から大樹町老朽消火栓更新工事第３工区まで８件の合計で、工事請負費１億１，３３９万８，２８０円となってございます。

次に、イ、配水管等補償工事は、南町１０号線改良舗装工事に伴う配水管移設工事で、工事請負費４８１万４，６４０円となってございます。

次のページをご覧願います。

（２）保存工事の概要。

ア、量水器更新工事は、検定満期メーター器更新工事、第１工区から第３工区までで合計４４５個、工事請負費７８０万６，２４０円となってございます。

次に１３ページをお開きください。

３、業務。

（１）業務量、令和元年度末給水人口５，５０５人、計画給水人口６，０３０人、年度末給水戸数２，７３４戸、年間配水量は年間１３８万４，８７３立米。有収水量は年間１２４万４，４０３立米、有収率８９．８６％、前年比で１．５２％減となってございます。次に供給単価２２４円５１銭、前年比１．２４円の増となっています。次に給水原価３９１円８２銭、前

年比２５．８９５円減となってございます。

次に、（２）事業収入に関する事項ですが、増減で説明させていただきます。

営業収益８０４万３，４７０円の増、営業外収益１６３万８，０４２円の減、合計で６４０万５，４２８円の増となってございます。

次に、（３）事業費に関する事項も増減で説明させていただきます。

営業費用１，１５８万７，８５８円の減、営業外費用２６７万７，３３５円の減、合計として１，４２６万５，１９３円の減となってございます。

１４ページをご覧願いたいと思います。

４、会計。

（１）重要契約の要旨では、３件で合計としまして１億２０５万８，０００円となってございます。

（２）企業債及び一時借入金の概況。

イ、企業債、当年度借入高はございません。当年度償還高の合計で９，４８０万１，４９４円。当年度末残高、合計といたしまして９億２，３２２万１，１０４円となってございます。

ロ、一時借入金はございません。

次に１６ページをお開き願います。

その他の書類は、税抜きの明細とし、主なものを税抜き額で説明させていただきます。税込み額は、備考欄に括弧書きで表示しておりますので、併せてご確認願います。

１、収益的費用明細書。

収入。

水道事業収益、営業収益、給水収益、水道使用料で２億５，６８１万６，０１８円。営業外収益、一般会計補助金で１億１，２８２万３，１４４円、前年比約９１万円の増です。長期前受金戻入では８，０１３万３，１０５円、前年比約２７１万円の減です。

収益合計として４億６，０７１万４，２６８円となったものでございます。

次に、支出です。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の中では、委託料５，０７２万８，４２２円、前年比では約５２６万円の増となっています。１７ページに移りまして、配水及び給水費、修繕費２４６万５１１円、前年比５０８万円の減でございます。減価償却費、有形固定資産減価償却費３億２，３０３万１，４５５円、前年比２３７万円の増です。資産減耗費、固定資産除却費１，５７５万５，５８１円、前年比６９５万円の減でございます。営業外費用、雑支出、その他雑支出５万６，１１４円、前年比４６万円の減でございます。不納欠損他でございます。ここでは不納欠損で２件、平成２５年、２６年税込みで５万１，５８３円、令和元年で不納欠損処理をいたしました。

費用合計で４億７，８７９万５，２６２円となったものでございます。

次に１８ページをお開き願います。

２、資本的収支明細書。

収入。

資本的収入、工事補償金４８１万４，６４０円、前年比約３，３９０万円の減です。繰入金４，０５９万７，００３円、前年比１８２万円増。

収入合計５，２１２万８，４４３円となったものでございます。

次に支出です。

資本的支出、建設改良費、固定資産取得費、負担金６，３９２万３，０８２円、前年比約６４７万円の増です。工事請負費９，７０６万１，０００円、５件で約７，８５７万円の減でございます。次のページをご覧ください。配水管等補償工事費、工事請負費４４５万８，０００円の１件で、前年比３，１３９万円の減です。量水器整備事業費、工事請負費７２２万８，０００円の３件で、前年比１４２万円の減でございます。

支出合計で２億９，５５１万４，５９０円となったものでございます。

次に２０ページをお開き願います。

３、固定資産明細書。

（１）有形固定資産明細書では、資産の種類が土地から建設仮勘定までの７種目で、年度当初現在高１３２億２，８００万８，７６０円、当年度中の資産の増加、減少、減価償却の増減により、２１ページの右側の列、年度末償却未済額の合計で６６億７，６００万３，３６８円になるものでございます。

次のページ、２２ページ、２３ページをお開き願います。

４、企業債明細書。

借入れの種類は、政府資金で１３口、公庫資金３口の合計１６口で、発行総額の合計が２１億６，６００万円、２３ページに移りまして、未償還残高の合計が９億２，３２２万１，１０４円となってございます。翌年度償還予定額、流動負債は９，７０６万８，６９９円を再掲してございます。

次のページ、２４ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、１、水道料金の収納状況ですが、現年度分家事用（小口）からその他までの調定額が合計で２億７，９３８万１，７０６円。収納２億５，６７０万１，８７４円、未納２，２６７万９，８３２円、収納率が９１．８８％でございます。滞納繰越分、調定額２，３９４万２，８５７円、収納２，１１４万７，６９０円、不納欠損額５万１，５８３円ですけれども、これは２件で、理由として１件が自己破産したこと、それから２件目が時効の援用となってございます。未納２７４万３，５８４円、収納率８８．３３％。

合計として、調定額３億３３２万４，５６３円、収納２億７，７８４万９，５６４円、不納欠損５万１，５８３円、未納２，５４２万３，４１６円、収納率として９１．６％です。

参考といたしまして、５月１５日現在の調定額が２億７，９３８万１，７０６円、収納が２億７，８２５万３，０５０円、未納が１１２万８，６５６円、収納率として９９．６％と前年より０．１５％下がりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

議案並びに決算書の説明が終わりました。

これより、決算書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定についての件の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第７号令和元年度大樹町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

休憩します。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　２時００分

○齊藤決算審査特別委員長

それでは、委員会を再開します。

◎日程第９　認定第８号

○齊藤決算審査特別委員長

日程第９　認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を議題といたします。

関係説明員から議案並びに決算書の説明を求めます。

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

なお、病院事業会計におきましても、地方公営企業会計制度を適用しておりますので、決算報告書は税込みで、財務諸表などは税抜きで作成してございます。

それでは、決算書の２ページ、３ページをお開き願います。

令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業決算報告書につきまして決算額で説明させていただきます。

（１）収益的収入及び支出。

収入。

第１款病院事業収益８億７，７７５万６，４６３円。第１項医業収益４億８，０１５万２，６１７円。第２項医業外収益３億９，７６０万３，８４６円となってございます。

次に、支出。

第１款病院事業費用１０億６７４万３，８２８円。第１項医業費用９億９，８９６万１，１７３円。第２項医業外費用７７８万２，６５５円。第３項予備費、予備費の支出はございません。

４ページ、５ページをお開き願います。

（２）資本的収入及び支出。

収入。

第１款資本的収入４，５２５万５，０８４円。第１項一般会計負担金４，４２５万５，０８４円。第２項企業債１００万円。第３項貸付金返還金、貸付金返還金の収入はございません。

次に、支出。

第１款資本的支出４，５７８万５，０８４円。第１項建設改良費２０９万４，１２０円。第２項企業債償還金４，３１６万９６４円。第３項貸付金５３万円となってございます。

次に、１０ページをお開き願います。

令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業報告書。

１、概況。

（１）総括事項。

令和元年度における本事業の収支決算の結果としては、収益的収支（税抜き）における総

収益は８億７，４７７万４，１７１円、対前年比３．３％の減で、総費用は１０億４６０万４，７４６円、対前年比１．７％の増になり、収支差し引き１億２，９８３万５７５円の損失が生じ、当年度未処理欠損金は１１億５，９７５万５，０２３円となっております。

また、資本的収支（税込み）においては、収入額４，５２５万５，０８４円、支出総額４，５７８万５，０８４円で、不足する５３万円は損益勘定留保資金から補塡しております。

（２）議会議決事項。

補正予算が３件、決算認定、規約の変更、当初予算が各１件、合計６件でございます。

（３）職員に関する事項。

令和２年３月３１日現在の職員数ですが合計で９７名、前年比１名の増となっております。主な増減の要因は、医師で小児科医１名の増、医療技術員で視能訓練士１名の増、医療事務員４名の皆増、パート看護師５名の減となってございます。

１１ページに移りまして、２、業務。

（１）業務量。

入院は内科、外科、小児科合わせまして１万５，１８７人、前年比６２９人の減。１日平均患者数は４１．５人で、前年比１．８人の減となっております。外来は、内科から耳鼻咽喉科まで合計２万６，９１０人、前年比３，１３１人の減。１日平均患者数は１１１．２人で、前年比１２．４人の減となっております。

なお、小児科につきましては、本年１月から開設しております。

（２）事業収入に関する事項（税抜き）でございます。

表の左側、医業収益は４億７，７５０万２，９９３円、前年比５，４６５万３，１１０円、１０．３％の減となっております。内訳として、入院収益は２億５，５１８万３，３４６円、前年比３，８７６万７，５７５円、１３．２％減。入院患者数等の減少等により減収となっております。外来収益は１億９，２９５万８，８１１円、前年比１，５７４万３，６１３円、７．５％の減。外来患者数の減少により減収となっております。その他医業収益は２，９３６万８３６円、前年比１４万１，９２２円、０．５％の減となっております。表の右側、医業外収益は３億９，７２７万１，１７８円、前年比２，５２０万３，４８４円、６．８％の増となっております。主な要因は、長期前受金戻入で２，６５３万４，３９６円増加したことによるものです。

以上、事業収入の合計は８億７，４７７万４，１７１円、前年比２，９４４万９，６２６円、３．３％の減となっております。

（３）事業費用に関する事項（税抜き）でございます。

表の左側、医業費用は９億８，１５５万３，７４８円、前年比１，５２８万５，５６２円、１．６％の増となっております。増減の主な費用は、給与費で２，８３５万３，２０９円、４．２％の増。小児科医１名と視能訓練士１名のほか、医療事務の直営に伴いまして事務員４名を採用したことによるものでございます。経費で１，５４７万７，２５４円、１６．０％の減。医療事務の直営によりまして、委託料の減が主な要因となっております。減価償却費で１，

３１２万1，３５９円、１８．９％の増。電子カルテシステム、臨床検査システムのほか、ＣＴ装置の更新によるものです。資産減耗費で７９１万1，９００円の皆減となっております。

表の右側、医業外費用は2，３０５万９９８円、前年比１９７万3，６７０円、９．４％の増となっております。増減の主な費用は、支払利息及び企業債取扱諸費で１１２万1，９８７円、７５．７％の減、企業債の利率見直しに伴いまして支払利息の減となるものでございます。雑損失で４８７万8，５４０円、1，９４０．1％の増。平成２７年、２８年に採用しました看護師５名に関わります看護師就業支援金の返済免除が確定したことによるものです。

以上、事業費用の合計は１０億４６０万4，７４６円、前年比1，７２５万9，２３２円、１．７％の増となっております。

１７ページをお開きください。

２、資本的収支明細書（税抜き）でございます。

（1）資本的収入の部。

一般会計負担金4，４２５万5，０８４円、企業債１００万円。

収入合計4，５２５万5，０８４円で、損益勘定留保資金から補塡する額５３万円を合わせまして、合計4，５７８万5，０８４円となっております。

（2）資本的支出の部。

機器及び備品購入費１９３万9，０００円、企業債元金償還金4，３１６万９６４円、貸付金５３万円。

支出合計4，５６２万9，９６４円となっております。

１８ページをお開きください。

３、固定資産明細書。

土地から車両までの計、年度当初の現在高２０億９１７万8，７５７円に、当年度において導入した器械備品１９３万9，０００円を加えた結果、年度末現在高は２０億1，１１１万7，７５７円、減価償却累計額の現在高4億7，５６４万1，０３３円を差し引いた年度末償却未済額は１５億3，５４７万6，７２４円となっております。

４、企業債明細書。

平成２４年度の病院改築実施設計医師住宅建設から令和元年度の医療機器まで、発行総額は8億8，４００万円となっております。当年度の元金償還額4，３１６万９６４円、未償還残高は7億8，９７１万8，９７４円となっております。

なお、流動負債に計上しております翌年度償還予定額は、4，０５７万8，０００円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○齊藤決算審査特別委員長

議案並びに決算書の説明が終わりました。

これより、決算書の歳入歳出全般についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

事業報告書の１０ページに当該年度の未処理欠損金１１億円と、ちょっと勝手な思いなのですけれども、毎年毎年、町立病院に一般会計から３億５，０００万円とか３億円ぐらい入っているから、こういうふうな欠損金というのは累積赤字かなと思うのですけれども、累積赤字とは違うのですか。ちょっとそれをすみません、素人の質問で恐縮ですけれどもお答えいただきたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

１０ページの（１）の総括事項に書いてあります当年度未処理欠損金１１億５，９７５万５，０２３円ですが、これは毎年の損益計算書における経常損失等を毎年積み重ねてきた額が１１億円あるということでございます。

○齊藤決算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

平たく言えば、借金が１１億円町立病院については累計赤字があるよということで理解してよろしいのですか。

○齊藤決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

毎年度の損益の計算上、赤字になった部分が累積した額でございます。委員のおっしゃるとおりでございます。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時１５分

再開　午後　２時１６分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

日直・当直医の賃金経費は、項目の中のどこに入っているのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩　午後　２時１７分
再開　午後　２時１８分

○齊藤決算審査特別委員長

委員会を再開します。

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

うちの常勤医の場合ですと、目の給与費の手当の中に宿日直手当がございまして、この中に含まれております。この宿日直手当は看護師とかも入っていますので、一緒の分を含めてこの額となっております。

それと、あと週末とか平日に院外の医者から応援いただいているものは、報酬の中の出張医師の３，０００万円がその額となっております。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

ここの１４ページの出張医師の額だけ出ているということは、うちにいる常勤医６名の分ではなくて、ほかから来ている医師の分の全額ということですね。

それと、宿日直手当の中に看護師の分と出張医の分、もしくは常勤医の分も込みで入っているという理解でいいですか。

○齊藤決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

給与費の手当の中に含まれている部分は、うちの病院の医師の分でございます。ほかの病院から来ている医者の分は報酬でみて、うちの病院の医者の分は給与費の中の手当の分で看護師も含めてみております。

○齊藤決算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般に関する質疑を終了します。

これより、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

まず１つ目に、説明の中で入院、外来の患者が減ったという報告がありました。私は正確に分析できないのですが、現状としては、だんだん高齢化でもって病院にかかる人も町民の中に増えてきて、減ってはいないような気がするのですが、１つは広尾町の病院が新しく民営化になって、評判がいいという話を数多く聞いていますので、みんな広尾町に行っているという話も多いのですけれども。それと帯広ですか、そういうようなところに町の患者が出ることが多いから地元の病院の患者が減ったということなのか、総体的に町民の健康状態がよくて病院にかかるのが少ないというふうな受け止めもできるのですが、その辺の大体の実態把握の状況については、ある程度把握しているでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

私も、新聞報道等で広尾町の病院に流れているという記事を見ています。

これはトータルでいくと、数字を把握することはなかなか難しいのですが、考えてみると、保健活動のたまものであるとか、多少広尾町に流れているということもあると思いますし、あとは潜在的に人口減に伴いましてという部分はあると思います。ただ、１年、２年ですぐ影響がこれだけ出るというのは考えられないのですけれども、そういったいろいろな要因があるのかなと思いますが、確たる病院事務局のほうで、こうだという数字は今のところ押さえておりません。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

これが、どれが悪い、いいということではありませんが、そういうふうに、それは患者の選ぶ権利というか、それはありますから、そこのところはなりませんが、できれば地元の病院でということもあるのかなと思うのですが、少なくなった原因が、みんなが健康で病院にかかる日数とか回数とか人が減ったから病院の患者数が少ないという状況であれば好ましいのですが、ほかへ流れているから減ったというのはちょっと好ましくないかなと思うのですけれども、いかんともし難いので、そこを言ってしまうと、今度、医者の質を上げろとかという話になりますから、それ以上言えませんが、実態としてはまだ正確な状況は分からないということで押さえておきたいと思います。

次、いいですか。

先ほど聞いた日直・当直医の経費は、ここの１４ページの出張医師の報酬に入って３，０３４万円ぐらい。回数とあれは大体、土日ですから、例えば簡単に言うと、年間５２週に祝日とかかかるのだと思うのですが、非常に大きな数字なのですよね。

それで、以前に大樹町立病院の常勤医が非常にきつい状況なので、ほかから招聘して土日祝日の日直・当直をしてもらっているという話も聞きましたけれども、小児科も増えて常勤医も増えた状況の中で、これを解消して自前である程度賄うというようなことの考え方は、今お持ちではないのでしょうか。

○齊藤決算審査特別委員長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

過去に、確かに医者が２人しかいないとか３人しかいなくて、つらい診療体制であったことは確かなのですが、常勤医が今６名、眼科も含めて６名いるのですが勤務は通常どおり皆さんしているわけなのです、私達職員と同じように。そういった中で、人数は増えているのですけれども、働いている時間は人数が多くなっても１人当たりの医者の働いている時間は変わらないです。

それと、厚労省のほうからも、何年前かちょっと分からないのですが、医師の働き方改革という通知も出ていまして、そこには医者の週末の当直、夜間の宿直をなるべく減らすような対策を病院として講じていかなければ駄目ですよという通達も何年か前に発せられておりまして、医者が増えているのですが、今うちの体制としては、週末は他院の先生から応援をいただく。１週の中で月曜日と木曜日に大庭先生から夜の宿直の応援もいただいて、月に６回いただいているのですけれども、そこも取り入れながらドクターの勤務を維持していくということも取り組みとして行っているのが現状でございます。

○齊藤決算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

話が分からないわけではないです。医師の労働条件、普段も日常的にも勤務しているという状況の中では分かりますけれども、１人の医師が毎週毎週土日の宿日直とかをするわけではないですから、手分けして、例えば月１人１回とかでいくと、ある程度は賄えないのかなという、通達の条件の中でどうしても常勤医が宿直・日直をやることが通達に絶対ないとなれば、これは半永久的にというか、医師が何ぼ増えても宿日直は外部医師でないとできないというふうに定着してしまうので、その辺というのは今後の課題として、どうにかならないのかなと。財政的に厳しい中で３，０００万円も使わなければいけないという部分でいうと、ちょっとここは考えるべきでないかなという気もあるのですが、その辺はいかがですか。

○齊藤決算審査特別委員長

酒森町長。

○酒 森 町 長

病院のドクターの勤務の実態については、先ほど事務長のほうからも話があったとおりでして、それぞれの担当する科において日勤でお勤めをいただいているとことです。そのほかに土日も含めて宿日直をお願いしているということでありまして、そういう状態を見れば、

やはり国からの通達もあるとおり、医師の労働条件を改善していくということは、私は必要ではないかなというふうに思っております。

今現在も、それぞれの私どものドクターにおいて、可能な範囲で宿日直を引受けていただいている状況にはあります。ただ、それで賄えない部分は当然ありますので、その部分について出張医で対応しているという状況であります。

病院の経営から見ても出張医の報酬を減らすということも必要なことではあるというふうに思いますが、現状でドクターの協力を得ながら、今のいる人員で宿日直を回しているという状況も含めて、決算の内容についてはご理解を賜りたいと思います。

○齊藤決算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、総括質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、認定第８号令和元年度大樹町立国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

これをもちまして、本委員会に付託された事件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○齊藤決算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任いただくことに決しました。

◎閉会の宣告

○齊藤決算審査特別委員長

本日の日程は、これで全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、大樹町決算審査特別委員会を閉会します。

閉会　午後　２時３０分